

長崎市中心市街地活性化基本計画

令和2年4月

令和2年3月30日認定

令和2年7月30日変更

令和3年3月12日変更

令和4年3月14日変更

令和5年3月13日変更

令和6年3月7日変更

長崎県長崎市

目 次

○基本計画の名称	1
○作成主体	1
○計画期間	1
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	
[1] 地域の概況	1
[2] 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析	3
[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析	18
[4] これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証	23
[5] 中心市街地活性化の課題	33
[6] 中心市街地活性化の方針（基本的方向性）	36
2. 中心市街地の位置及び区域	
[1] 位置	37
[2] 区域	38
[3] 中心市街地の要件に適合していることの説明	39
3. 中心市街地の活性化の目標	
[1] 中心市街地活性化の目標	52
[2] 計画期間の考え方	53
[3] 目標指標の設定の考え方・フォローアップの時期及び方法	53
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備 その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	
[1] 市街地の整備改善の必要性	60
[2] 具体的事業の内容	61
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	
[1] 都市福利施設を整備の必要性	82
[2] 具体的事業の内容	83
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業 及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項	
[1] 街なか居住の推進の必要性	88
[2] 具体的事業の内容	89

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業 その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項	
〔1〕経済活力の向上の必要性	90
〔2〕具体的事業の内容	91
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	
〔1〕公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性	107
〔2〕具体的事業の内容	108
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	
〔1〕市町村の推進体制の整備等	114
〔2〕中心市街地活性化協議会に関する事項	116
〔3〕基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等	125
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	
〔1〕都市機能の集積の促進の考え方	130
〔2〕都市計画手法の活用	131
〔3〕都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	132
〔4〕都市機能の集積のための事業等	135
11. その他中心市街地の活性化に資する事項	
〔1〕基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	138
〔2〕都市計画等との調和	141
〔3〕その他の事項	142
12. 認定基準に適合していることの説明	144

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

○基本計画の名称：長崎市中心市街地活性化基本計画

○作成主体：長崎県長崎市

○計画期間：令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年）

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

[1] 地域の概況

(1)長崎市の位置、地勢

長崎市は、九州の西端、長崎県の南部、東シナ海を介してアジア大陸に面する位置にあり、五島灘、橘湾、大村湾に囲まれた長崎半島から西彼杵半島の一部を占めている。

長崎港内港部の埋立地と長崎港に注ぐ中島川の周辺や、同じく長崎港に注ぐ浦上川沿いの比較的平坦な地域に、商業・業務機能が集積している。また、平坦地が少ないため、周辺の斜面地は宅地化され、住宅が丘陵をほう独特な風景を呈し、住宅地はさらに丘陵の外延部まで広がり、新たな市街地を形成している。さらに周辺部には、海岸部の入江や河口部等に古くから市街地が形成されている。

(2)長崎市の沿革（まちの成り立ち）

長崎市の都市としての歴史は、元亀2年（1571年）の海外貿易港としての開港にはじまる。開港時には、内町6町とよばれる大村町、島原町、平戸町、文知町、外浦町、横瀬浦町が長崎台地の先端に建設され、今日の長崎市の基礎ができあがった。

江戸時代のいわゆる「鎖国」期においては、我が国で唯一、海外に開かれた交易・文化の窓口として重要な役割を果たした。

開国後においても外国人居留地が形成され、多くの外国人が来崎し、貿易をはじめとする様々な商業活動を展開するほか、西洋の技術が持ち込まれ、いち早く近代的都市としての発展を遂げた。

明治22年には市制が施行され発展し続けてきたが、第2次世界大戦において、昭和20年8月9日に原子爆弾が投下され、7万人余りにのぼる犠牲者を出し、都市の機能が破壊された。

戦後は、長崎国際文化都市建設法が施行され、戦災復興土地区画整理事業を開始し、都市の復興を図り、核兵器の廃絶による世界平和を希求する平和都市としての役割を担いながら、造船業、観光業、水産業を3つの柱として発展を続けてきた。

平成17年、平成18年には周辺の7町との合併で市域面積が約1.7倍となり、豊かな自然や文化など、新しい地域資源が加わった。

長崎市中心部では、九州新幹線西九州ルート、JR長崎本線連続立体交差事業や長崎駅周辺土地区画整理事業など大型事業が動き出し、また、二つの世界遺産登録へ向けた取り組みがなされるなど、市の中心部において、大きな変革が見られたことを契機ととらえ、平成22年に、長崎県と長崎市が一体となって、都市再生のためのグランドデザインとして、「都市・居住環境整備基本計画」を策定した。その後、二つの世界遺産が登録され、令和4年度には、九州新幹線西九州ルートの開業が予定されているなど、交流人口拡大に向けた事業が着々と進んでいる。

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

このように、長崎市では「長崎市第四次総合計画（平成 23 年度～令和 2 年度）に掲げた将来の都市像である、「個性輝く世界都市」、「希望あふれる人間都市」を目指して、人が育ち、まちが成長し、経済が発展する、もう一つ先の長崎づくりを進めている。

(3)中心市街地の歴史的・文化的役割

長崎のまちは、江戸時代のいわゆる「鎖国」期において、海外に開かれた窓口として栄え、外国人居留地が設けられるなど他都市に類を見ない国際色豊かな独特の文化を築いている。

中心市街地及びその周辺においては、国指定史跡である「出島」、国宝・重要文化財を有する「中島川・寺町地区の寺院群」、中国文化を色濃く残す「新地中華街・唐人屋敷跡地区」、洋風建築物とまちなみが当時の面影を残す「東山手・南山手の洋館群」、重要文化財眼鏡橋を有する「石橋群」など、多くの歴史・文化的資産を有しており、さらに、平成 27 年には「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」、平成 30 年には「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」という 2 つの世界遺産が登録された。

また、卓袱料理、ちゃんぽん、トルコライスなど、和・洋・中の魅力が融合した長崎ならではの食文化も多く、現在は豊富な海の幸、農産物等について地産地消の活動を推進している。

その他にも、「長崎くんちの奉納踊」を始め、「竹ン芸」、「浮立」など、古くから各地で育まれてきた伝統芸能が数多く残っており、長崎郷土芸能保存協議会を設立し、保存継承に努めている。

このような様々な長崎の歴史・文化の発信拠点として、平成 17 年には長崎県美術館、長崎歴史文化博物館を整備した。また平成 20 年には、長崎市立図書館が開館し、市・県民の知的欲求に対応し、文化的水準の向上に貢献しており、今後も、これら長崎の歴史と文化に育まれた資源の保存・活用が一層重要性を増していくものと考ええる。



－眼鏡橋（国指定重要文化財）－



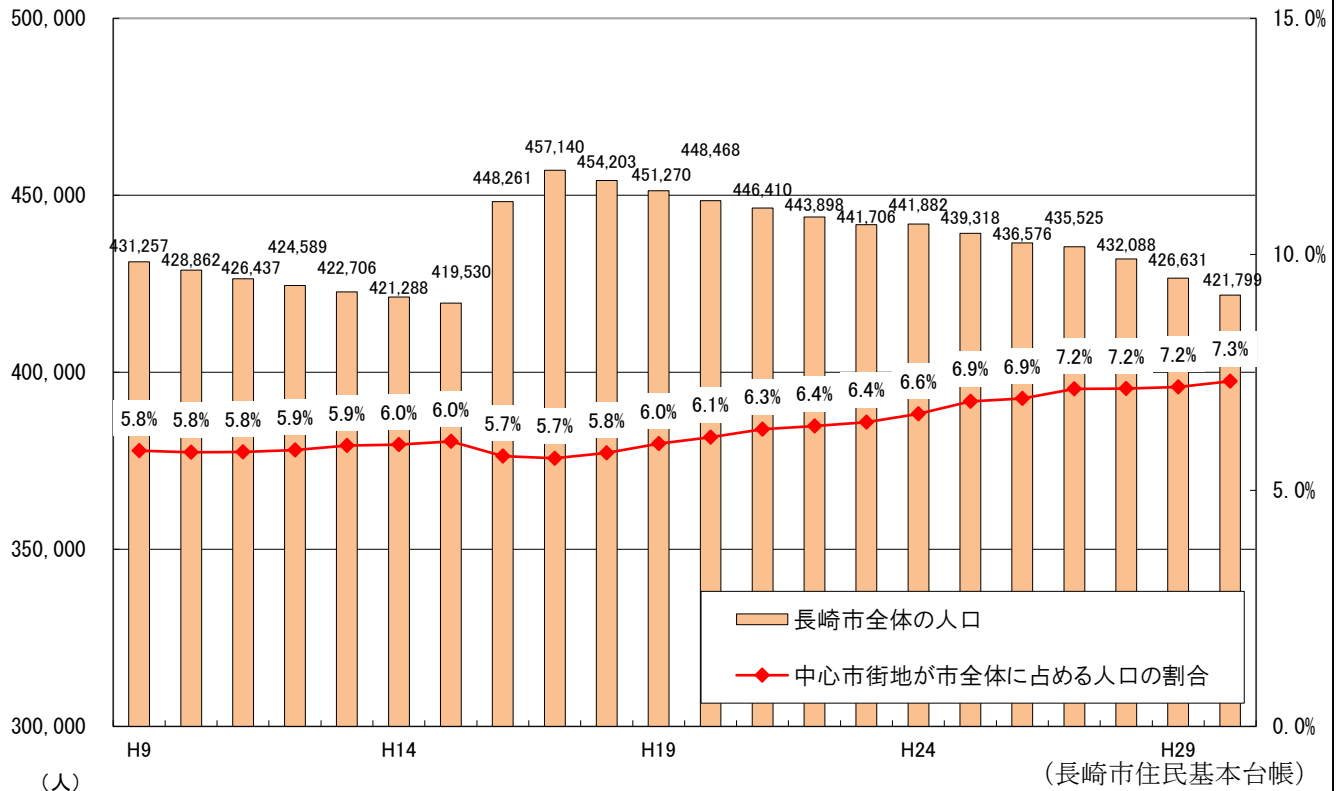
－世界遺産（長崎と天草地方の潜伏キリシタン
関連遺産 大浦天主堂）－

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

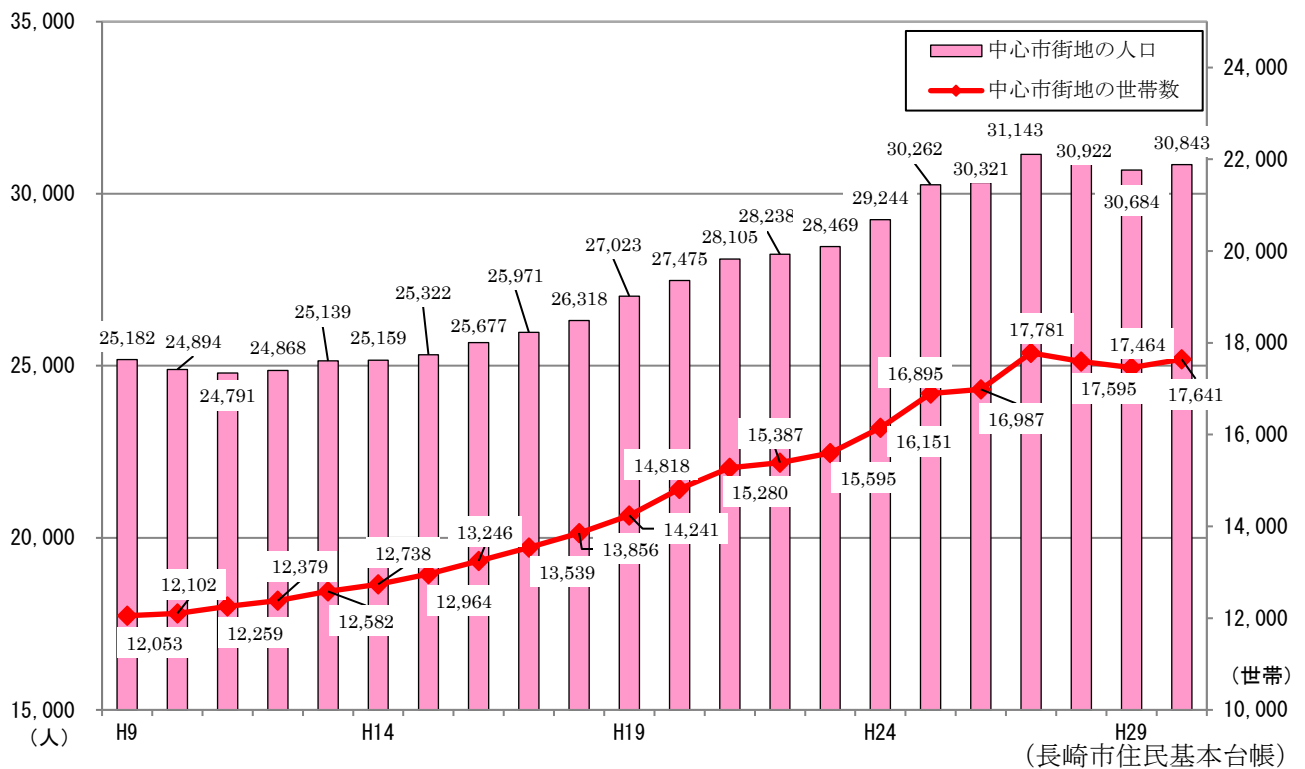
[2] 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析

(1)人口動態等に関する状況

①人口・世帯数



-長崎市全体の人口及び中心市街地が占める割合の推移-



-中心市街地の人口・世帯数の推移-

※人口、世帯数共に各年末現在、ただし H16、17 年は周辺町との合併のため翌年 1 月 4 日現在

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

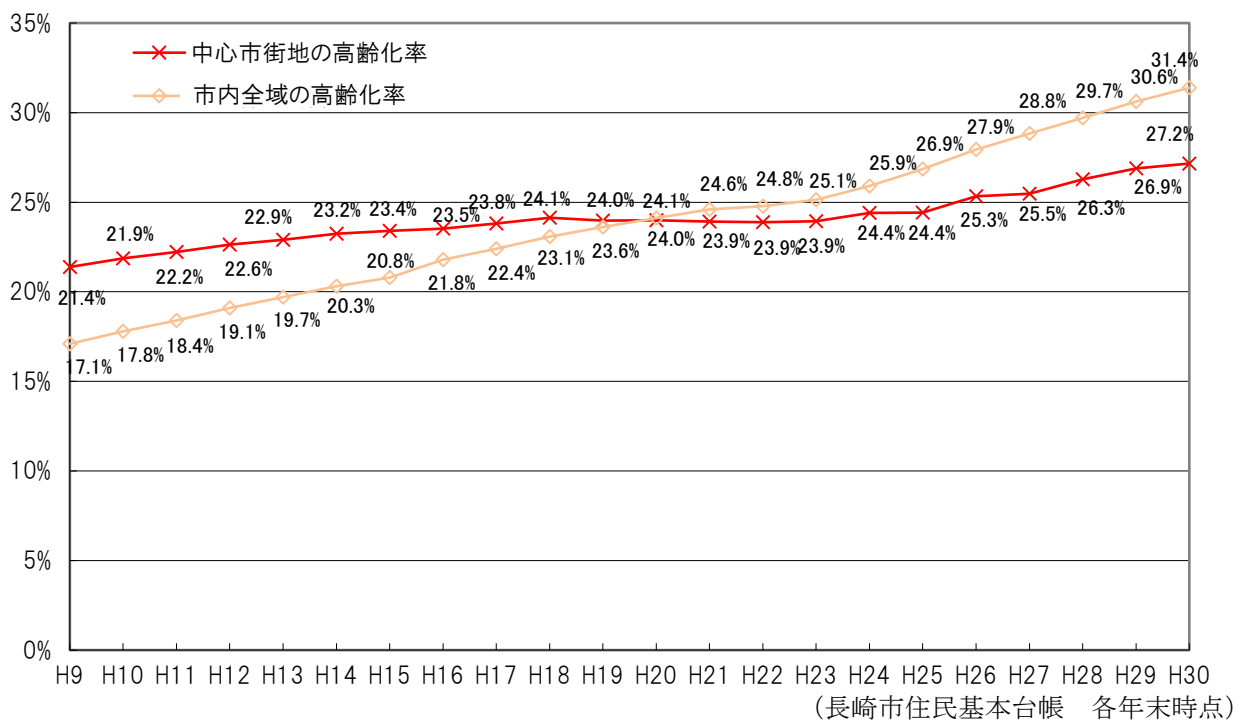
長崎市の人口は減少傾向が続いており、平成 17 年 1 月 4 日、18 年 1 月 4 日に周辺町との合併により一時的に増加したものの、その後再び減少傾向に転じている。

市内全域の人口に対して中心市街地が占める割合は、長崎市の人口が減少傾向である中で、ほぼ横ばいの状況にある。

なお、中心市街地の人口は平成 12 年から増加傾向であるが、第 1 期の中心市街地活性化基本計画（以下、「基本計画」という。）期間となる平成 27 年以降は、ほぼ横ばいとなっている。

また、中心市街地の世帯数については、核家族化の進展、独居世帯の増加から、平成 9 年から現在まで増加傾向であったが、中心市街地の人口動態と同じく、平成 27 年以降はほぼ横ばいの状況である。

②高齢化率



－中心市街地及び市内全域の高齢化率の推移－

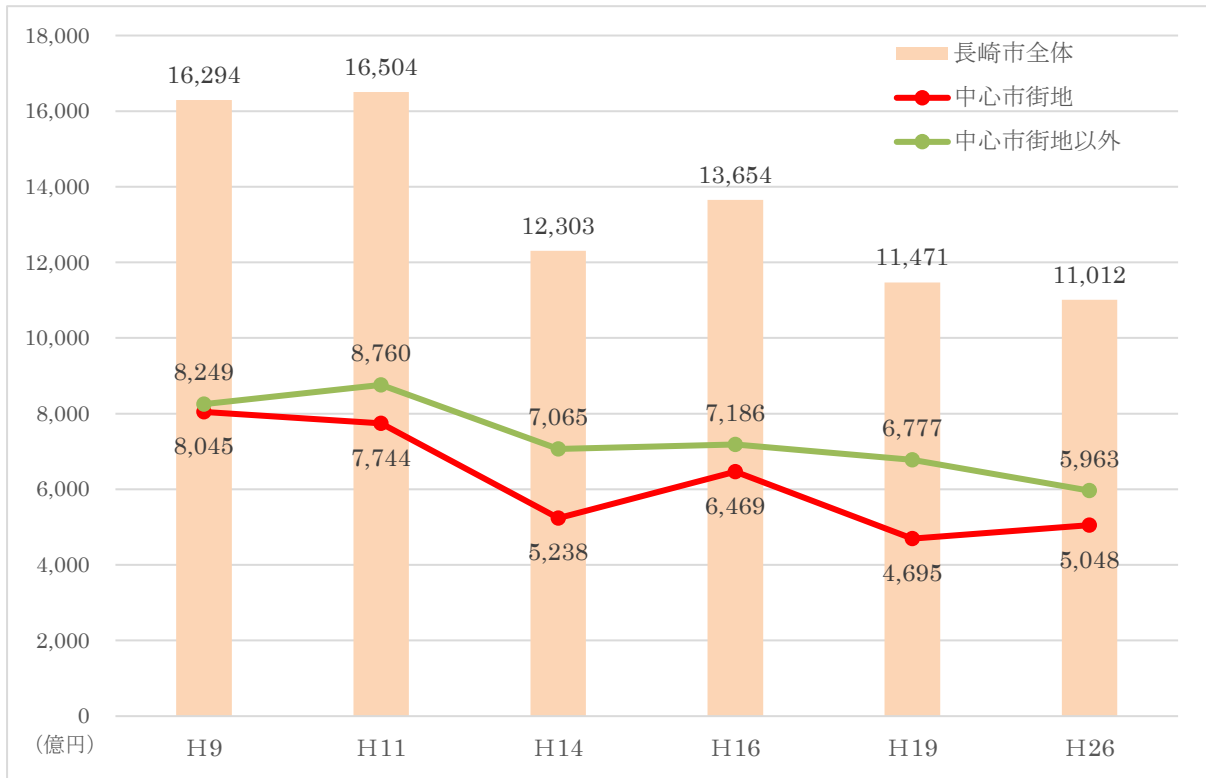
平成 20 年までは、中心市街地の高齢化率は市内全域の高齢化率に比較して高い傾向にあり、市内全域と同様に増加傾向が継続していたが、平成 20 年以降も増加傾向であることは変わらないものの、市内全域の高齢化率が高くなっている状況にある。

中心市街地の高齢化率は、平成 17 年以降 24%前後でほぼ横ばいとなっていたが、第 1 期基本計画期間となる平成 27 年以降は、ゆるやかな増加傾向となっている。

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

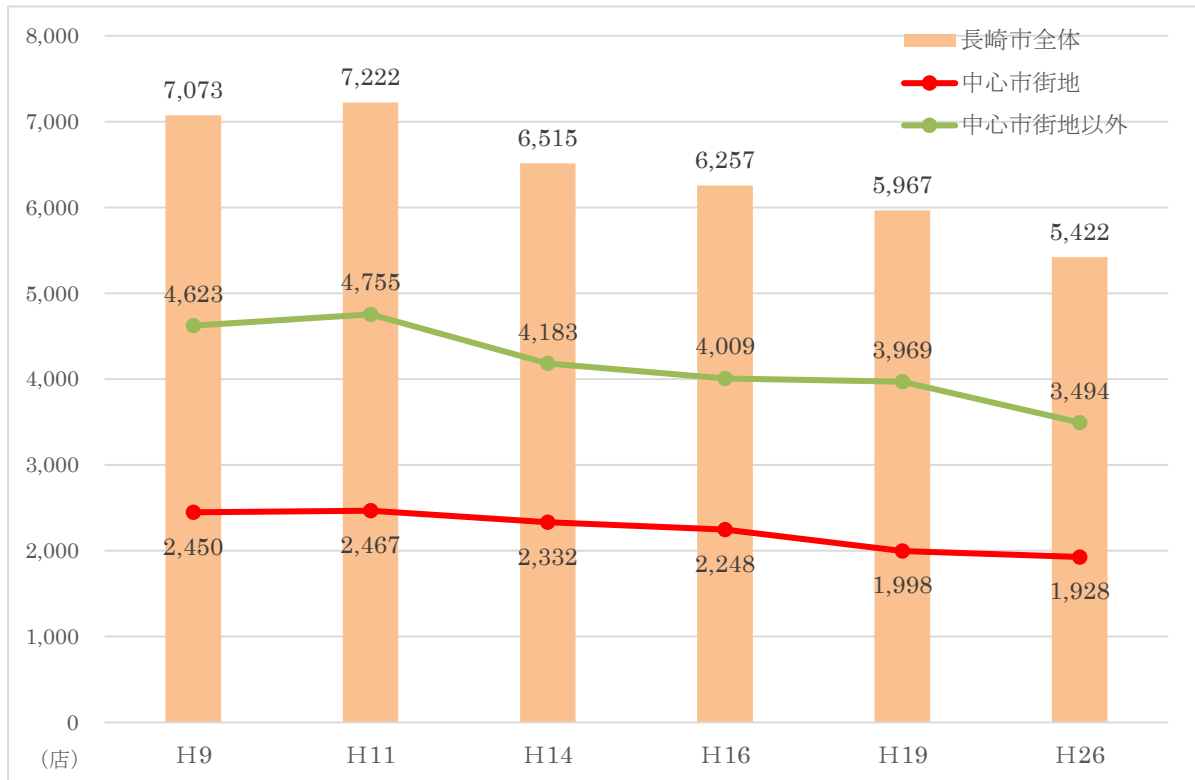
(2)経済活力（商業機能等）に関する状況

①卸売を含む年間商品販売額、商店数



（商業統計・経済センサス）

-中心市街地と中心市街地以外の年間商品販売額（卸売含む）の推移-



（商業統計・経済センサス）

-中心市街地と中心市街地以外の商店数（卸売含む）の推移-

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

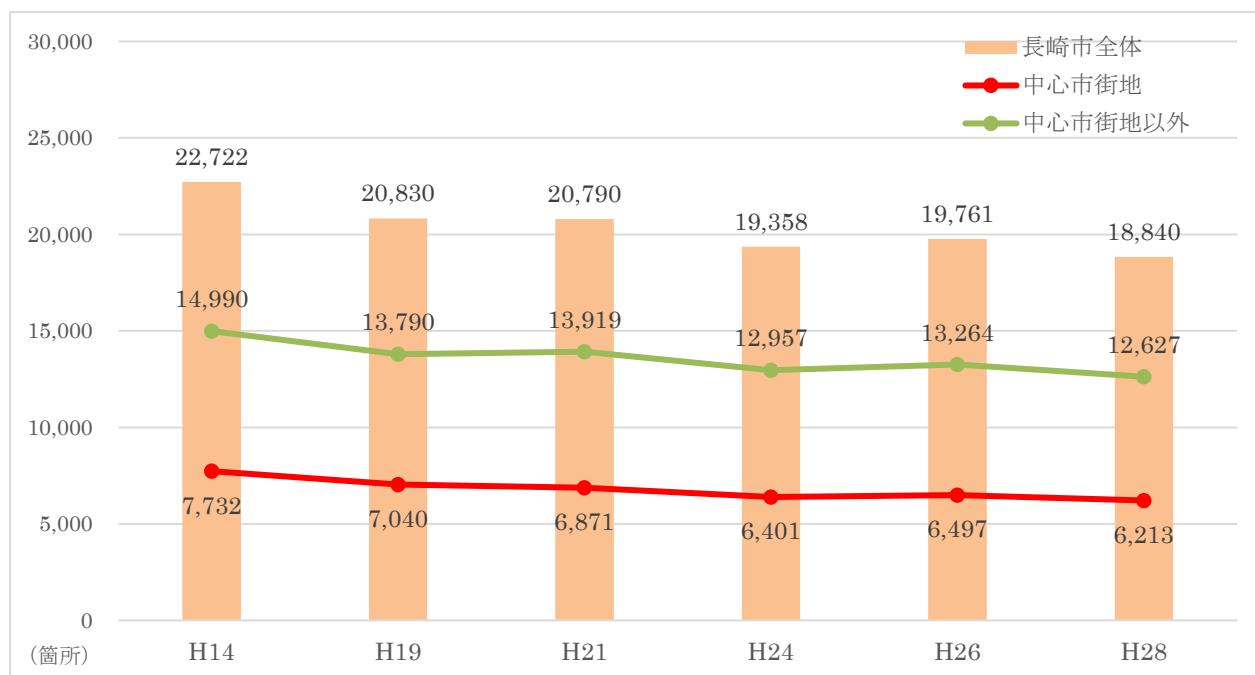
市全体の年間商品販売額（卸売含む。以下同じ。）は減少傾向が続いているが、特に平成 11 年から平成 14 年にかけて大きく減少している。

中心市街地の年間商品販売額についても減少傾向が続いており、市全体の年間商品販売額に占める中心市街地の割合は、中心市街地以外の割合を下回っている。

商店数についても市全体、中心市街地ともに変動はあるものの減少傾向が継続しており、郊外型店舗の立地、大型商業施設の増加が小規模店舗の衰退を促していると考えられる。

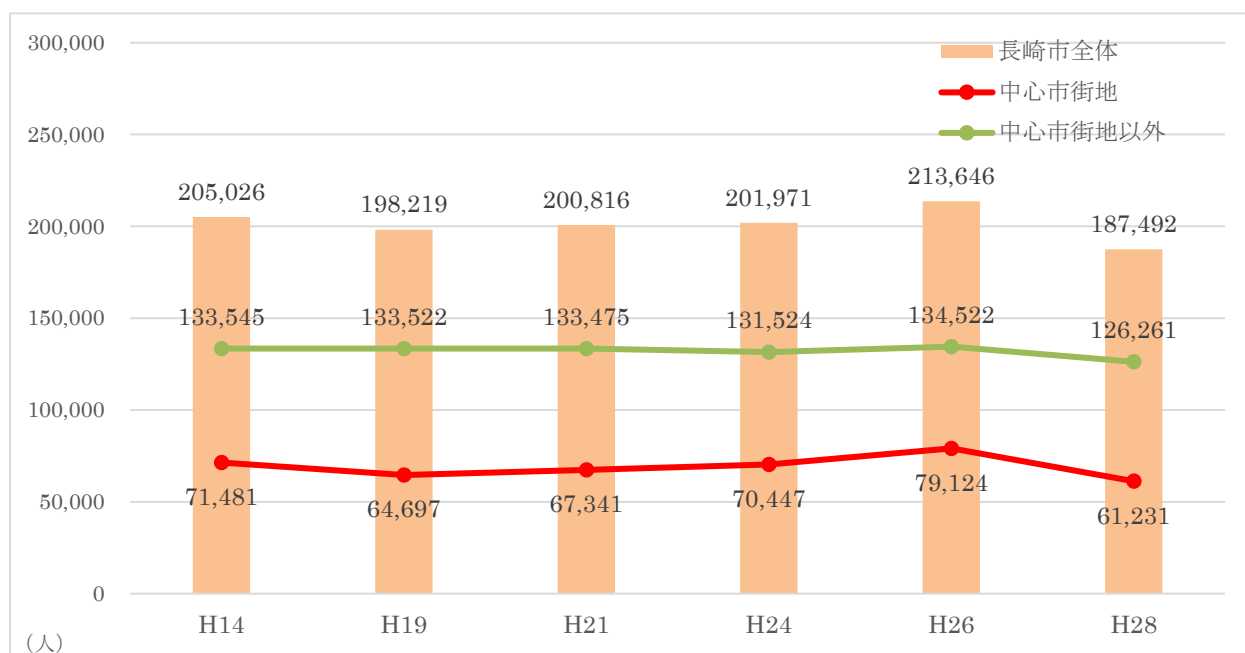
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

②事業所数、従業者数



(商業統計・経済センサス)

-長崎市内の事業所数の推移-



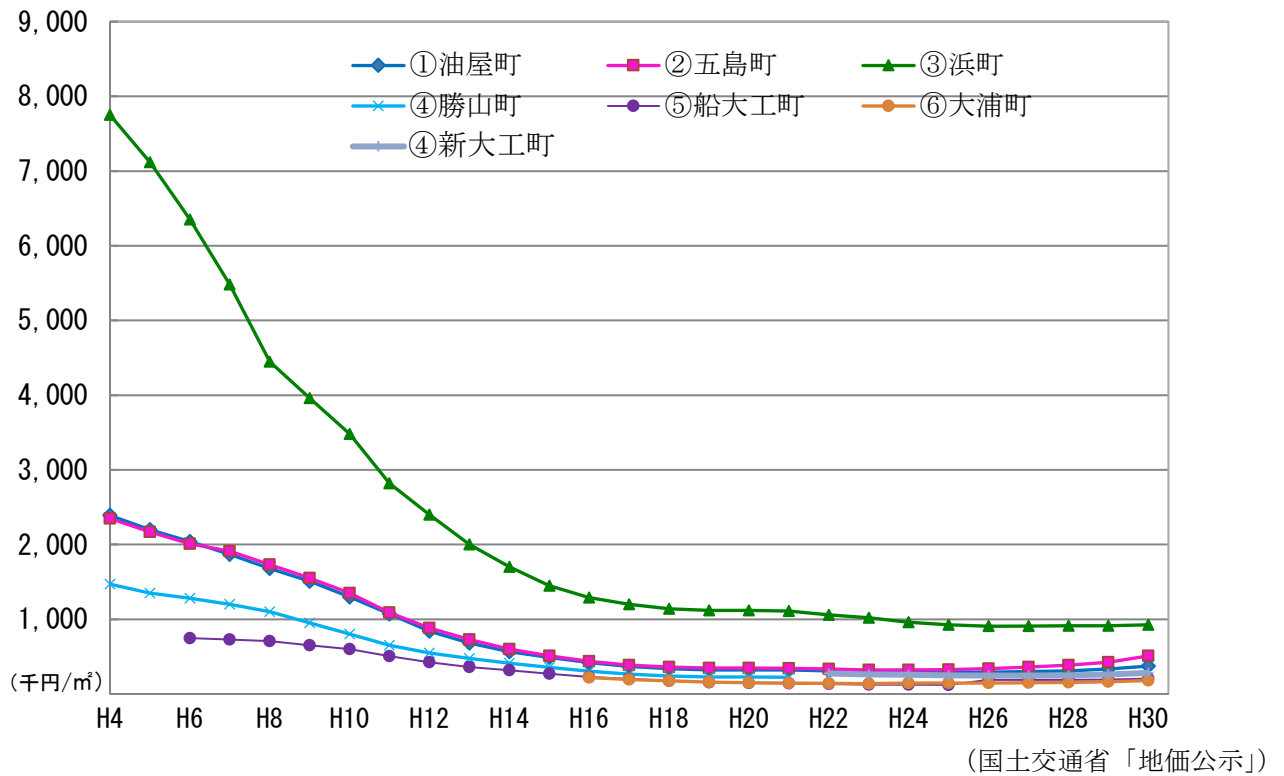
(商業統計・経済センサス)

-長崎市内の従業者数の推移-

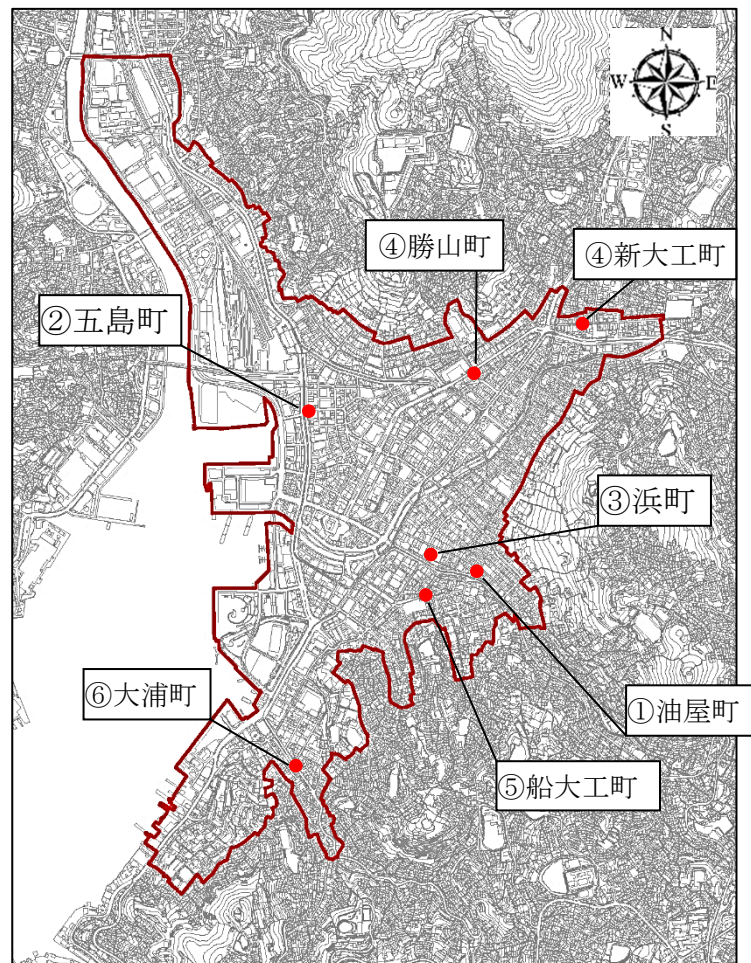
中心市街地では事業所数は減少している。従業者数については若干の増加傾向が見られたものの、平成 26 年度から平成 28 年度にかけて大きく減少している。

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

③地価とマンション建設による住宅供給戸数



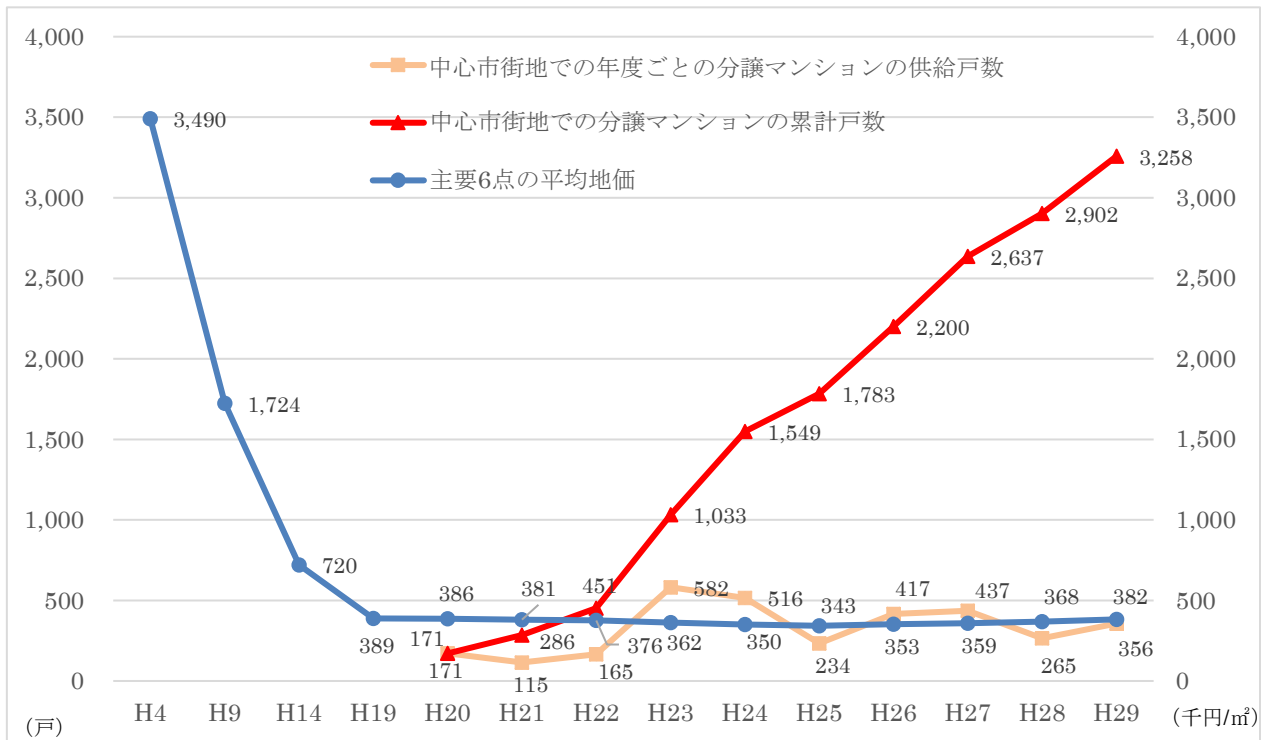
-中心市街地の主要6地点の地価の推移-



※なお、平成22年より
「勝山町」は、調査地
点が廃止され、「新大工
町」が追加された。

-中心市街地の地価（主要6地点）の位置図-

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針



(国土交通省「地価公示」・長崎市)
-中心市街地のマンション建設による住宅供給戸数と地価の推移-

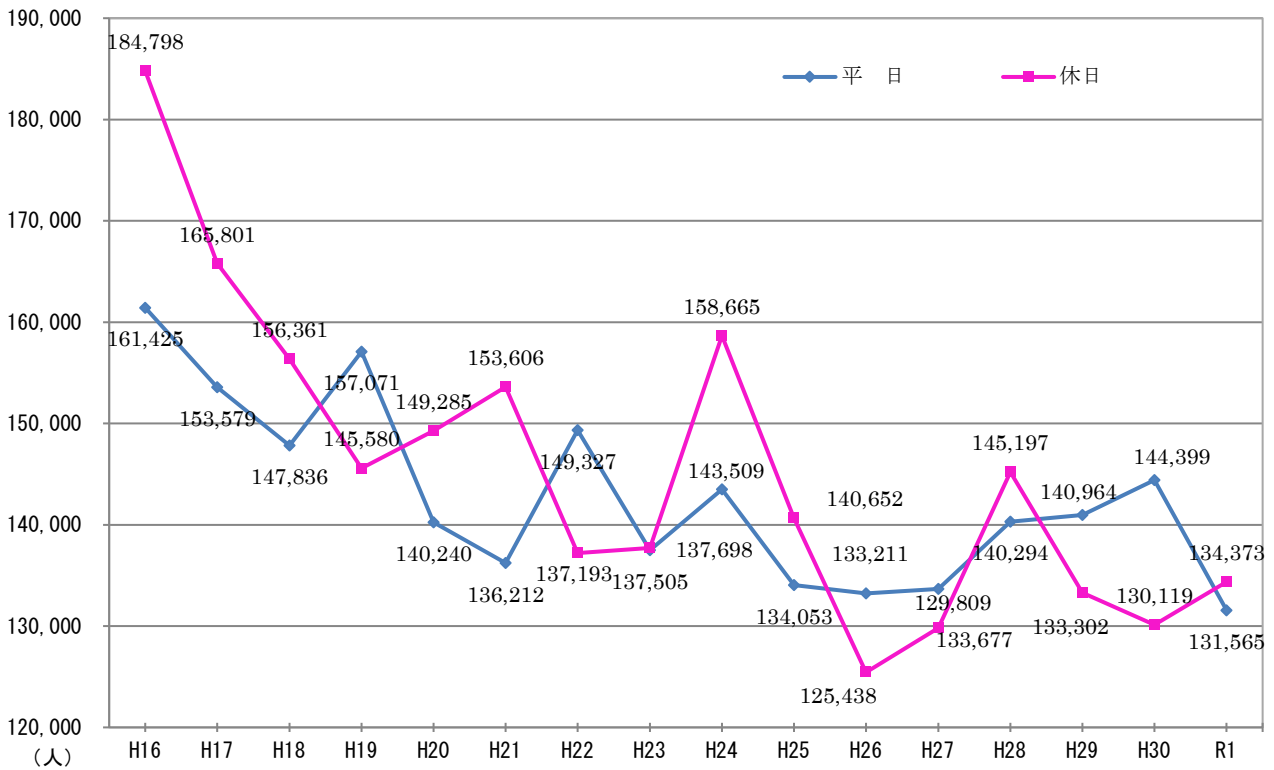
中心市街地では、マンション建設が増えており、これに伴い供給戸数が増加し、平成20年から平成29年までの累計で3,000戸を超えている。

これは、地価の下落により用地の取得が容易になったことに加え、高齢化や生活様式の変化により、住み替え需要が高まっていることも要因と考えられる。

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

④ 中心市街地の歩行者通行量

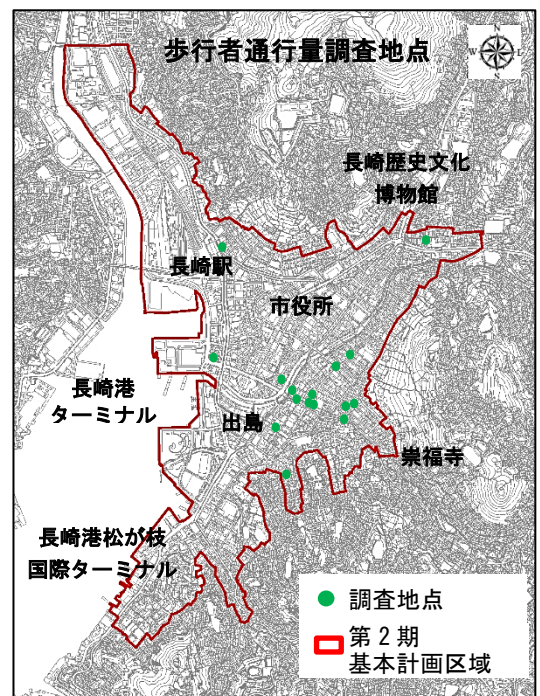
毎年、長崎市内の商店街区域等の主要地点を対象に歩行者通行量調査を実施している。その内、中心市街地にある 16 地点の通行量の合計を以下に示す。



(長崎商工会議所)

- 中心市街地の歩行者通行量の推移 (16 地点の 1 日当たりの合計) -

中心市街地内の商店街における歩行者通行量は平日、休日ともに、年度ごとの増減はあるものの、消費者の購買行動が分散・多様化したことなどもあり、全体的には減少傾向にあったが、第 1 期基本計画期間となる平成 27 年度以降はおおむね増加傾向がみられる。

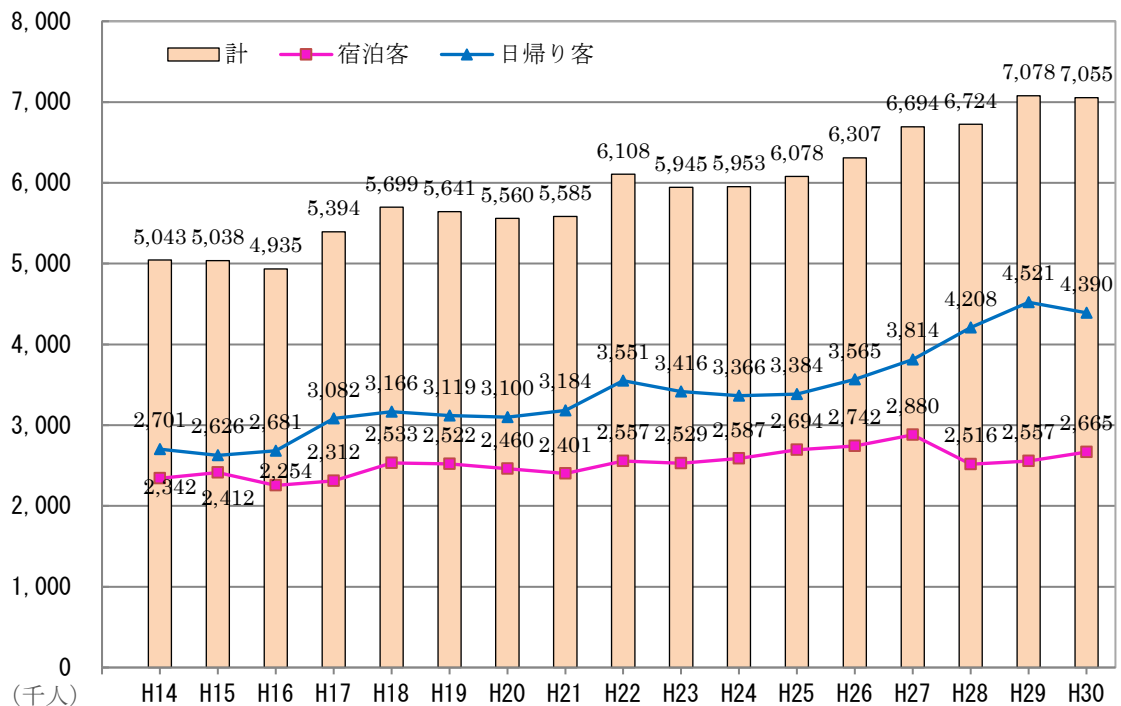


- 歩行者通行量調査地点 -

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

(3)経済活力（観光等）に関する状況

①観光客数(宿泊・日帰り)



(長崎市観光統計)

-長崎市内の観光客数の推移-

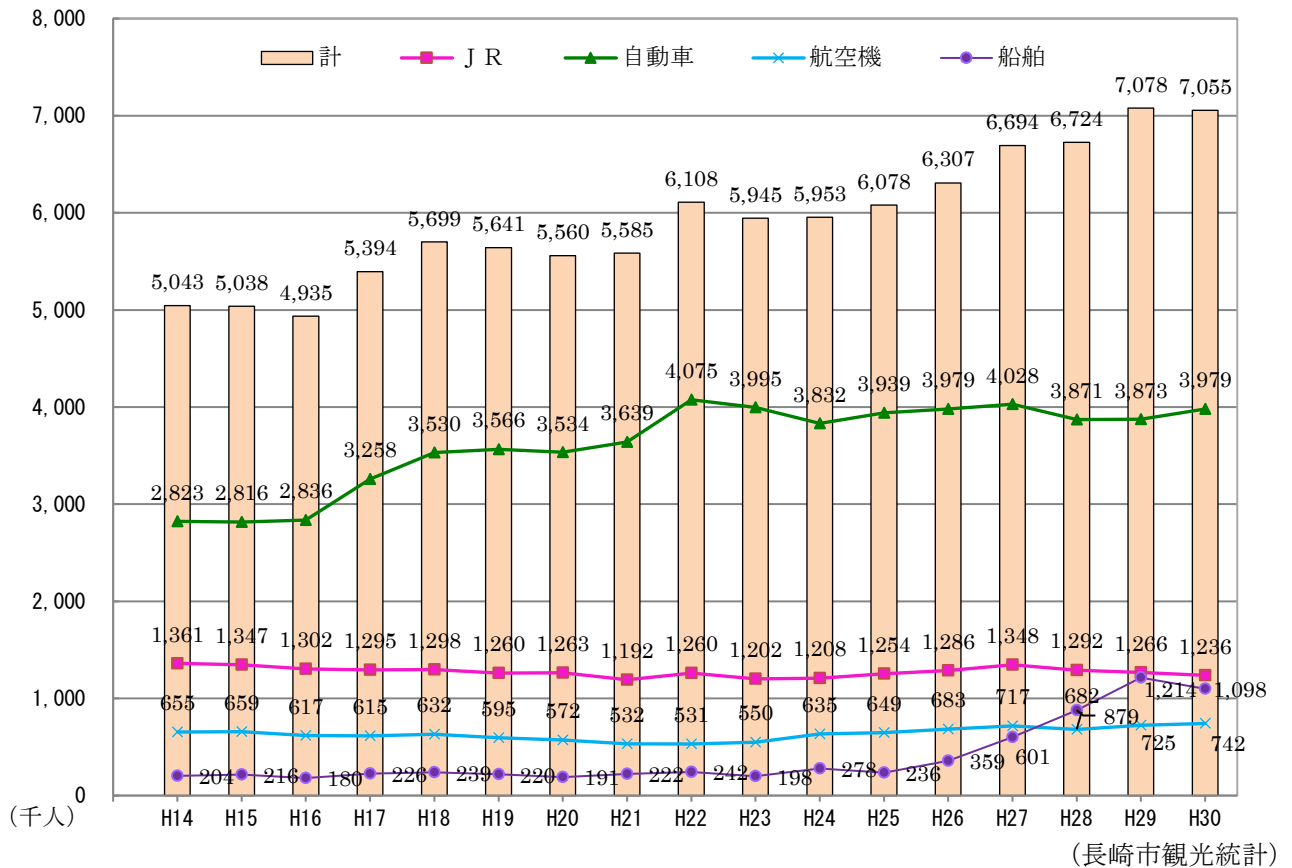
観光客数については、宿泊客・日帰り客とも平成 16 年から増加傾向にある。観光客数の増加の要因として、平成 18 年度の「長崎さるく博'06」、平成 22 年度の大河ドラマ「龍馬伝」放映の影響等が考えられる。

平成 28 年は熊本地震の影響も考えられ、一時、観光客数は減少するものの、平成 27 年には「明治日本の産業革命遺産」、平成 30 年には「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が世界遺産に登録され、関連施設の入場者数が増加するなど交流人口の拡大が進んでいる。

また、宿泊客数については、平成 24 年の世界新三大夜景の認定を契機とした夜型観光の推進により増加傾向に転じているものの、近年は熊本地震以降の回復が遅れ、日帰り客数の増加に比べ、宿泊客数は伸び悩んでいる。

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

②交通機関別観光客数



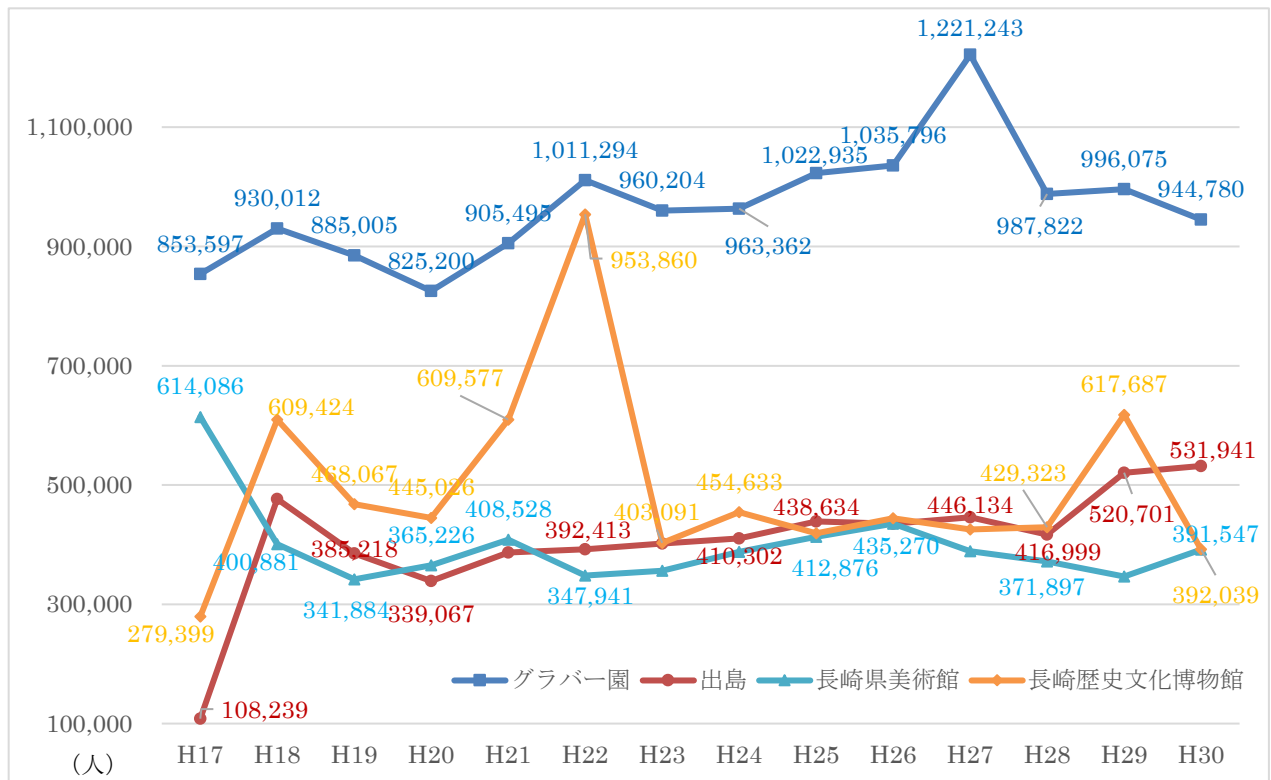
-長崎市を訪れた観光客の交通手段の推移-

交通機関については、JR、航空機がほぼ横ばい状態であり、自動車についても、近年は同様の傾向である。

平成 26 年度から船舶が目立って増加しており、この要因としては、アジアを中心とした国際観光船の入港状況が影響したものである。

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

③主要観光施設入場者数



(長崎市ほか)

-長崎市内の主要観光施設入場者数の推移-

平成 17 年 4 月には長崎県美術館が、平成 17 年 11 月には長崎歴史文化博物館が開館し、平成 18 年 4 月には出島がリニューアルオープンしている。

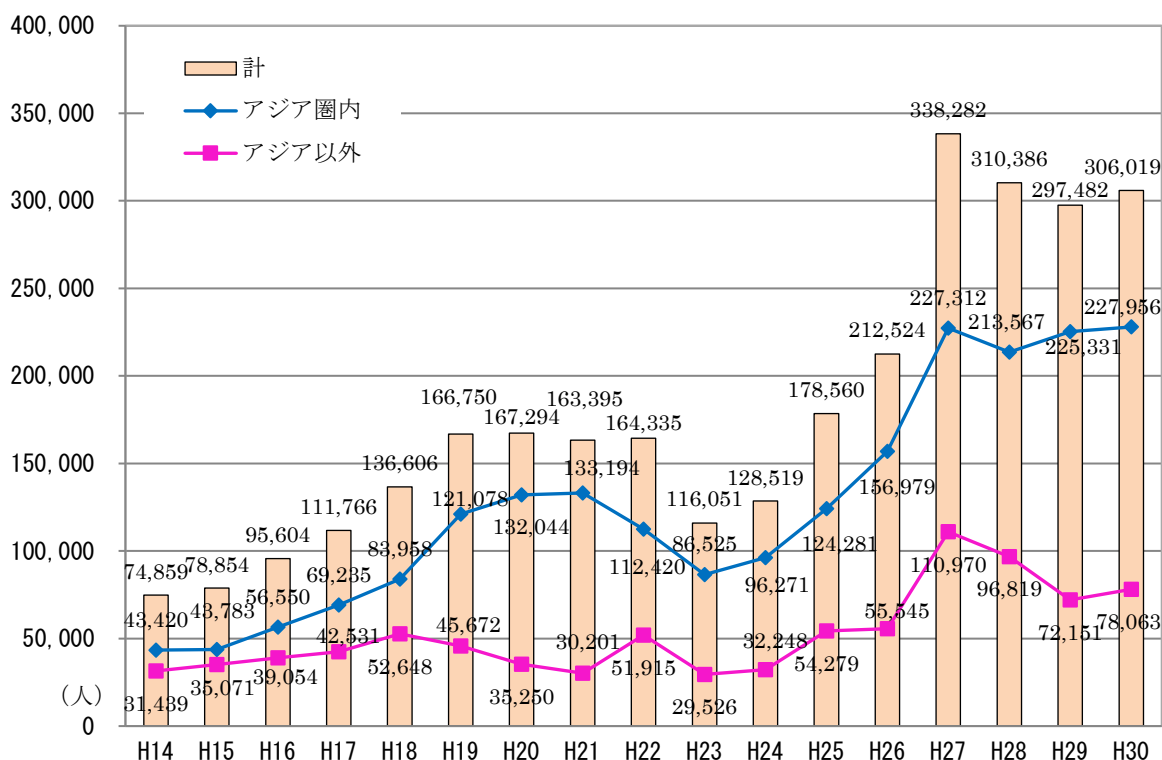
長崎歴史文化博物館の入場者数については、平成 18 年の「長崎さるく博' 06」との相乗効果でそれぞれ入場者数が増加したが、平成 19 年には減少に転じている。

しかし、平成 22 年の大河ドラマ『龍馬伝』放映、平成 27 年の世界遺産登録、平成 29 年のジブリ展等により、グラバー園、長崎歴史文化博物館の入場者数は増加傾向にあったものの、平成 30 年は減少している。

出島については、平成 29 年に出島表門橋が架橋し、出島和蘭商館跡もライトアップしたこと等により、入場者数が増加した。

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

④外国人観光客の動向



(長崎市観光統計)

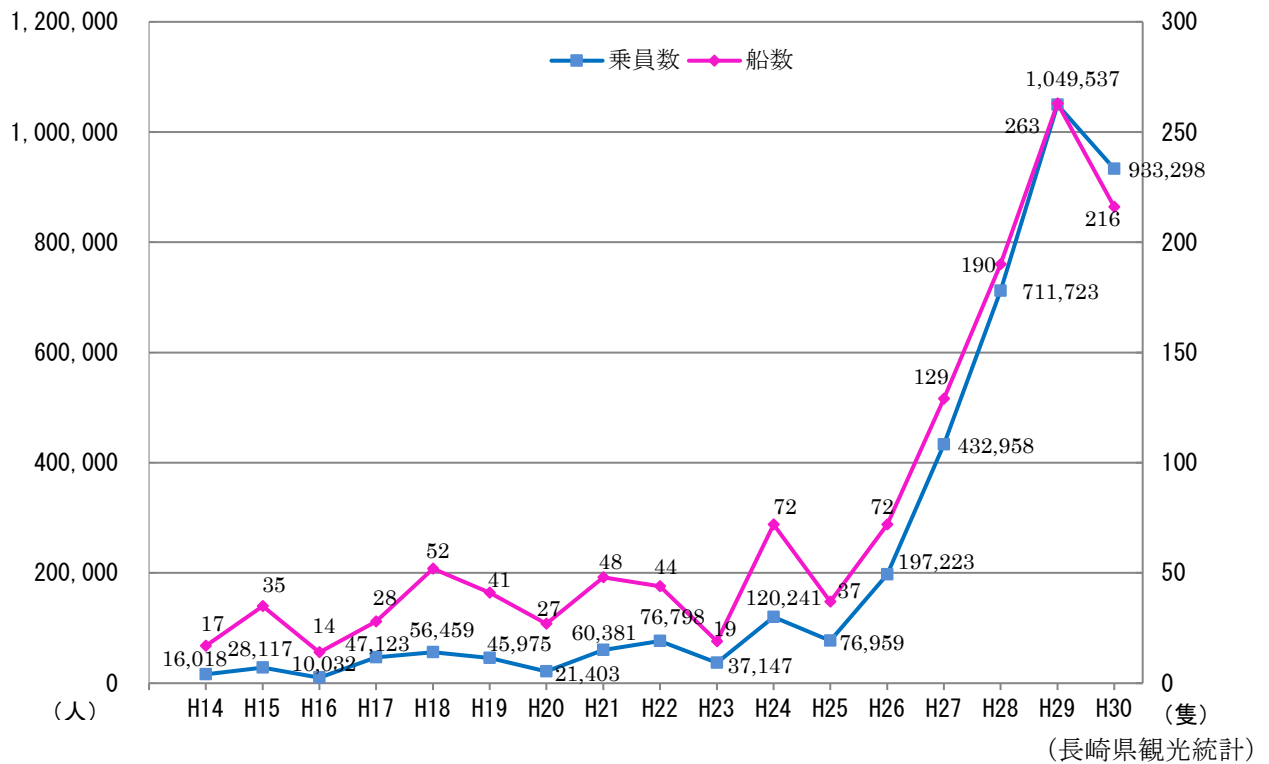
ー長崎市内における外国人延べ宿泊者数（年間合計）の推移ー

外国人延べ宿泊者数は、平成 23 年は、東日本大震災や円高の影響などもあり、減少したが、その後増加し、平成 27 年に最多となった。しかし、平成 28 年の熊本地震の影響もあり、近年は減少している。

外国人観光客の動向としては、長崎市の地理的特性及びアジア観光客誘致への取組みの成果により、特に韓国や台湾、中国などのアジア圏内からの観光客数が増加しているが、平成 27 年以降は横ばい状態である。

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

⑤国際観光船の入港状況



ー長崎港に入港した国際観光船と乗員の推移ー

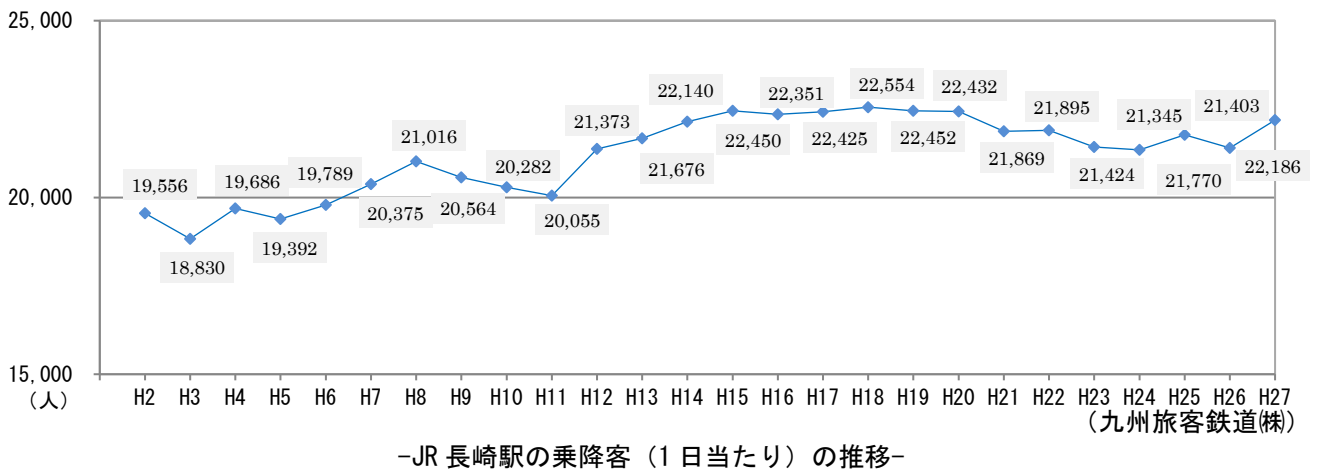
国際観光船の入港は、社会情勢等の変化により年毎に増減が見られるものの、平成25年以降は増加傾向にある。

このことは、長崎市の地理的特性に加え、ハード、ソフト両面にわたる国際観光船の受入れ体制強化の取り組みの成果と考えられるが、平成30年は減少したことから、今後の増減を注視する必要がある。

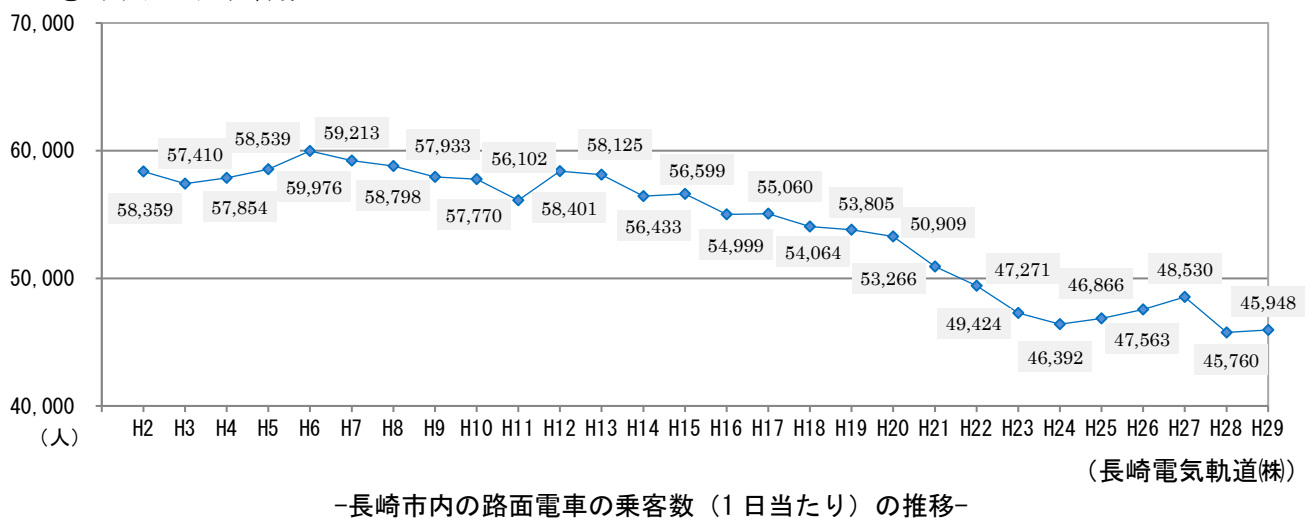
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

(4)都市機能に関する状況

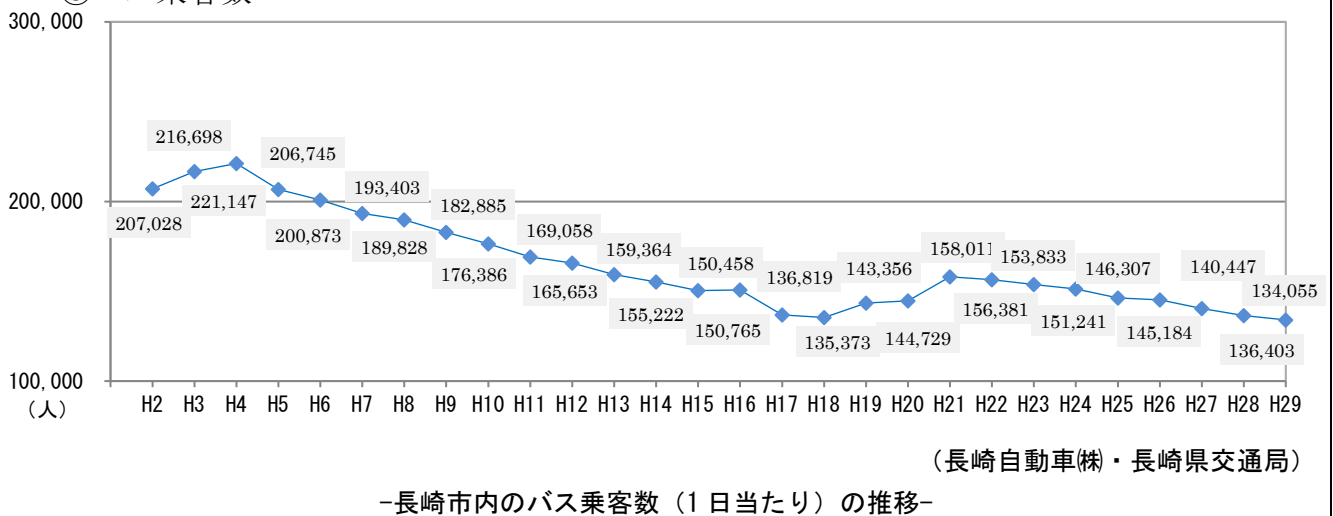
①鉄道駅の乗降客数



②路面電車乗客数

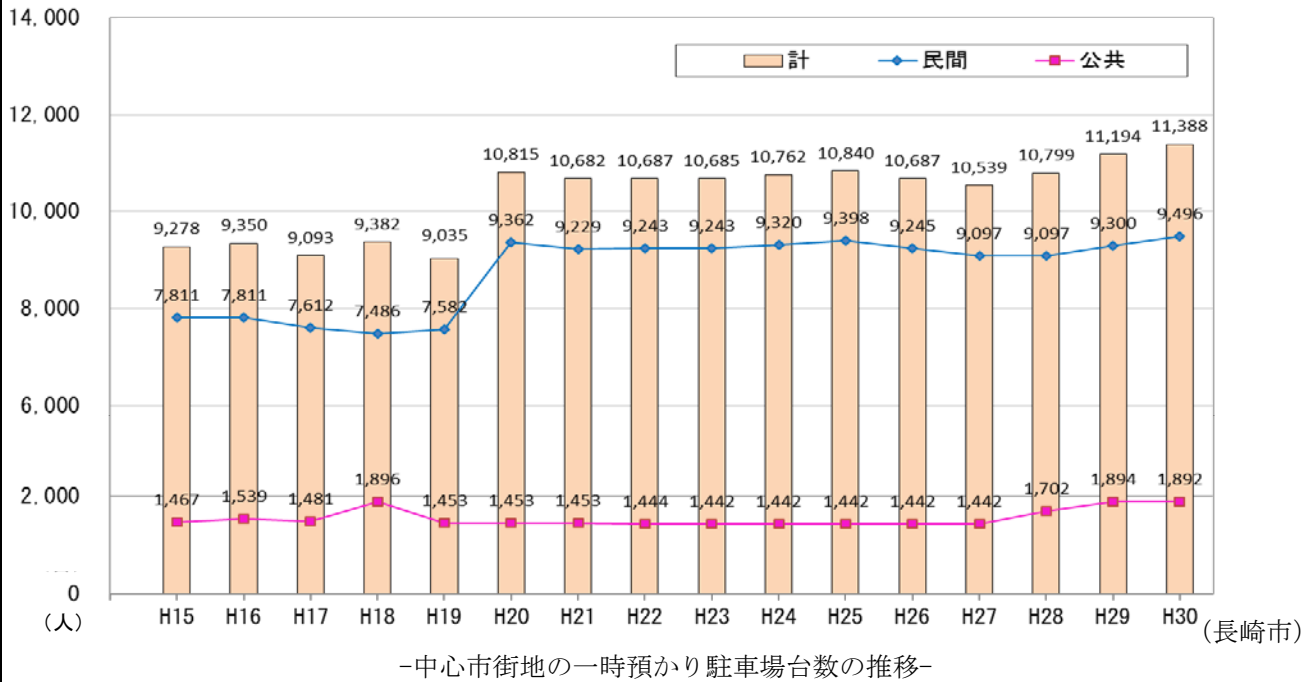


③バス乗客数

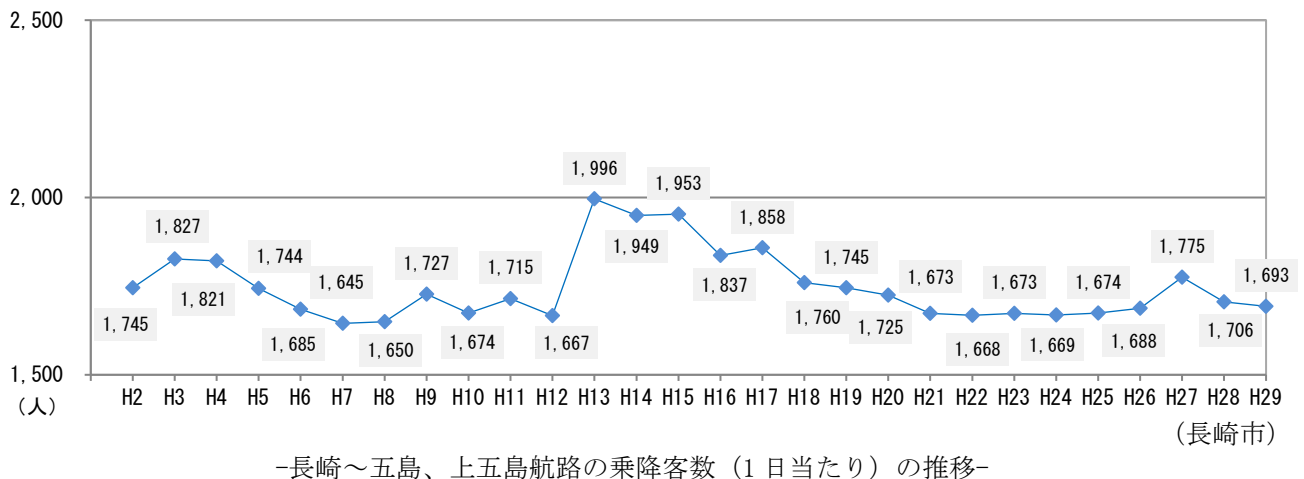


1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

④ 駐車場整備台数



⑤ 広域航路乗客数



J R長崎駅の乗降客数は、平成 15 年からは横ばいであり、その後減少傾向となったが、近年は年度毎に増減が見られる。

路面電車の乗客数については、年々減少傾向にある。

バスの乗客数は、平成 18 年から平成 21 年にかけて一時的に増加しているが、全体的に見ると減少傾向となっている。

中心市街地の駐車場整備台数は、平成 20 年に増加した後、横ばいとなり、平成 28 年以降は増加傾向にある。

広域航路の乗客数は、平成 13 年に増加したが、その後減少し、平成 21 年以降は、平成 27 年に一時的に増加しているが、ほぼ横ばいとなっている。

市全体の公共交通機関利用者数が減少している理由として、人口減少による全体的な利用者数の減少などが考えられる。

[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析

長崎市に対する地域住民のニーズ等の把握・分析については、第五次総合計画策定の基礎資料とすることを目的とした「市政に関する意識調査」及び第四次総合計画に掲げる施策の目標に対する達成度を評価するために毎年実施している「市民意識調査」を用いた。

(1)平成 30 年度「市政に関する意識調査」

実施期間：平成 30 年 11 月

調査方法：郵送

対 象 者：18 歳以上の市民 3,000 人（住民基本台帳から抽出）

回 答 数：1,264（有効回答数・回収率 42.1%）

回 答 者：男性 37.3%、女性 58.3%、無回答 4.4%

(2)平成 30 年度「市民意識調査」

実施期間：平成 30 年 11 月～12 月

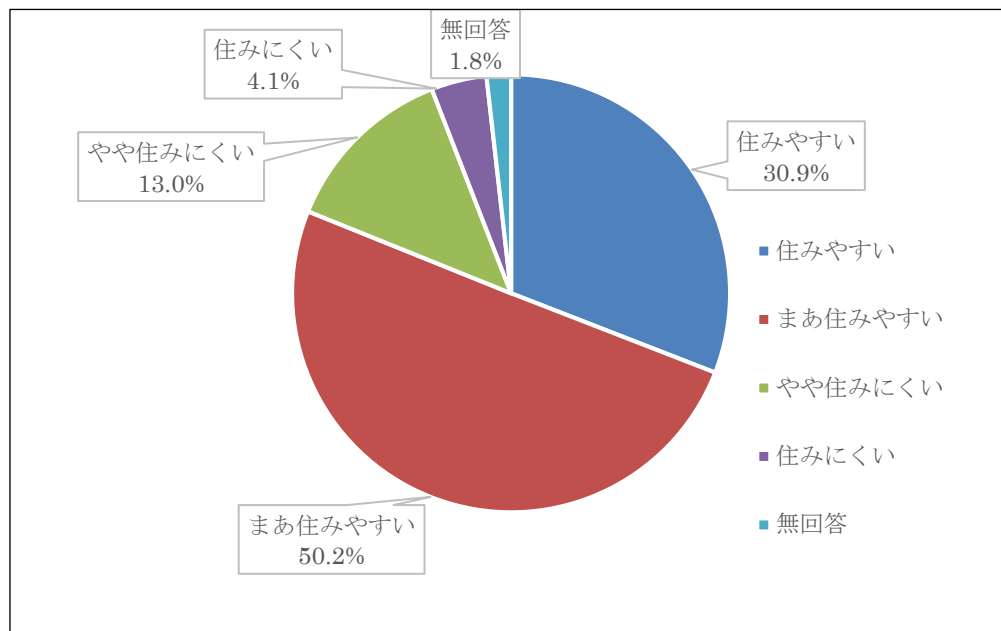
調査方法：郵送

対 象 者：18 歳以上の市民 2,000 人（住民基本台帳から抽出）

回 答 数：956（有効回答数・回収率 47.8%）

回 答 者：男性 38.0%、女性 60.3%、不明 1.8%

①長崎市の住みやすさ

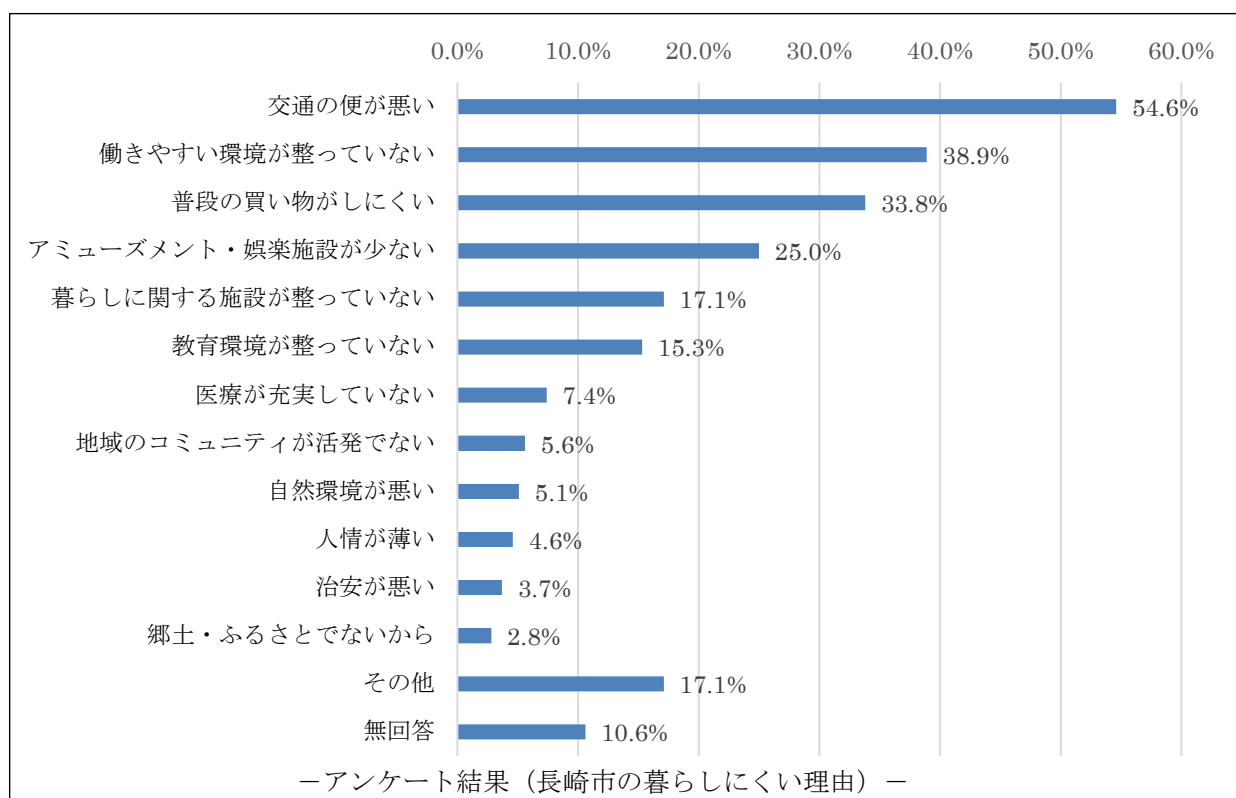
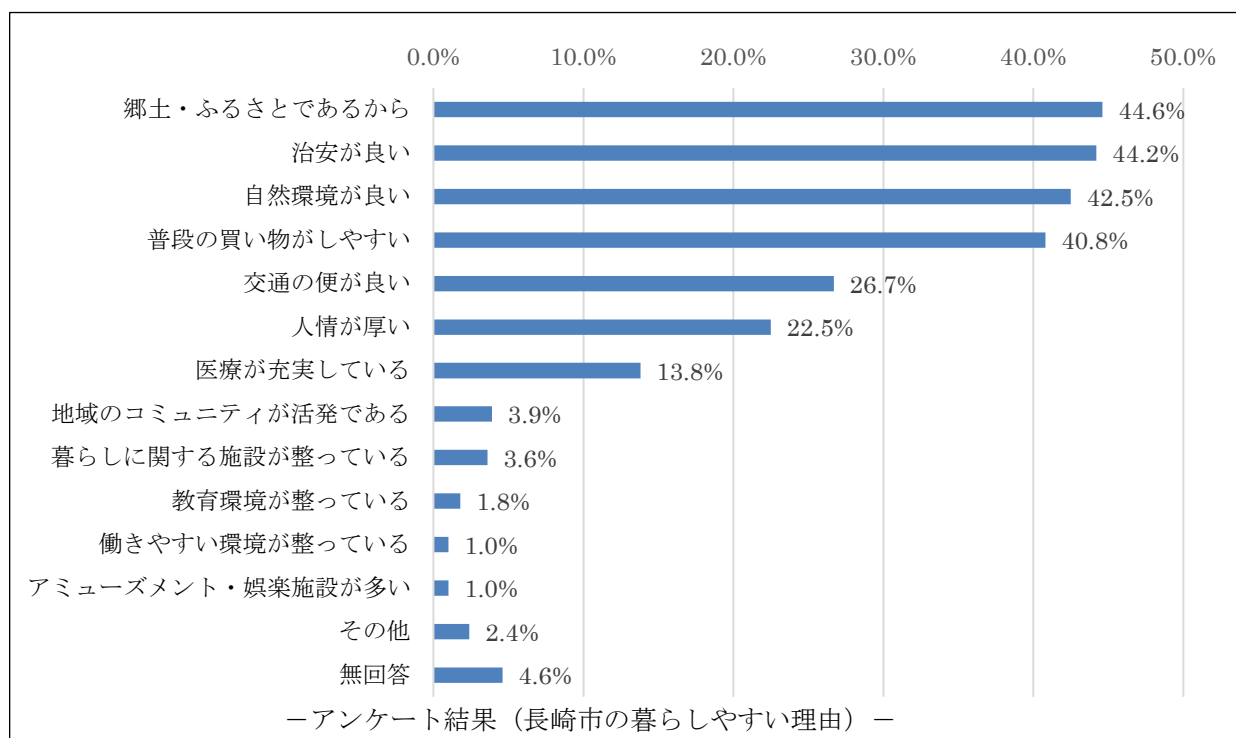


（平成 30 年度「市政に関する意識調査」）

－アンケート結果（長崎市の住みやすさ）－

長崎市の住みやすさについて、「住みやすい」と感じている市民が 81.1%となっている。

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針



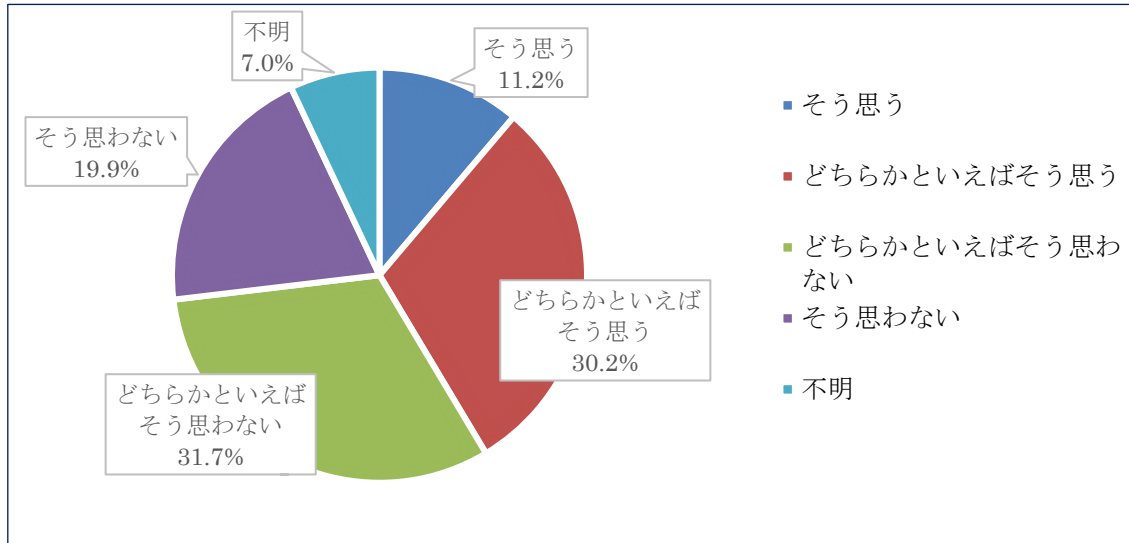
（平成 30 年度「市政に関する意識調査」）

暮らしやすい理由としては、「郷土・ふるさとであるから」、「治安が良い」、「自然環境が良い」、「普段の買い物がしやすい」という意見が多い。

一方で、「暮らしに関する施設が整っている」、「働きやすい環境が整っている」や「アミューズメント・娯楽施設が多い」等の意見は、暮らしやすい理由としてほとんどなく、暮らしにくい理由として上位に挙げられている。

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

② 中心市街地の活気、賑わいがあると感じるか

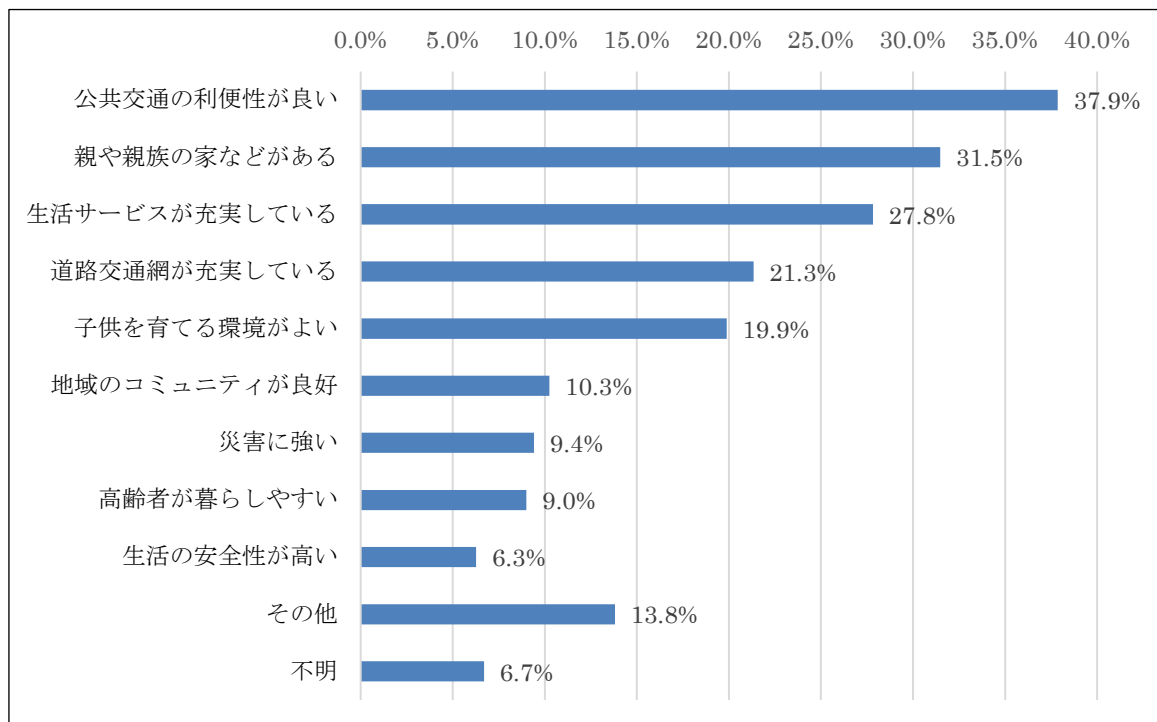


(平成 30 年度「市民意識調査」)

- アンケート結果 (長崎市の中心市街地は昨年度に比べ活気があると感じるか) -

中心市街地の印象として、活気や賑わいを感じている割合は 41.4%、感じていない割合は 51.6%である。

③ 居住環境として重視する項目



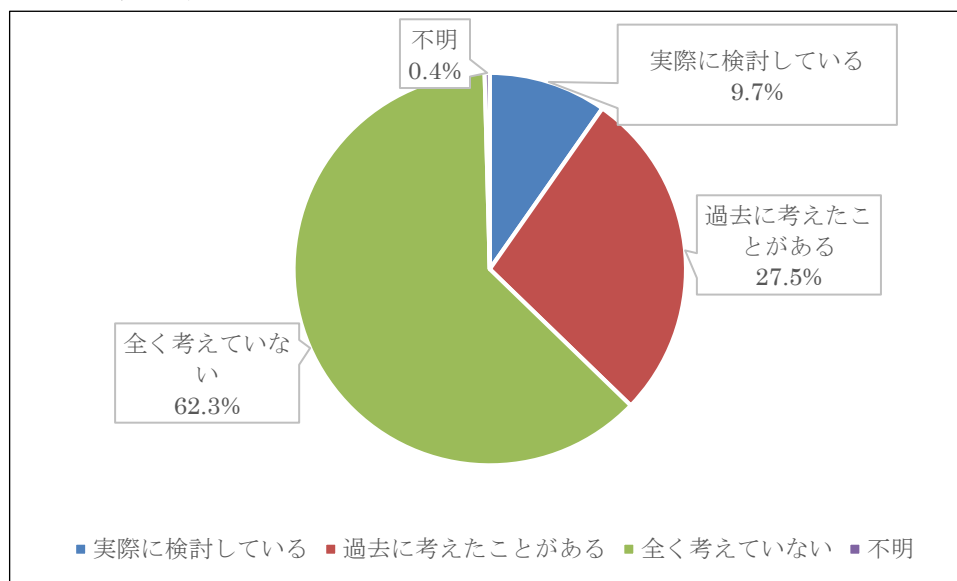
(平成 30 年度「市民意識調査」)

- アンケート結果 (現在住んでいる場所を選択する際、居住環境として重要と考えた項目) -

居住環境として重視する項目は、「公共交通の利便性が良い」や「生活サービスが充実している」や「道路交通網が充実している」などが多くなっている。

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

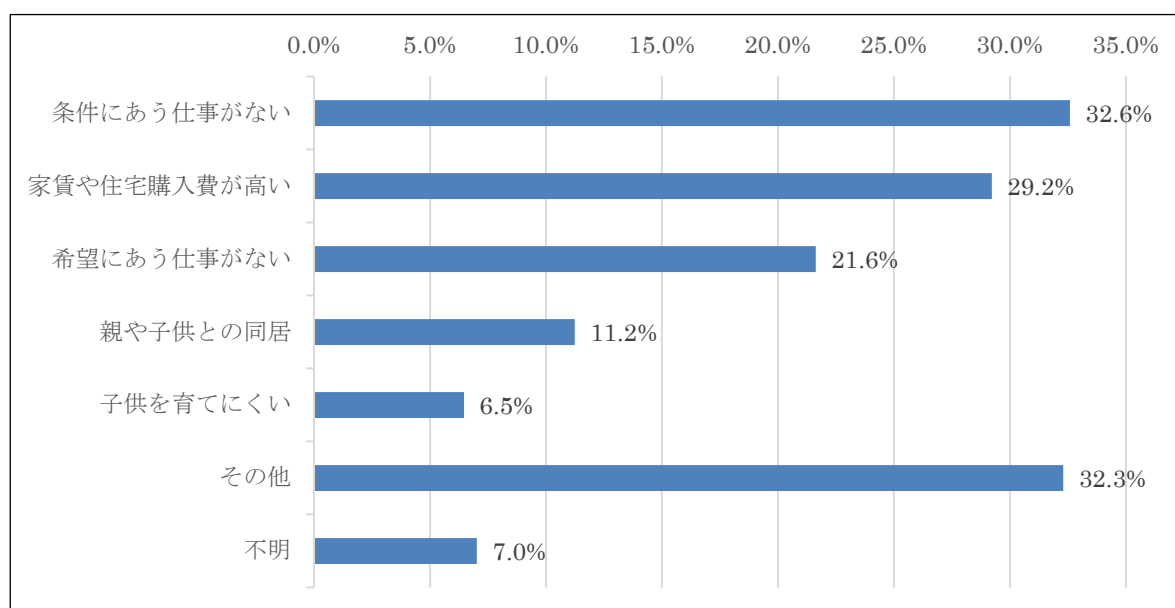
④長崎市外への住み替えについて



(平成 30 年度「市民意識調査」)

-アンケート結果（長崎市以外に住み替えることを考えたことがあるか）-

長崎市以外に住み替えることを検討している、もしくは過去に考えたことがある人の割合が 37.2%となっている。



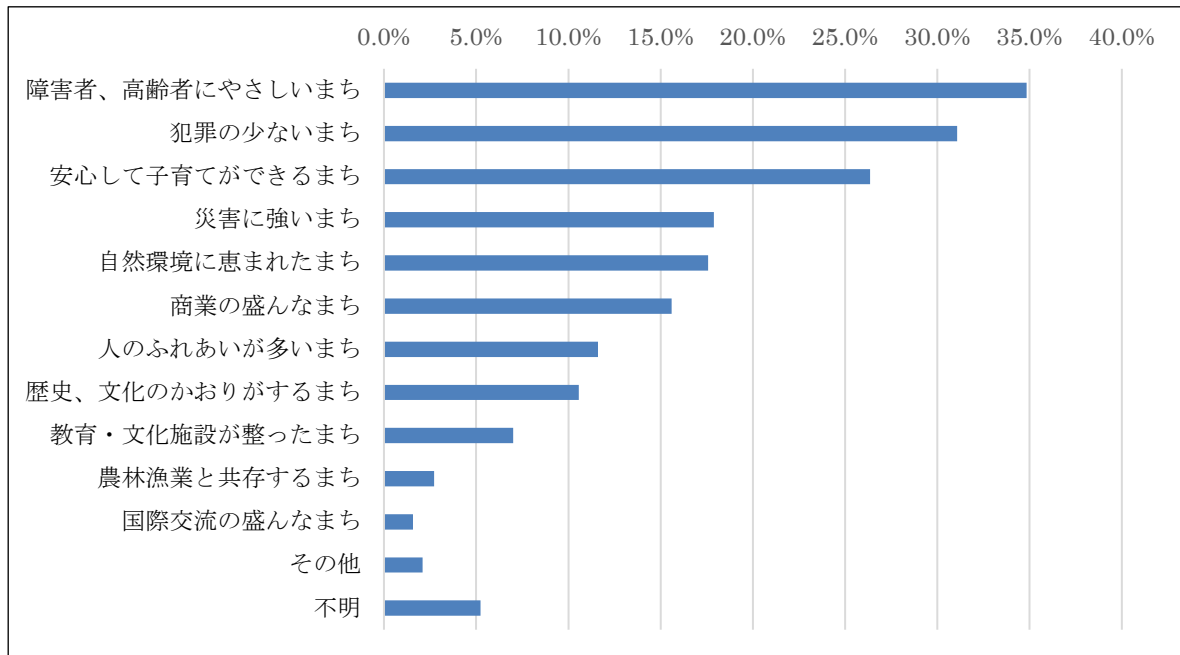
(平成 30 年度「市民意識調査」)

-アンケート結果（長崎市以外に住み替えることを考えた理由）-

市外に住み替えることを考えた理由としては、仕事に関連する「条件にあう仕事がない」、「希望にあう仕事がない」というものが多くなっている。なお、その他としては、「税金や水道代、物価が高い」、「出身地に帰りたい」、「楽しみが少ない」などの意見があった。

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

⑤理想のまちの姿



(平成 30 年度「市民意識調査」)

－アンケート結果（現在住んでいる場所を、将来どのような場所にしたいか）－

将来どのようなまちにしたいかについては、「障害者、高齢者にやさしいまち」、「犯罪の少ないまち」、「安心して子育てができるまち」などが多くなっている。

⑥その他の意見（中心市街地在住の方々の意見を中心に抜粋）

【商工・経済】

- ・仕事をしようと考えたとき、賃金の面でも、良い条件の仕事があまりない面でも若い人が県外に行ってしまうてしょうがないと思う。賃金を上げてもらいたい。(10 代男性)
- ・働きたいと思っている人に働く場所を提供できるまちにしてほしい。(60 代女性)
- ・若者の働く場所や賃金、これらを見直さないと若者は出ていく。(60 代男性)
- ・若い世代が市内で就職、居住できる環境づくりに力を入れ、何としても人口減に歯止めをかけられるよう努力してもらいたい。(70 歳以上男性)

【子育て】

- ・若い人や老人も生活しやすい環境などで子育てのしやすいところを作ってもらいたい。(60 代女性)

【まちづくり全般】

- ・子供からお年寄りまで、もう少し住みやすい場所になるとよい。(30 代女性)
- ・今後の未来を創るのは子供なので、保育施設の増設や保育スタッフの雇用環境の改善を行ってほしい。若者が起業、事業をしやすいようなサポート内容をメディアなどで発信すべき。(20 代女性)
- ・一度県外に出て、長崎に戻ってきて、長崎の良さを改めて実感した。しかし、子育てなどまだまだ充実してほしいと思うことも多く、様々な世代・環境の方がすごしやすい町にしてほしい。(30 代女性)

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

[4] これまでの中心市街地活性化に関する取組（第1期基本計画）の検証

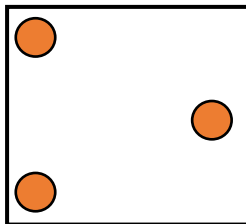
(1) 第1期基本計画の概要

- ・計画期間 平成27年4月～令和2年3月（5年間）
- ・区域面積 約262ha
- ・基本的な方針及び目標

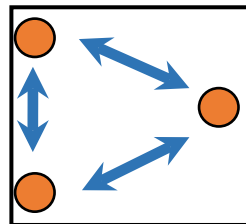
基本方針	目標	数値目標	基準値	目標値
集客拠点間の回遊による賑わいの創出	まちなかのにぎわいの創出	1日当たりの歩行者通行量(人/日)	平日(H26年度) 133,211人/日 休日(H26年度) 125,438人/日	平日(R1年度) 140,100人/日 休日(R1年度) 131,700人/日
魅力と活力のある商業環境の形成	商業の活性化	中心市街地における小売業年間商品販売額(億円/年)	1,537億円/年 (H26推計値)	1,570億円/年 (R1年度)
歴史と文化による個性あるまちづくりの推進	交流人口の拡大	主要観光施設入場者数(人/年)	857,898人/年 (H25年度)	931,400人/年 (R1年度)

【イメージ】

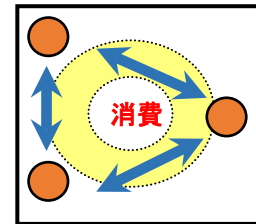
①集客拠点を作り



②人を回遊させ



③消費に繋げる



基本方針1 集客拠点間の回遊による賑わいの創出

九州新幹線西九州ルート建設やJR長崎駅周辺の再整備、松が枝国際観光船ふ頭の整備拡充など玄関口の整備に合わせ、中心市街地の魅力の顕在化・エリア間の回遊性向上を図る「まちぶらプロジェクト」等を推進し、増加する交流人口を確実に中心市街地に呼び込み、中心市街地の賑わいを創出する。

基本方針2 魅力と活力のある商業環境の形成

消費者ニーズの多様化や郊外部への大型商業施設立地等に対応し、中心市街地の賑わいと活力の向上を図るため、商業活性化の担い手である地域住民や事業者等の主体的な取組みを支援し、既存商店街や個店の魅力創出、ブランド力の向上等を図る。また、核となる商業施設について、市街地再開発事業を含むエリアマネジメントを行うことでエリアとして集客力を高めることにより、一体的な商業の活性化を図る。

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

基本方針3 歴史と文化による個性あるまちづくりの推進

2つの世界遺産登録や出島復元整備と表門橋架橋、唐人屋敷跡の顕在化、世界新三大夜景への認定を契機とした夜型観光の取組みなどで長崎特有の個性を際立たせ、また、長崎独特の歴史・文化・食などの資源を活かして、長崎でしか味わえない観光の魅力を提供することにより交流人口の拡大を図る。

(2)事業の進捗状況

・事業実施率

第1期計画においては70事業を位置付け、令和元年度までに完了または実施中67事業、未着手は3事業であり、事業の実施率は約95%となっている。

事業分類	事業数	完了	実施中	未着手
市街地の整備改善のための事業	40	7	31	2
都市福祉施設を整備するための事業	5	2	2	1
居住環境の向上のための事業	3	0	3	0
経済活力向上のための事業	24	2	21	1
公共交通の利便性増進事業	8	0	8	0
全体（重複事業除外）	70	11	56	3

（令和2年3月時点の予定数）

・各事業等の着手・完了状況

各事業等の着手・完了状況は以下のとおりである。

	事業名	事業主体	実施年度	実施状況
1	新大工町地区市街地再開発事業	新大工町地区市街地再開発組合	H26～R4	実施中
2	新大工歩道橋整備事業	長崎市	H30～R4	未着手
3	浜町地区市街地再開発事業	民間事業者	H26～	実施中
4	新市庁舎建設事業	長崎市	H28～R4	実施中
5	新市庁舎周辺道路整備事業	長崎市	H30～R4	実施中
6	唐人屋敷顕在化事業	長崎市	H13～R6	実施中
7	岩原川周辺環境整備事業	長崎市	H25～29	完了
8	中島川公園整備事業	長崎市	H22～29	完了
9	まちなか回遊路整備事業	長崎市	H25～R4	実施中
10	まちなみ整備事業	長崎市	H25～R4	実施中
11	誘導サイン整備事業	長崎市	H25～29	完了
12	公共トイレ整備事業	長崎市	H25～R4	実施中

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

	事業名	事業主体	実施年度	実施状況
13	まちなみ修景計画策定事業	長崎市	H25～28	完了
14	長崎駅周辺整備事業	長崎市	H21～R5	実施中
15	銅座川プロムナード整備事業 (街路)	長崎市	H26～R6	実施中
16	都市計画道路新地町稲田町線街路 整備事業[出島・南山手地区]	長崎市	H12～R4	実施中
17	市道籠町稲田町1号線電線共同溝 整備事業	長崎市	H29～R2	実施中
18	南大浦地区斜面市街地再生事業	長崎市	H12～R1	実施中
19	都市計画道路長崎駅中央通り線街 路整備事業	長崎市	H26～R2	実施中
20	公共下水道事業	長崎市	H25～R3	実施中
21	都市計画道路大黒町恵美須町線街 路整備事業	長崎市	H26～R2	実施中
22	J R 長崎本線連続立体交差事業	長崎県	H21～R3	実施中
23	都市計画道路片淵線街路整備事業 (新大工工区)	長崎市	H28～R3	実施中
24	旧長崎英国領事館保存整備事業	長崎市	H23～R7	実施中
25	伝統的建造物群保存地区保存整備 事業	長崎市	H24～	実施中
26	文化財保存整備事業	長崎市	H25～	実施中
27	出島和蘭商館跡復元事業	長崎市	H8～	実施中
28	銅座界わい路地魅力向上事業	長崎市	H26～H30	完了
29	都市計画道路銅座町松が枝町線街 路整備事業(大浦工区)	長崎市	S58～R1	完了
30	都市計画道路長崎駅東通り線街路 整備事業	長崎市	R1～R4	実施中
31	東山手・南山手地区魅力向上事業	長崎市	H26～	実施中
32	出島表門橋架橋整備事業	長崎市	H25～29	完了
33	県庁舎跡地活用事業	長崎県	H26～R7	実施中
34	市民トイレ活用事業	長崎市	H27～	実施中
35	市庁舎跡地活用事業	長崎市	H29～	未着手
36	県立図書館郷土資料センター(仮 称)整備事業	長崎県	H30～R3	実施中
37	賑わい拠点広場整備事業	長崎市	H26～R4	実施中

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

	事業名	事業主体	実施年度	実施状況
38	公園施設整備事業	長崎市	H27～R3	実施中
39	地域・観光交流センター整備事業	長崎市	H26～R4	実施中
40	花のあるまちづくり事業	長崎市	H25～R4	実施中
41	新市立病院建設事業	長崎市	H20～28	完了
42	交流拠点施設整備事業	長崎市	H27～R3	実施中
43	県庁舎建設整備事業	長崎県	H23～29	完了
44	大規模小売店舗立地法の特例措置	長崎市	H27～	未着手
45	まちなか商店街誘客事業	長崎市	H27～	実施中
46	長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業	長崎市	H24～	実施中
47	まちなか商業人材サポート事業	長崎市	H25～29	完了
48	中心市街地頑張る商店街ステップアップ事業	長崎市	H27～	実施中
49	Nagasaki まちなか文化祭事業	長崎市	H27～	実施中
50	長崎さるく	(一社)長崎国際観光コンベンション協会	H18～	実施中
51	長崎帆船まつり	長崎帆船まつり実行委員会	H12～	実施中
52	長崎くんち	長崎伝統芸能振興会（長崎商工会議所）	継続事業	実施中
53	長崎ベイサイドマラソン&ウォーク	長崎ベイサイドマラソン実行委員会、長崎さるく・女神大橋ウォーキング大会実行委員会	H14～	実施中
54	長崎ランタンフェスティバル	長崎ランタンフェスティバル実行委員会	H5～	実施中
55	中島川周辺活性化事業	長崎市・長崎夜市実行委員会	H18～	実施中
56	観光イルミネーション事業	長崎市	H21～	実施中
57	長崎ペーロン選手権大会	長崎ペーロン選手権大会実行委	継続事業	実施中

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

	事業名	事業主体	実施年度	実施状況
		員会		
58	まちなか再生推進事業	長崎市	H30～	実施中
59	中心市街地公園整備事業	長崎市	H27～H31	実施中
60	商店街賑わい整備事業	長崎市	H12～	実施中
61	商店街持続化推進事業	長崎市	H30～	実施中
62	長崎市公衆無線 LAN 環境整備事業	長崎市	H27	完了
63	新大工・馬町交差点改良事業	国土交通省	H25～	実施中
64	離島航路維持対策事業	運行事業者	H18～	実施中
65	低床路面電車の導入事業	長崎電気軌道 (株)	H30～	実施中
66	長崎市バリアフリー特定事業計画 に基づく事業	長崎県・長崎 市・関係機関・ 事業者	H26～	実施中
67	二輪車等駐車場整備事業	長崎市	H10～	実施中
68	運行情報サイネージシステム導入 事業	長崎電気軌道 (株)	H28～	実施中
69	中心市街地の利便性・回遊性を高 めるバス運行事業	長崎県交通局	H23～	実施中
70	乗合タクシー運行事業 (矢の平・伊良林地区、北大浦地区)	長崎市	H14～	実施中

・未着手又は未完了の要因分析

新大工歩道橋整備事業

新大工町地区市街地再開発事業の進捗に合わせ、実施予定年度を変更したもの。令和2年度から着手予定である。

市庁舎跡地活用事業

活用方法の検討に時間を要したもの。活用方法決定後、速やかに着手する。

大規模小売店舗立地法の特例措置

新大工町地区市街地再開発事業の進捗に合わせ、現在長崎県や事業者と調整をしている。令和3年度から着手予定。

(3)目標の達成状況

・各数値目標の実績値の推移、最新値の状況及び要因の分析

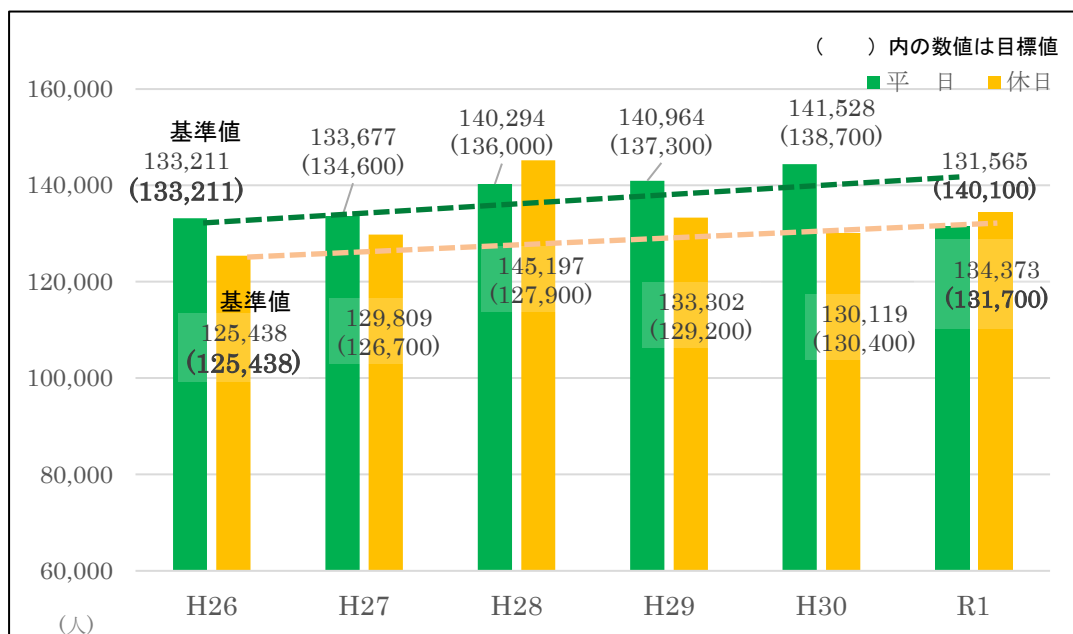
目標	数値目標	基準値	目標値	最新値	基準値からの改善状況	見通し
まちなかのにぎわいの創出	1日当たりの歩行者通行量 (人/日)	平日 133,211 休日 125,438 (H26年度)	平日 140,100 休日 131,700 (R1年度)	平日 131,565 休日 134,373 (R1年度)	C	②
商業の活性化	小売業年間商品販売額 (億円/年)	1,537 (H26推計値)	1,570 (R1)	1,380 (H28実数値)	C	①
交流人口の拡大	主要観光施設入場者数 (人/年)	857,898 (H25年度)	931,400 (R1年度)	923,980 (H30年度)	B	①

＜基準値からの改善状況＞ A：目標達成、B：基準値達成、C：基準値未達成

＜取組の進捗状況及び目標達成に関する見通しの分類＞

- ① 取組（事業等）の進捗状況が順調であり、目標達成可能であると見込まれる。
- ② 取組の進捗状況は概ね予定どおりだが、このままでは目標達成可能とは見込まれず、今後対策を講じる必要がある。
- ③ 取組の進捗状況は予定どおりではないものの、目標達成可能と見込まれ、引き続き最大限努力していく。
- ④ 取組の進捗に支障が生じているなど、このままでは目標達成可能とは見込まれず、今後対策を講じる必要がある。

①まちなかのにぎわいの創出（1日当たりの歩行者通行量）



－中心市街地における1日当たりの歩行者通行量－（長崎商工会議所）

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

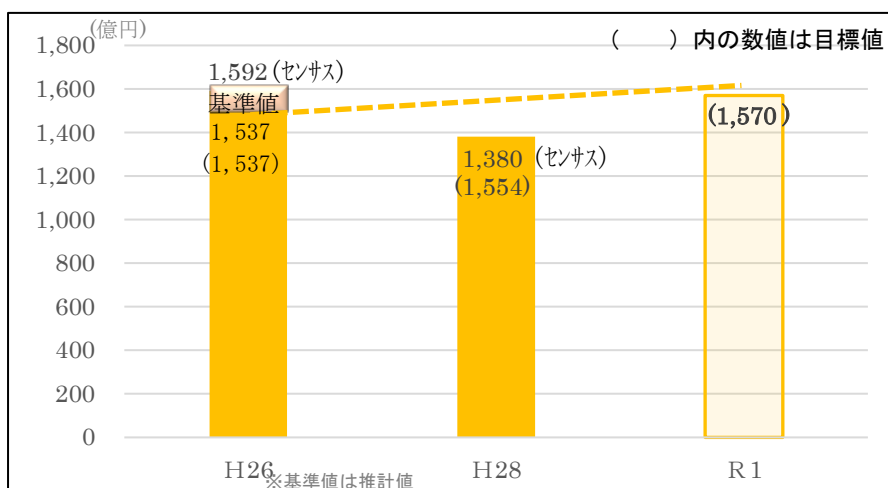
歩行者通行量については平日分・休日分ともに、エリアの魅力や回遊性の向上により平成 26 年度の基準値からおおむね順調に推移し、休日分は令和元年度の目標値を達成した。

しかし、令和元年度平日分の歩行者通行量については、平成 30 度よりも約 1 万人減少し、目標値を達成することができなかった。平日分の減少要因を分析するにあたり、天候、クルーズ船の寄港状況等、調査の諸条件を確認したが、前年度と大きな差異はなく、減少要因がはっきりとしなかったため、16 地点のうち 7 地点の再調査を行った結果、前年度と同程度の通行量となった。

平日分について令和元年度の通行量は減少し、目標未達成となったものの、第 1 期期間中、おおむね順調に推移してきたことや令和元年度の再調査分において前年度と同程度だったことを踏まえると、目標は一定達成できているものと考えられる。

今後も歩行者通行量については注視・検証する。

②商業の活性化（小売業年間商品販売額）



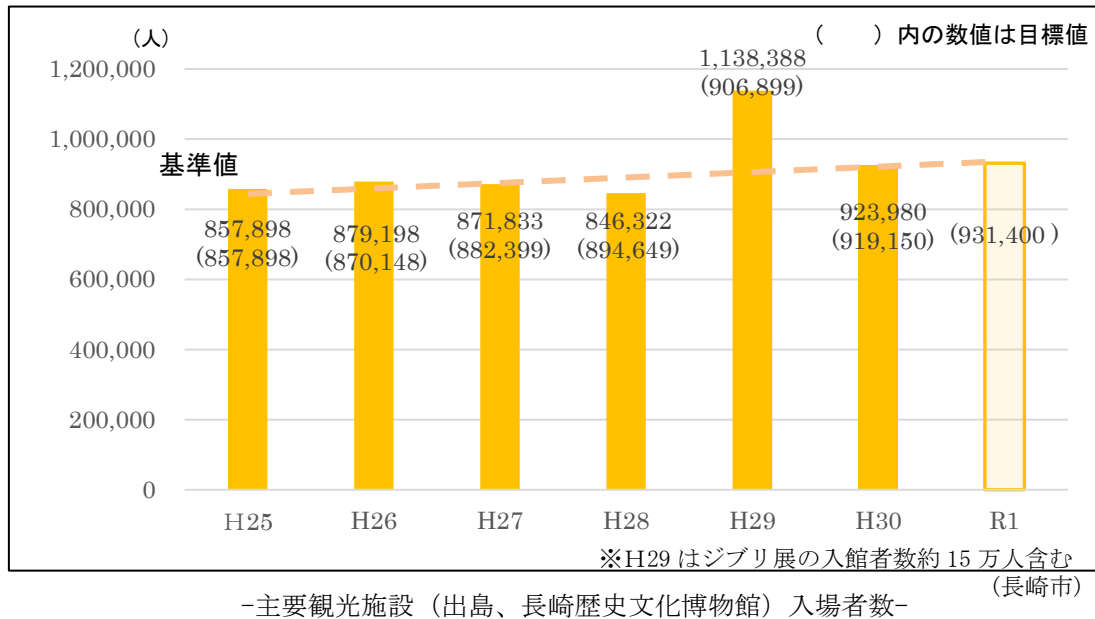
(商業統計調査、経済センサス・活動調査)

-中心市街地における小売業年間商品販売額-

平成 28 年の経済センサス・活動調査による実数値は基準値を下回る結果となった。その要因は、販売額が大きい事業所が中心市街地で販売額を計上しなくなったことによるものと考えられるが、全市的には販売額がほぼ横ばいであることを鑑みると、経済活動が低下したとは言い切れない状況である。また、長崎市中心部の商業集積地区である浜町地区では平成 26 年実績値を上回っていることから、今後も新大工町地区および浜町地区の市街地再開発事業への支援や、まちなか商店街誘客事業の取組等を着実に進めることで、目標は達成可能であると見込まれる。

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

③交流人口の拡大（主要観光施設入場者数）

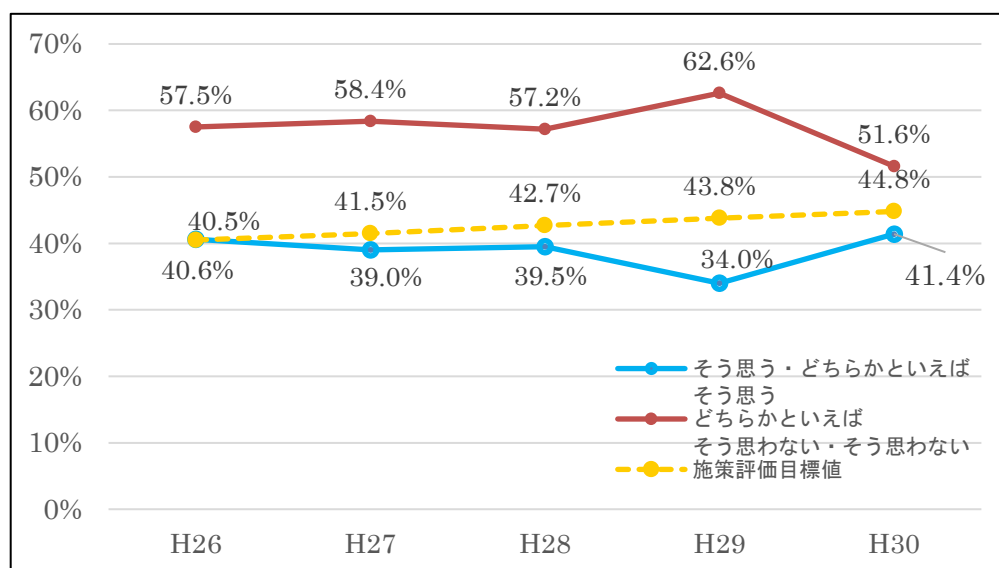


出島和蘭商館跡復元事業における 6 棟の復元建造物の復元や出島表門橋架橋整備事業の完了等により、主要観光施設の入場者数が順調に推移しているため、目標は達成可能であると見込まれる。

(4)定性的評価

- 計画期間前後における地域住民の意識の変化

市民意識調査における「長崎市の中心市街地（長崎駅～新大工～中島川～浜町～新地～山手地区周辺）は昨年度に比べ活気（賑わい）があると感じますか」という問いに対し、活気（賑わい）があると感じた方の割合は、平成 26 年度からゆるやかに減少していたものの、平成 30 年度は増加した。しかし、第四次総合計画に定める目標値は達成できていない状況である。



（平成 30 年度「市民意識調査」）

－アンケート結果（長崎市の中心市街地は昨年度に比べ活気があると感じるか）－

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

・ 中心市街地活性化協議会の意見

長崎市中心市街地活性化協議会は長崎商工会議所及び長崎つきまち株式会社が中心となり設置され、長崎市中心市街地活性化基本計画及びその他必要な事項を協議してきた。

第1期中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップにおける意見は以下のとおりである。

<平成 27 年度>

認定計画期間 5 年の初年度であり、計画事業の多くの終了時期が平成 30 年代以降に設定され、長崎みなとメディカルセンターなどを除くと完成した事業が少ない中、中心市街地の目標指標は当該期間における進捗として順調であると評価する。

<平成 28 年度>

計画期間の 2 年目である平成 28 年度の取組については、全 67 事業のうち「新市立病院建設」「公衆無線 LAN 環境整備」「まちなか修景計画策定」の 3 事業が完了したほか、56 事業が進捗している。

しかしながら、8 事業が、当初の予定より実施時期及び支援措置に遅れが生じており、今後の事業推進に際しては、更なる遅れが生じることがないように、特に主要事業の進捗管理には万全を期していただきたい。

目標指標である「主要観光施設入場者数」については、熊本地震の影響で一時落ち込んだものの、その後は回復傾向が見られ、「歩行者通行量」については、増加傾向で推移していることから、計画全体の進捗は順調であると評価できる。

また、「歩行者通行量」においては、長崎港へのクルーズ船寄港に伴う外国人観光客の通行量増加への影響、更には、「小売業販売額」においては、総販売額に占める大型商業施設の売上動向が指標に対してどう影響したかについても注視するなど、地域活性化への実効性に配慮した事業を着実に進めていただきたい。

<平成 29 年度>

計画期間の 3 年目である平成 29 年度の取り組みについては、全 70 事業のうち「出島表門橋架橋整備事業」、「中島川公園整備事業」、「誘導サイン整備事業」、「岩原川周辺環境整備事業」の 4 事業が新たに完了したほか、59 事業が計画通りに進捗または実施予定となっている。

しかしながら、当初の予定から遅れが生じている一部事業については、今後の進捗管理に万全を期す必要がある。目標指標である「主要観光施設入場者数」については、出島和蘭商館跡がその復元事業や表門橋架橋整備事業の完了により開園以来最高の入場者数を記録するなど、大幅に増加しており、「歩行者通行量」についても、目標値を上回っていることから、計画全体の進捗は順調であると評価できる。

「小売業販売額」については、外国人観光客の誘客や消費拡大を図るまちなか商店街誘客事業の取り組み等、地域活性化への実効性に配慮した事業を着実に進めるべきであるとする。

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

また、長崎県庁舎の移転後に生じている影響を注意深く見極め、周辺エリアの賑わいの創出や回遊性向上に寄与する事業に官民が連携を図りながら速やかに着手することが必要である。

<平成 30 年度>

計画期間の 4 年目である平成 30 年度の取組については、全 70 事業のうち 2 事業が新たに完了したほか、53 事業が計画通りに進捗または実施予定となっている。

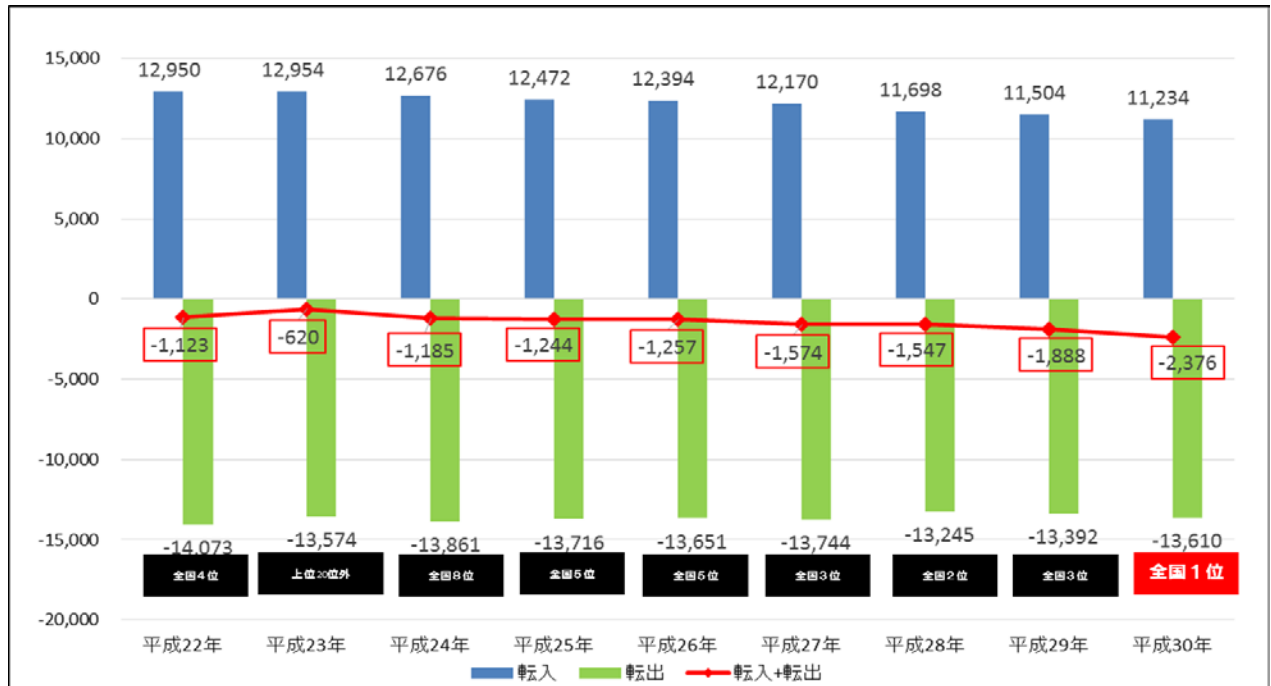
また、未着手の 3 事業のうち 2 事業については、実施の目途が立っているものの、当初の予定から遅れが生じている一部事業については、今後の進捗管理に万全を期す必要がある。

目標指標である「主要観光施設入場者数」については増加傾向にあり、「歩行者通行量」についても、目標値に対して順調に推移していると評価できる。「小売業販売額」については目標値に対して減少傾向で推移している。但し、長崎市全体の「小売業販売額」に大きな変化は見られないことから、平成 28 年度の経済センサスの調査方法の変更や事業者側の売上計上地区の変更が大きな要因であるとも考えられ、今後は実情に基づいた調査が必要である。

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

[5] 中心市街地活性化の課題

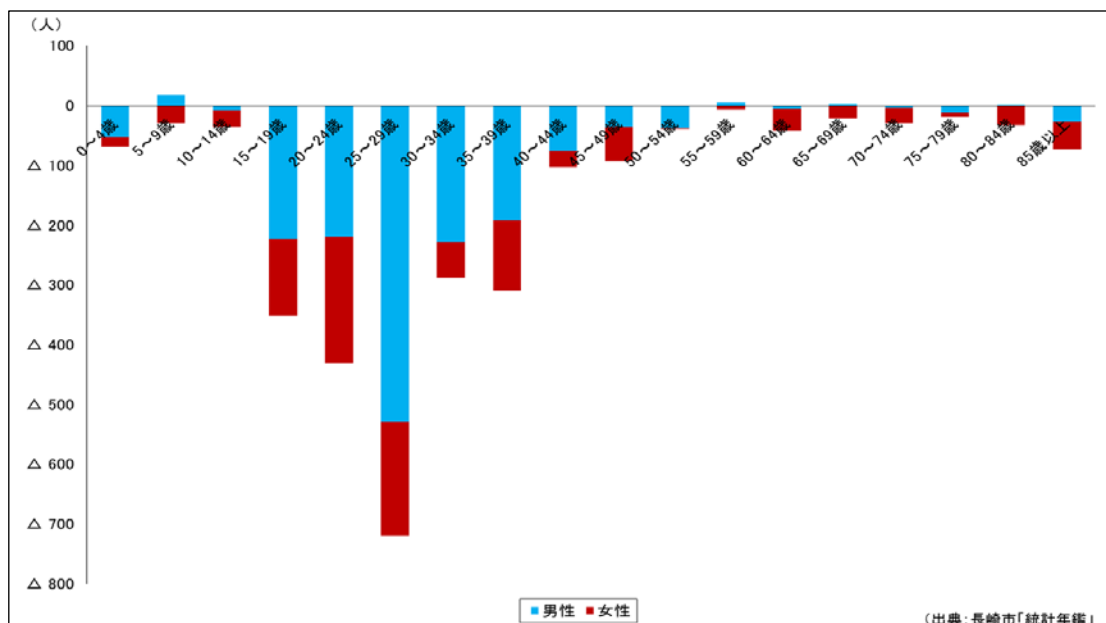
第1期基本計画において、中心市街地の活性化に取り組み、一定の効果が表れてはいるものの、総務省の人口移動報告によると、平成30年の日本人の転出超過数は2,376人で、全国の市町村の中でワースト1位となるなど、人口の社会減が深刻化している。



(総務省「住民基本台帳人口移動報告」)

-社会増減数の状況-

平成30年における年齢別の転出状況は以下のとおりであり、特に15～39歳の若い世代、働く世代の転出が著しい。

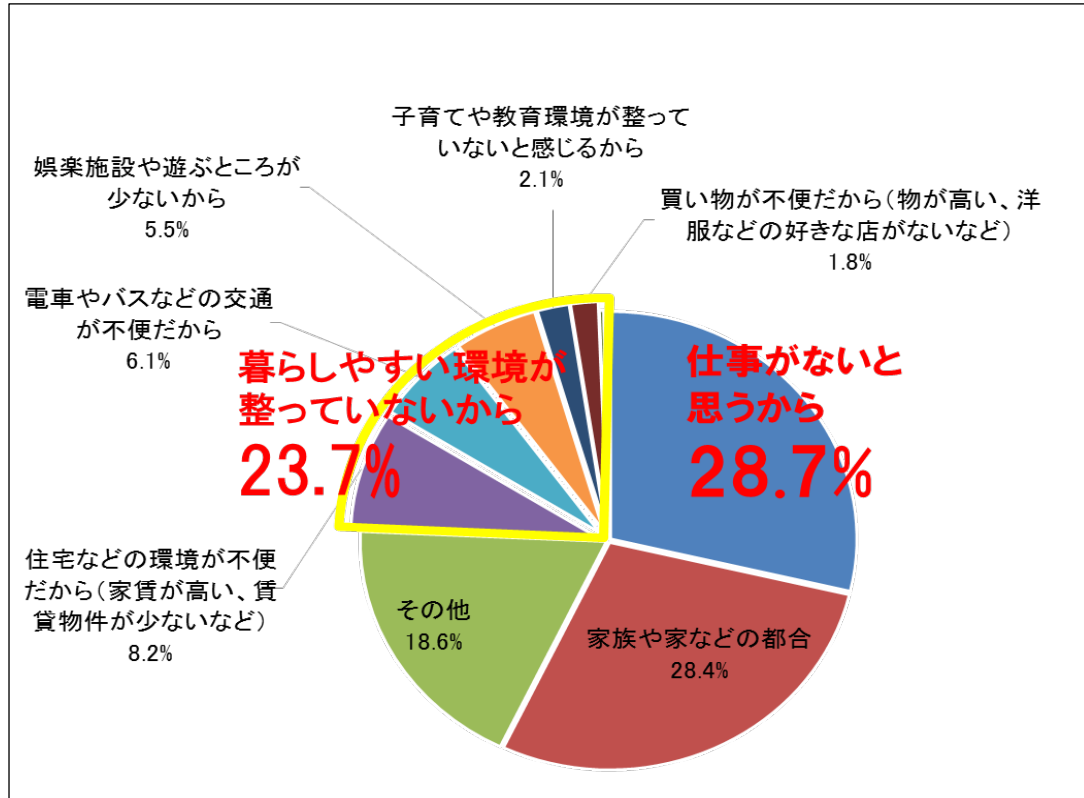


(出典:長崎市「統計年鑑」)

-平成30年 男女別年齢階級別純移動数の状況-

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

こうした状況を受け、平成 29 年中に県外へ転出し、平成 29 年度に 19 歳から 35 歳に到達する方 2,000 人を対象として、平成 30 年度に行ったアンケート調査によると、長崎市へ戻って来たくない理由については、「仕事がないこと」、「暮らしやすい環境が整っていないから」といった理由の割合が多かった。



(平成 30 年度 長崎市 転出者アンケート)

-アンケート (転出者が長崎に戻ってきたいと思わない理由) -

こうした転出要因から、転出超過を抑制するため、雇用環境の充実、交流の産業化の推進による雇用の創出及び所得の向上を図る必要がある。

また、「暮らしやすい環境が整っていないから」と考えられる理由が多くを占めること、市民意向においてもそうしたニーズが高いことから、中心市街地としてもさらなる機能向上等により、誰もが暮らしやすい環境づくりを進める必要がある。

<まとめ>

【第1期計画の総括】

- 休日の歩行者通行量は目標達成したものの、平日の歩行者通行量は目標未達成。
- 観光客数は増加しているものの、小売業年間商品販売額は伸び悩んでいる。
- 主要観光施設の入場者数は目標達成見込み。

【中心市街地の現況】

- 市全体の人口は減少傾向に対し、中心市街地の人口は増加傾向だったが、近年は横ばい。
- 小売業の事業所数、従業者数は減少傾向。
- 観光客数は増加傾向にあるものの、日帰り客に比べ、宿泊客は伸び悩んでいる。

【市民意向】

- 中心市街地に賑わいを感じる割合は41.4%と半数を下回っている。
- 働きやすい環境やアミューズメント・娯楽施設への満足度は低い。
- 将来のまちについては、障害者や高齢者にやさしい、安心して子育てができる、商業などが盛んなど、暮らしやすいまちづくりへのニーズが高い。

【新たな課題】

- 転出超過数が2年連続全国ワースト1位。
- 年齢別の転出状況としては15～39歳の若い世代、働く世代の転出が著しく、転入者数も減少傾向である。
- 主な理由は、働きたい仕事がないこと、暮らしやすい環境が整っていないことである。

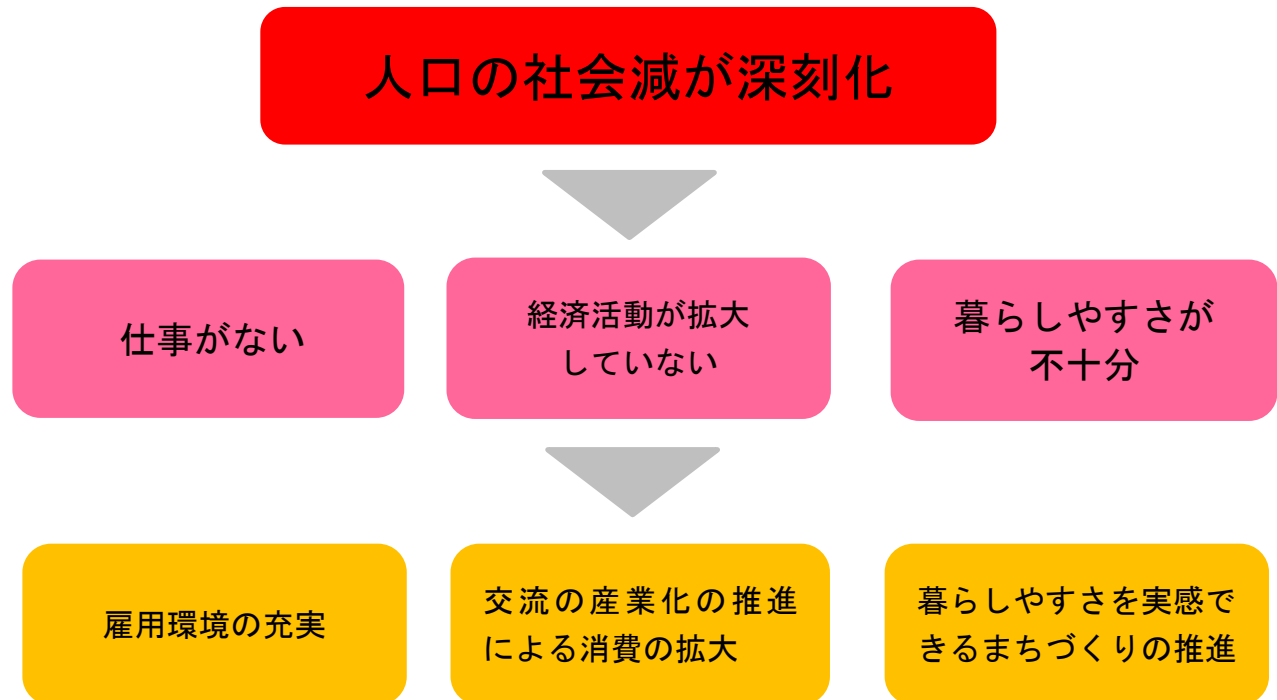
交流人口の拡大は一定図られているものの、消費へ十分に繋がっておらず、さらなる消費拡大の余地がある。

誰もが暮らしやすいまちづくりへのニーズが高い。

転出超過が深刻化しており、特に若い世代、働く世代の転出が多く、働きたいと思う仕事がないことなどが主な原因となっている。

[6] 中心市街地活性化の方針（基本的方向性）

テーマ 長崎のエンジンである中心市街地を起点とした、人に選ばれるまちづくり
計画期間 令和2年4月～令和7年3月（5年間）



方針1 雇用環境の充実

転出者に対するアンケート、年齢別の転出状況を見ると、仕事がないことが転出要因として最も多くの割合を占めている。

企業誘致による魅力的な雇用の受け皿の創出や若年者雇用促進事業による地場企業の魅力に関する効果的な情報発信などに取り組み、雇用環境の充実を図ることで、仕事がないことを理由とした転出超過の抑制を図る。

方針2 交流の産業化の推進による消費の拡大

第1期基本計画の取組みにより、観光客数は一定増加傾向にあるものの、消費単価が高い宿泊客数は伸び悩んでいる。また、小売業年間商品販売額を見ても、観光客の増加に合わせて、販売額が増加していないことから、交流人口の増加を消費へ十分に繋げることができていないと考えられる。

交流の産業化の推進により、さらなる交流人口の拡大、特に宿泊客数を伸ばすことなどにより消費の拡大を図り、ひいては所得の向上及び雇用の創出に繋げることで、転出超過の抑制を図る。

方針3 暮らしやすさを実感できるまちづくりの推進

交流拠点施設、新市庁舎の整備など、長崎市内の都市機能の再編が進んでいる。中心市街地における都市機能のさらなる充実を図り、誰もが暮らしやすい環境づくりを進めることにより、転出超過の抑制を図る。

2. 中心市街地の位置及び区域

[1] 位置

位置設定の考え方

長崎市は、東アジアに近い九州の西端、長崎県の南部に位置し、古くから、その地理的な利点と良好な港を活かして海外の国々との交流を行い、独自の発展を遂げてきた。中でも市街地は、元亀2年（1571年）の海外貿易港としての開港時に内町6町が建設されたことに由来し、港と斜面地に囲まれた南北に細長いわずかな平たん部に位置するが、その果たす機能は、長崎市が発展してきた地理的特性を背景に、市内外へ効果をもたらしており、県都として行政・業務機能をはじめ、県内最大を誇る商業地、多彩な歴史に培われた文化資源等などが集積している。

このように、歴史的な文化や伝統を色濃く残し、歴史及び文化資産や商業・業務・行政・交通などの都市機能が集積し、現在もなお長崎経済のエンジンとしての役割を果たしていると位置づけられる市街地のうち、区域を定めて中心市街地の活性化を図ろうとするものである。



-長崎市位置図-

[2] 区域

区域設定の考え方

第1期基本計画の区域は、小売業者や都市機能が集中し、商業地域となっている中心市街地で、特に長崎経済のエンジンとしての役割を果たしている区域（262ha）を設定した。

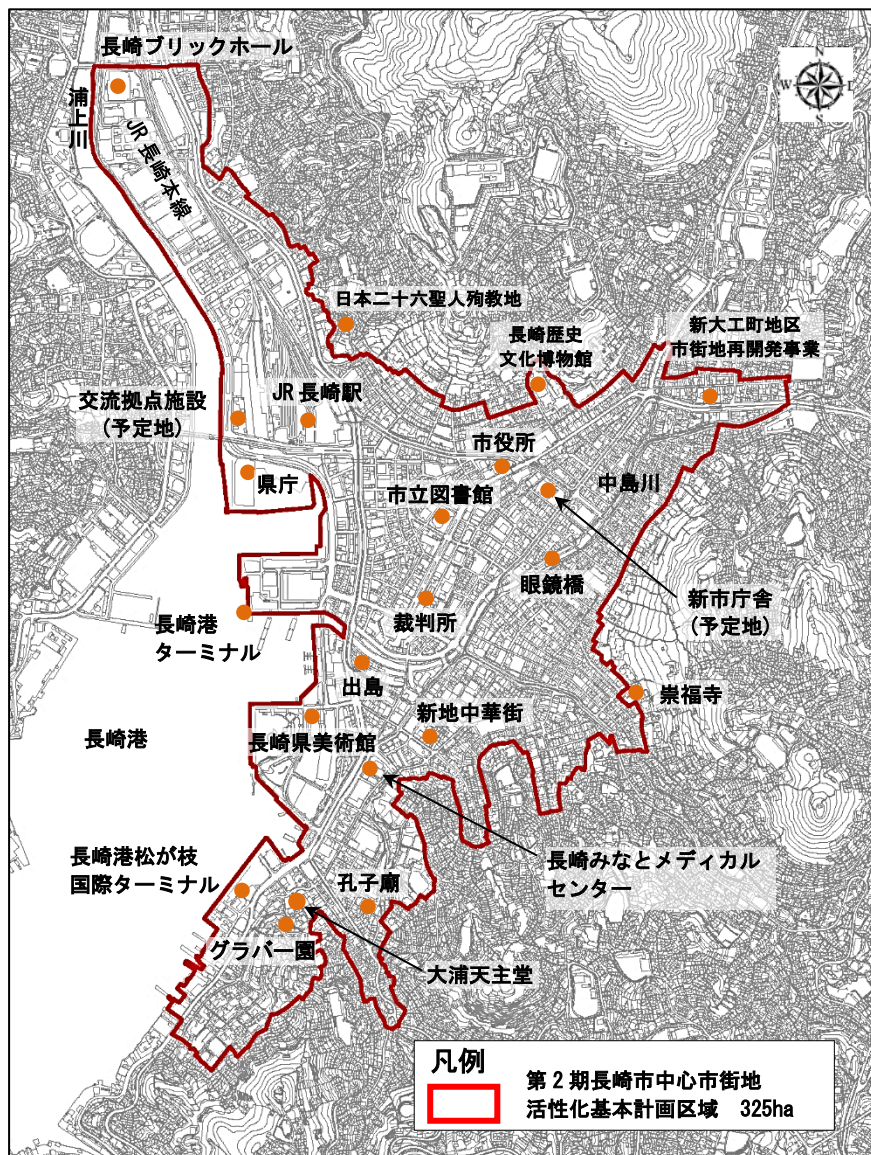
第2期基本計画の区域は、第1期基本計画の区域をベースに、中心市街地の活性化に資するポテンシャルが高いと考えられる隣接地（長崎スタジアムシティ等の複合的な集客施設を建設予定である「幸町地区」及び国指定重要文化財である旧グラバー住宅や明治期の洋風建築である児童養護施設マリア園等の居留地の魅力を活かしたまちづくりを推進する予定である「東山手・南山手地区」）を加えた区域とする。（長崎市の面積 40,586ha、中心市街地 325ha、長崎市全体の面積に対する計画区域の割合 約0.8%）

東側境界：寺町通り沿い

西側境界：浦上川左岸及び長崎港東側海岸線沿い

南側境界：南山手エリア沿い（伝統的建造物群保存地区）

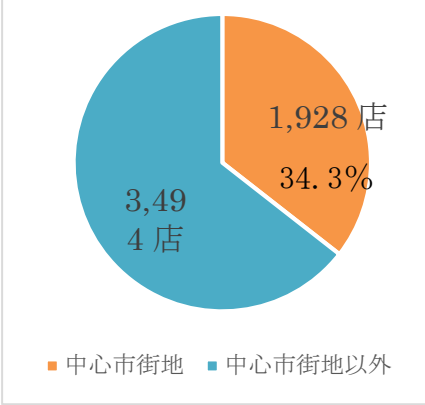
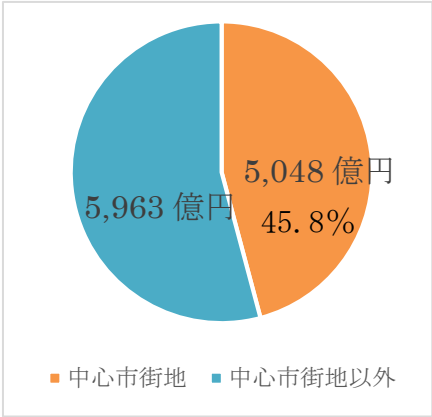
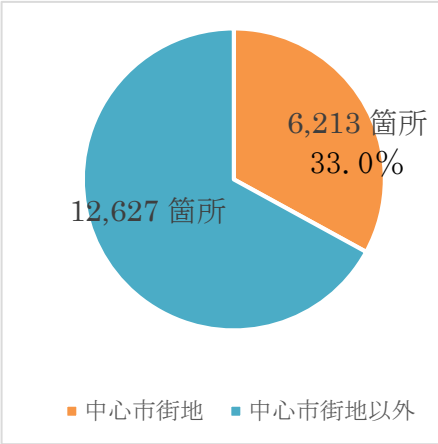
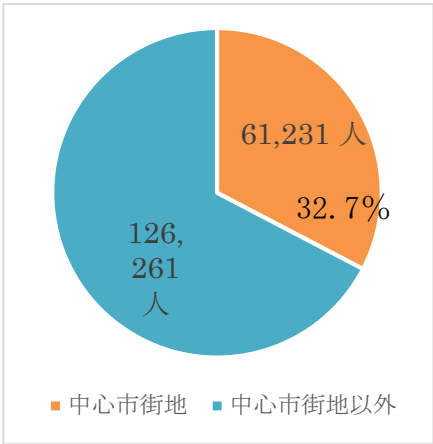
北側境界：ブリックホール北側の市道茂里町3号線



-第2期基本計画 区域図-

2. 中心市街地の位置及び区域

[3] 中心市街地要件に適合していることの説明

要 件	説 明
第 1 号要件 当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること	(1)長崎市の商業・業務機能が集積している。 長崎市面積（40,586ha）の 0.8%を占める中心市街地内には、長崎市の小売商店の 34.3%が立地し、小売業年間販売額でも市全体の 45.8%を占めている。また、事業所数の 33.0%、従業者数の 32.7%がこの地域で従事している。  1,928 店 34.3% 3,494 店 ■ 中心市街地 ■ 中心市街地以外 -小売商店数- (H26 経済センサス)  5,048 億円 45.8% 5,963 億円 ■ 中心市街地 ■ 中心市街地以外 -小売業年間販売額- (H26 経済センサス)  6,213 箇所 33.0% 12,627 箇所 ■ 中心市街地 ■ 中心市街地以外 -事業所数- (H28 経済センサス)  61,231 人 32.7% 126,261 人 ■ 中心市街地 ■ 中心市街地以外 -従業者数- (H28 経済センサス)

2. 中心市街地の位置及び区域

(2)長崎市の大型商業施設が集積している。

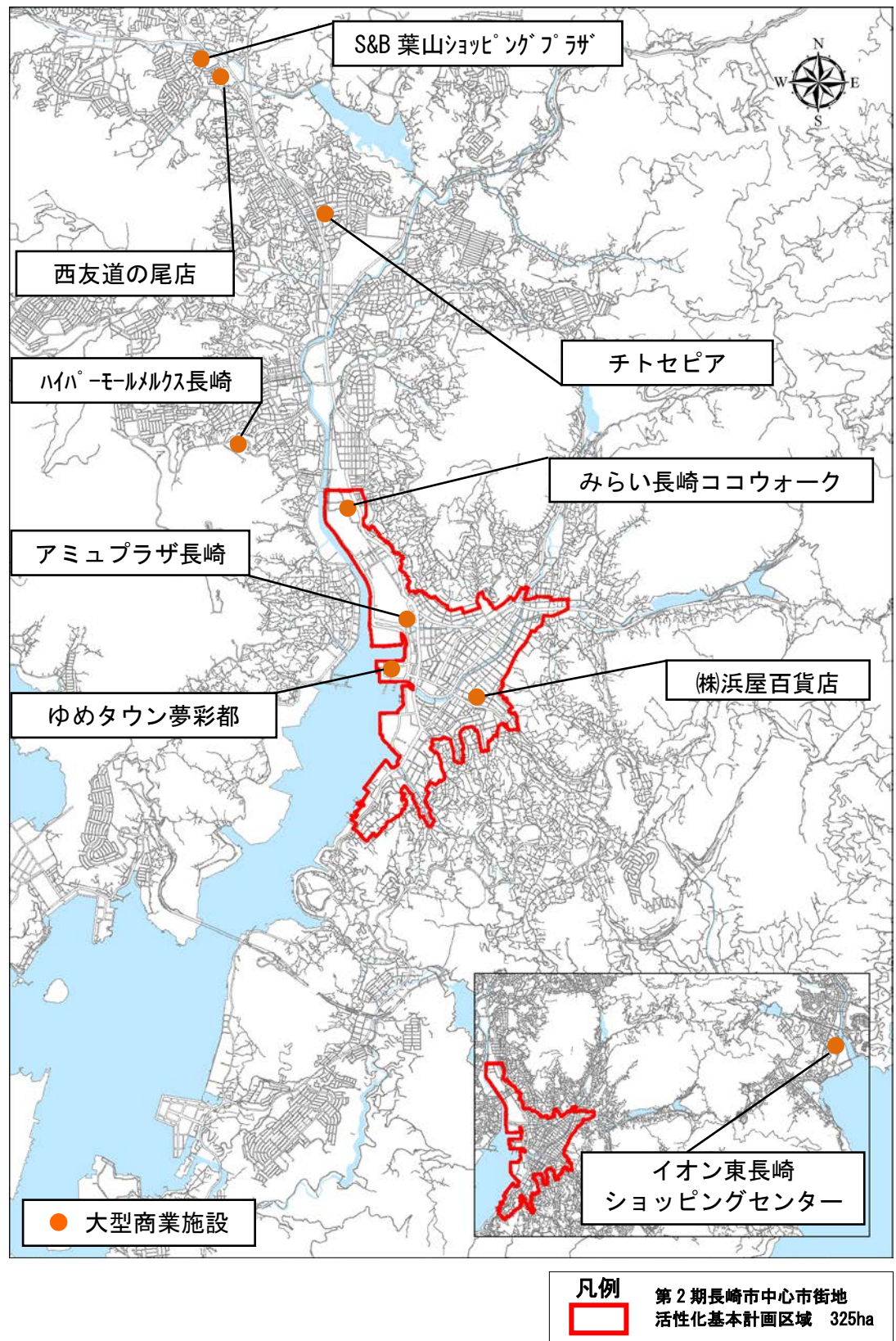
長崎市で店舗面積が1万㎡を超える大型商業施設は9店舗あり、15,000㎡を超える上位3店舗を含む計4店舗が中心市街地に集積している。

-長崎市内の大型商業施設（店舗面積1万㎡以上）-

名 称	店舗面積	区域内外
ゆめタウン夢彩都	31,926 ㎡	区域内
アミュプラザ長崎	19,772 ㎡	区域内
（株）浜屋百貨店	16,764 ㎡	区域内
S & B 葉山ショッピングプラザ	14,729 ㎡	区域外
チトセピア	14,560 ㎡	区域外
みらい長崎ココウオーク	11,300 ㎡	区域内
イオン東長崎ショッピングセンター	10,210 ㎡	区域外
ハイパーモールメルクス長崎	10,092 ㎡	区域外
西友道の尾店	10,039 ㎡	区域外

（「大規模小売店舗立地法」による届出より）

2. 中心市街地の位置及び区域



-大型商業施設（店舗面積1万㎡以上）分布図-

2. 中心市街地の位置及び区域

(3)長崎市の多様な都市機能が集積している。

中心市街地内には、官公庁、公共・公益施設、交通拠点など、本市の中心的な役割を担う多様な都市機能が集積している。

-計画区域内の主な官公庁-

長崎市役所	長崎県庁	長崎県警察本部
長崎警察署	長崎地方検察庁	長崎地方法務局
長崎地方裁判所	長崎家庭裁判所	長崎税関
長崎財務事務所	長崎労働局	長崎県税事務所
長崎南年金事務所	長崎中央消防署	長崎港湾漁港事務所
もりまちハートセンター	動物管理センター	

-計画区域内の主な公共・公益施設-

長崎市民会館	長崎ブリックホール	長崎市立図書館
県立図書館郷土資料センター（仮称）	長崎みなとメディカルセンター	長崎水辺の森公園
長崎県美術館	メルカつきまち	

-計画区域内の主な交通結節点-

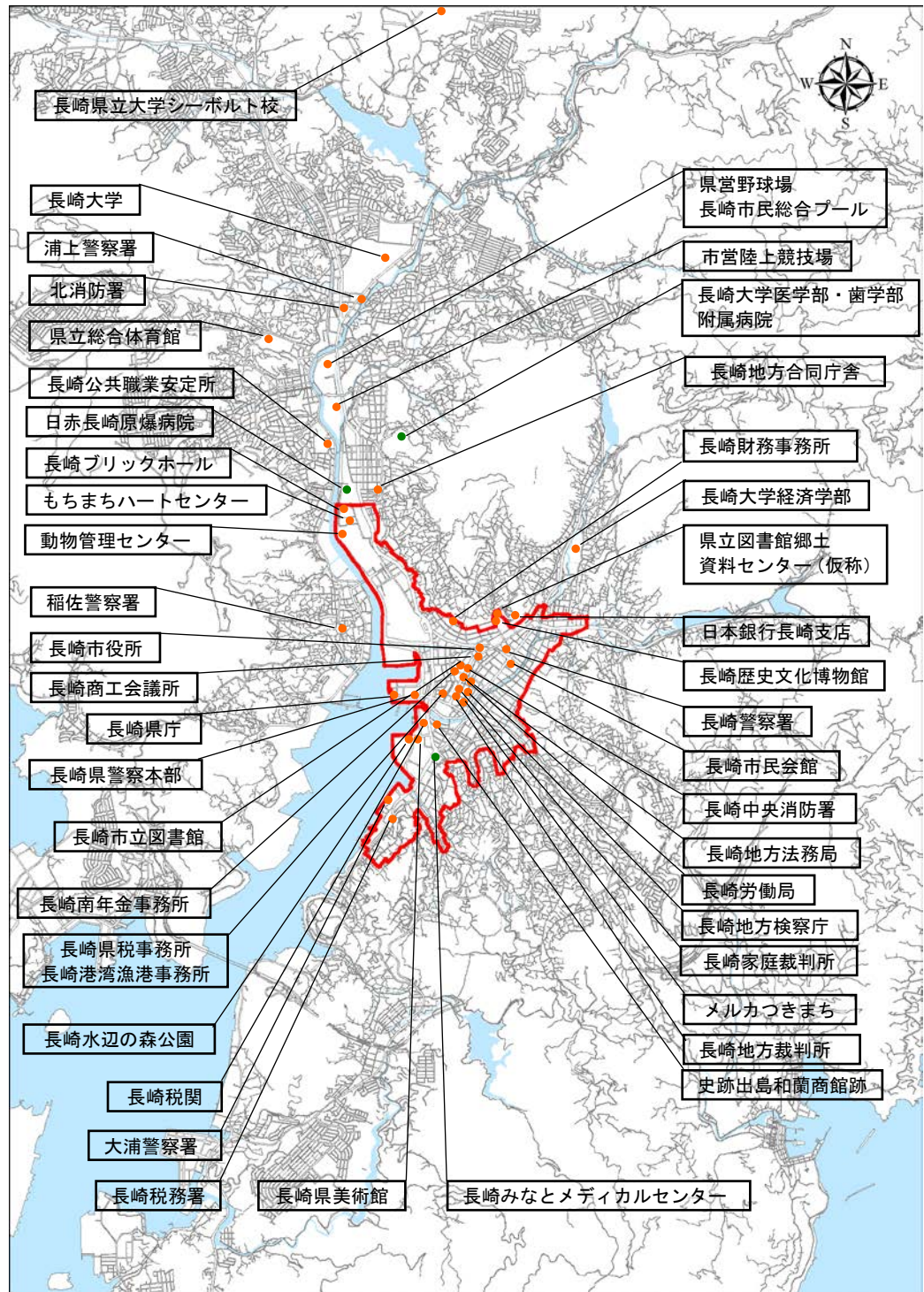
長崎県営バスターミナル	長崎バス新地ターミナル	J R 長崎駅
長崎港ターミナル	長崎バスココウォークバスセンター	長崎港松が枝国際ターミナル

また、中心市街地内には、出島、丸山、新地中華街、唐人屋敷、眼鏡橋に代表される石橋群など様々な歴史・文化的資産が中心市街地内に存在し、数多くの観光客が来街している。

-計画区域内の主な歴史・文化施設-

グラバー園	長崎歴史文化博物館（長崎奉行所立山役所跡）	長崎海軍伝習所跡（長崎奉行所西役所跡）
史跡出島和蘭商館跡	中島川石橋群	眼鏡橋
長崎市べっ甲工芸館（旧長崎税関下り松派出所）	長崎市旧香港上海銀行長崎支店記念館	孔子廟 中国歴代博物館
サント・ドミンゴ教会跡資料館	中の茶屋	唐人屋敷跡
旧長崎英国領事館	史跡料亭花月	大浦天主堂
長崎市須加五々道美術館		

2. 中心市街地の位置及び区域



● 官公庁、公共・公益施設

● 公的病院

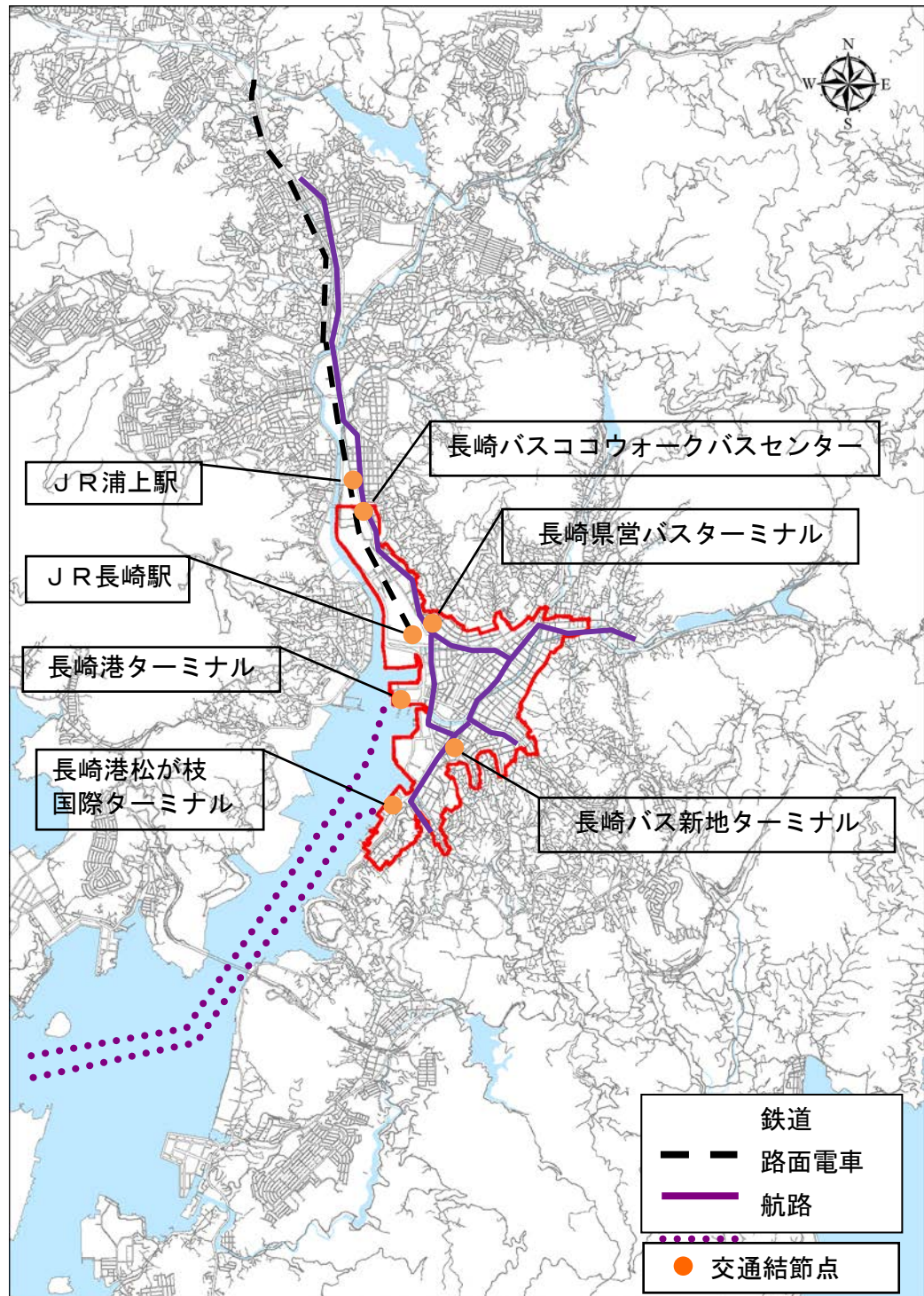
凡例



第2期長崎市中心市街地
活性化基本計画区域 325ha

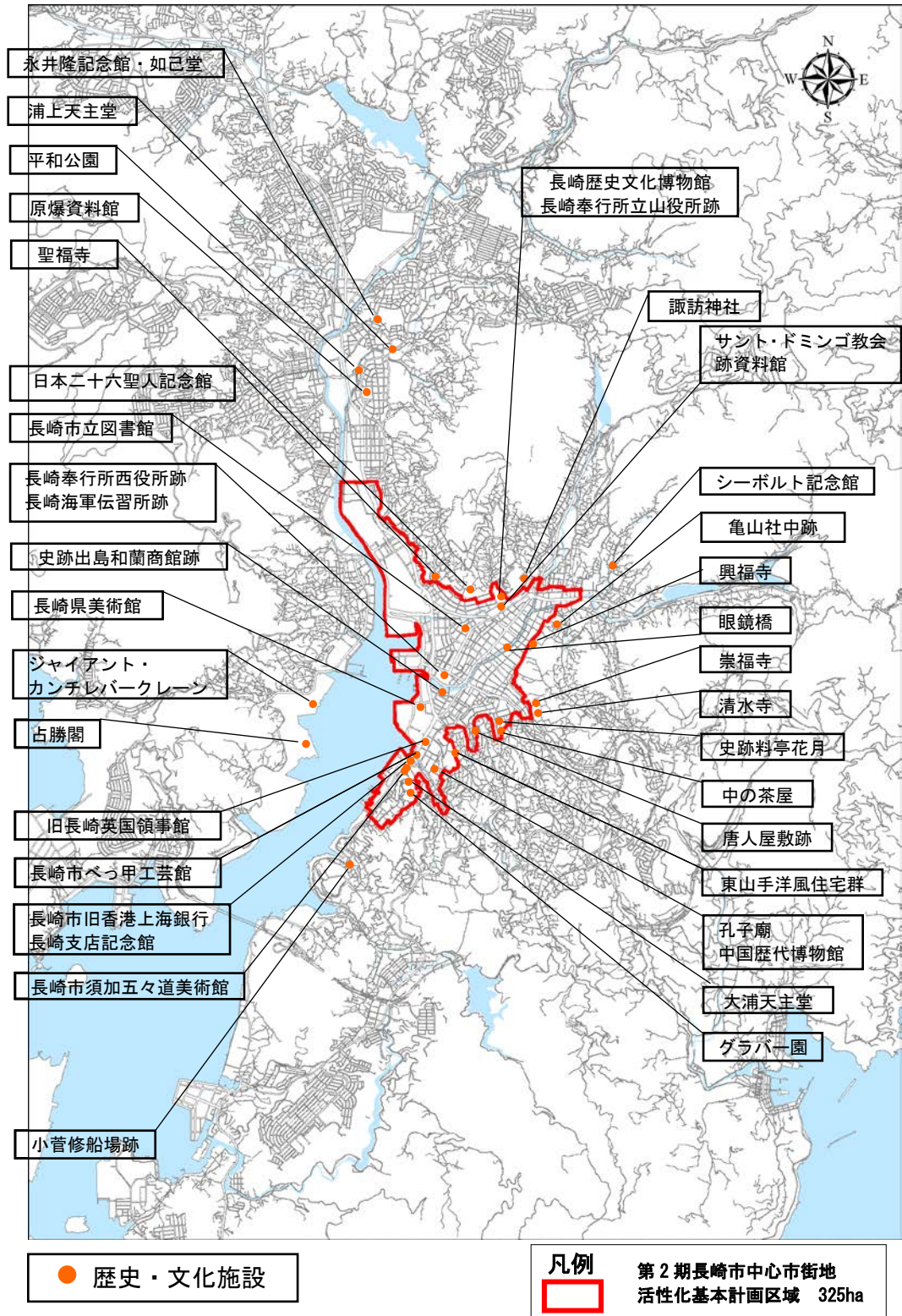
-官公庁、公共・公益施設、公的病院分布図-

2. 中心市街地の位置及び区域



-交通機能分布図-

2. 中心市街地の位置及び区域



-主な歴史・文化施設分布図-

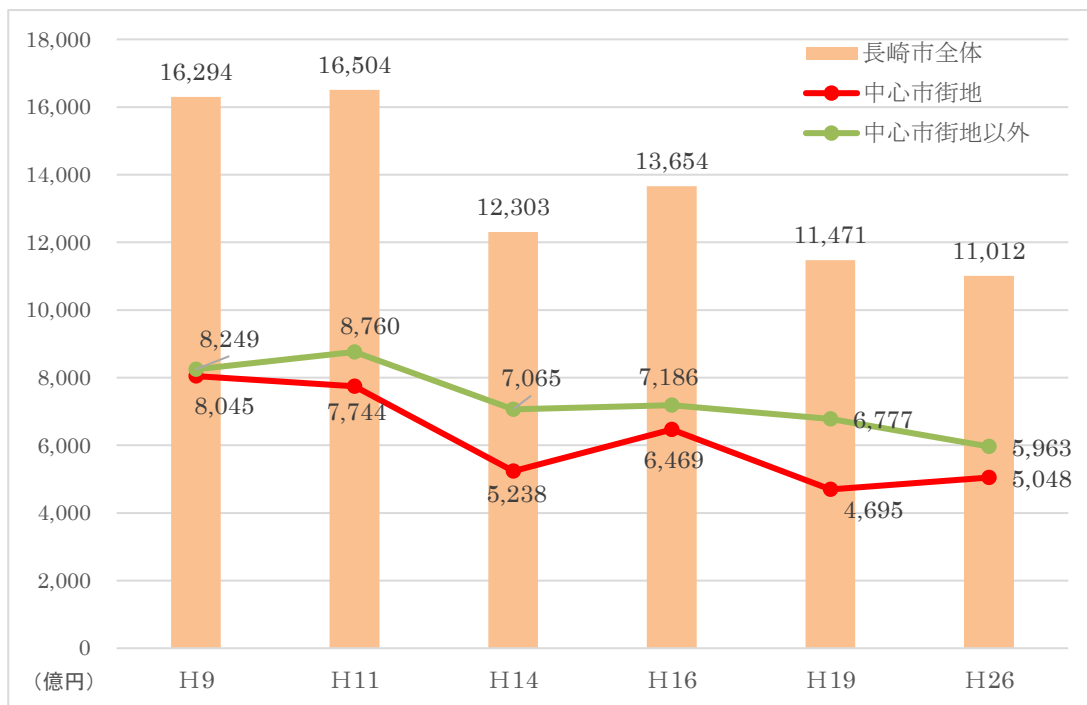
2. 中心市街地の位置及び区域

第2号要件

当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること

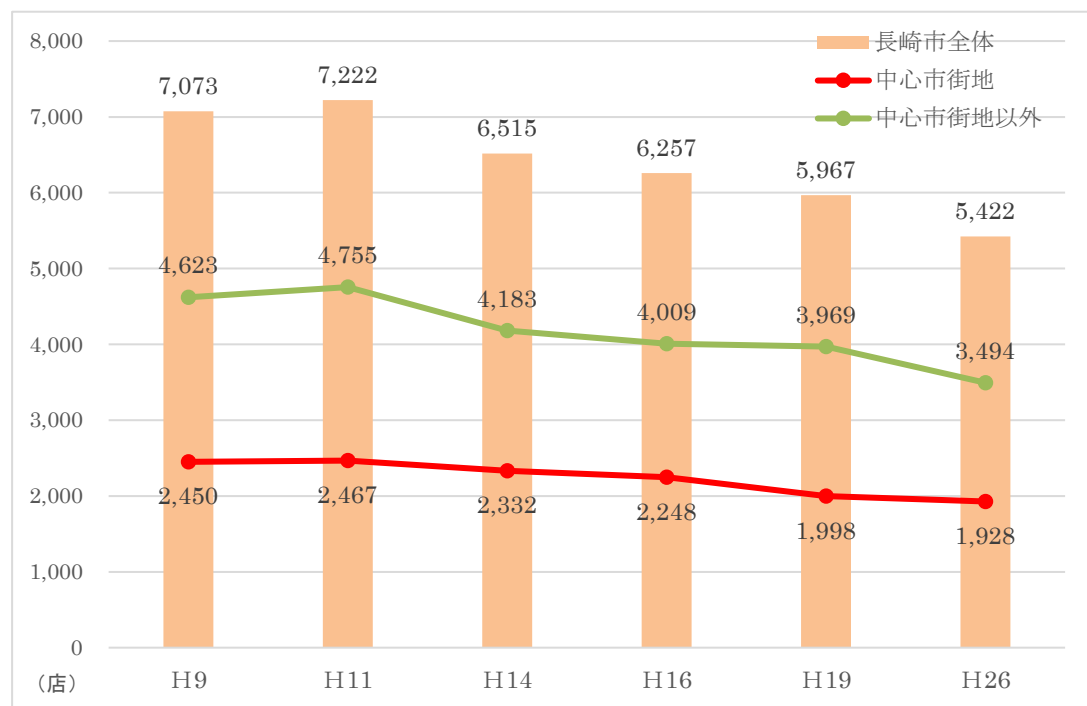
(1)年間商品販売額、商店数が減少している。

中心市街地の年間商品販売額（卸売含む）は、平成19年から平成26年にかけて若干増加しているが、平成9年と平成26年を比較すると32.4%減少している。商店数は、平成12年に長崎最大級の2つの大型商業施設が開店したこともあり、減少傾向が継続している。



(商業統計・経済センサス)

-中心市街地と中心市街地以外の年間商品販売額（卸売含む）の推移-



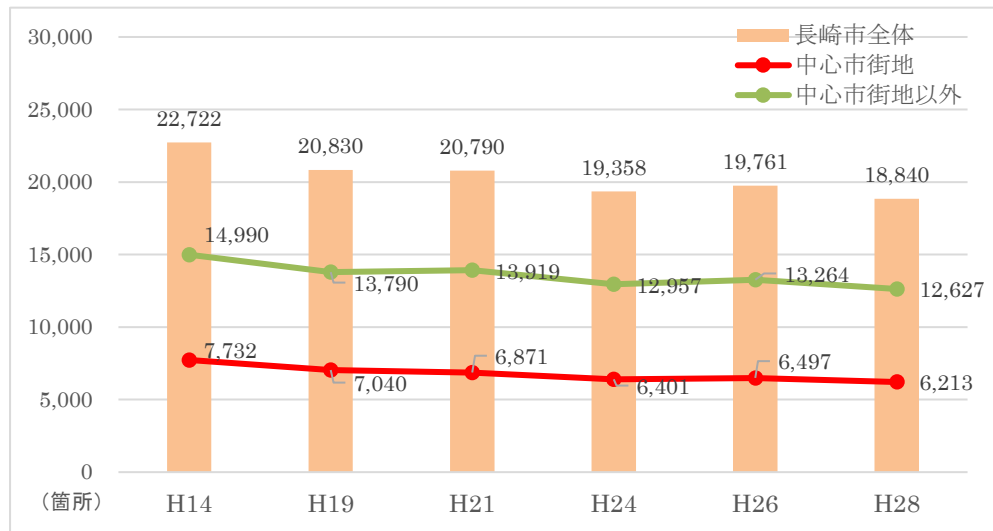
(商業統計・経済センサス)

-中心市街地と中心市街地以外の商店数（卸売含む）の推移-

2. 中心市街地の位置及び区域

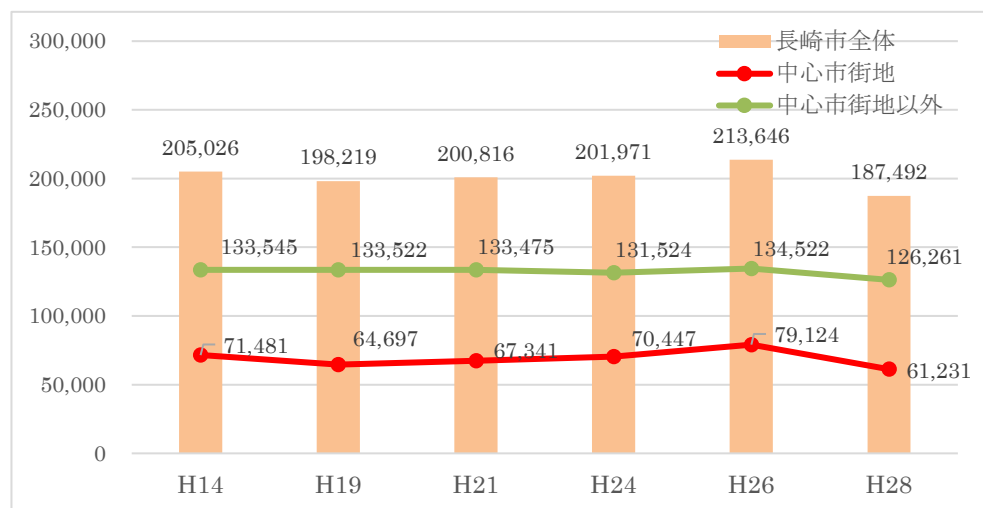
(2)事業所数・従業者数が減少している。

市全体における中心市街地が占める事業所数、従業者数の割合は約 3 割で推移しており、市全体と同様に中心市街地も減少傾向にある。



(商業統計・経済センサス)

-長崎市内の事業所数の推移-



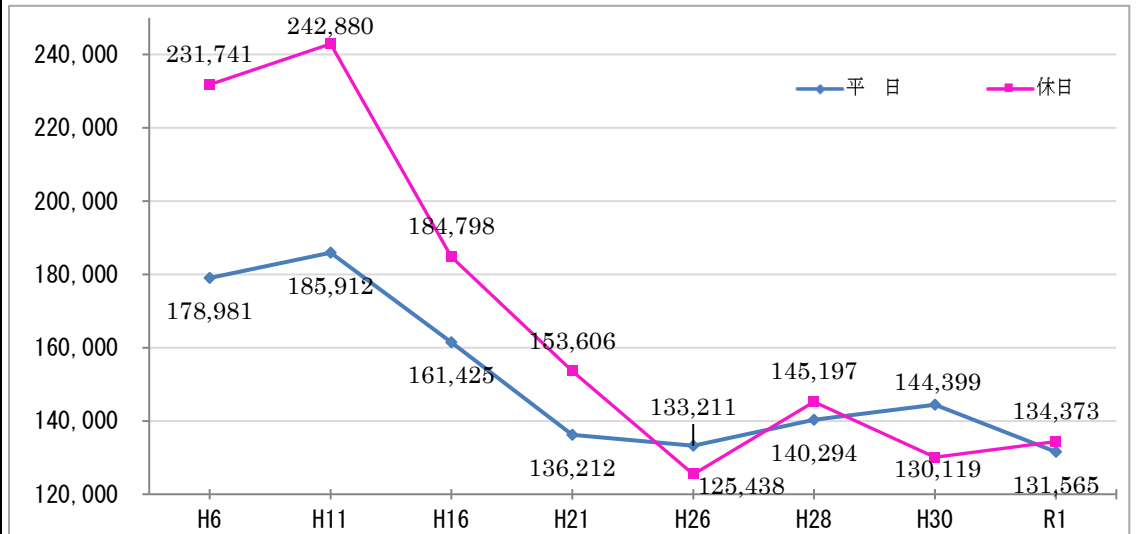
(商業統計・経済センサス)

-長崎市内の従業者数の推移-

2. 中心市街地の位置及び区域

(3)歩行者通行量が減少している。

中心市街地の歩行者通行量は、年度によって増減を繰り返しながらも、平日、休日とも減少傾向が続いていたが、第1期基本計画期間を経て、平成26年頃から微増傾向となっている。



(長崎商工会議所)

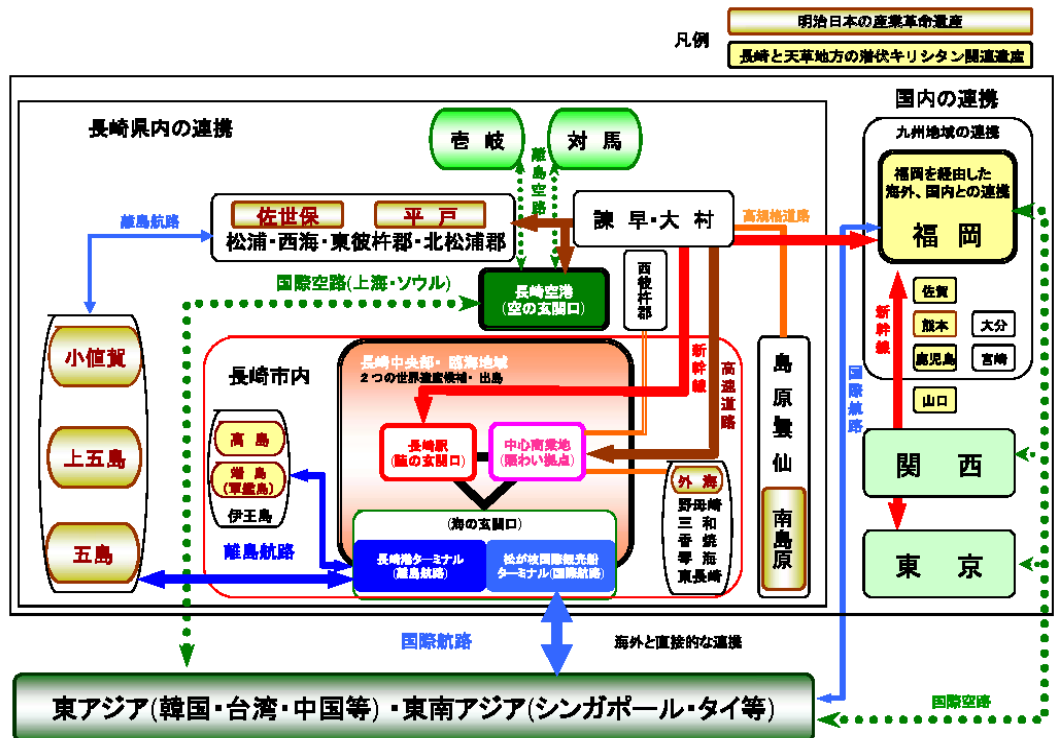
-中心市街地の歩行者通行量の推移(16地点の1日当たりの合計)-

2. 中心市街地の位置及び区域

第3号要件

当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上と総合的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域的发展にとって有効かつ適切であると認められること

中心市街地の位置づけ及び活性化の取組みは、次に示す上位計画と整合しており、高次都市機能が集積する長崎市において、既存の都市機能のストックや交通結節機能などを活かして、中心市街地の活性化を図ることは、本市及び周辺市町的发展に有効かつ適切である。



(1)都市計画区域マスタープラン（長崎県決定）との整合

都市計画区域マスタープラン（平成26年10月第1回変更）では、「高次かつ多様な都市機能が集積し、全県を牽引する都市づくり」を基本理念のひとつに掲げ、長崎都心地区の市街地像を次のように示している。

本県の商業・業務活動の中核を担う地区であり、出島、オランダ坂、グラバー園などの全国的に知名度の高い観光資源を有するとともに、長崎港臨海部では、本県を代表する基幹産業である造船関連企業が集積している地区でもある。

JR長崎駅周辺地区を始めとした長崎市中央部・臨海地域の都市再生、新幹線や高速道路などの広域的な交通体系の整備拡充により、国際的な観光・文化交流の拠点として、にぎわいと活力のある魅力的な都市空間の形成を図る。

また、都市部の中でも東山手・南山手地区や中島川・寺町地区などの重要地区を中心に、歴史や異国情緒を備えたまちなみの維持・充実を図る。

(2)長崎市第四次総合計画との整合

平成 28 年 3 月に改訂した長崎市第四次総合計画では、各基本施策において、基本方針を次のように掲げている。

※中心市街地活性化に関するものを抜粋

○基本施策「まちなみ、自然を活かし、まちの質を高めます」において、次の基本方針を掲げている。

- ・まちなか軸を中心とした 5 つのエリアの魅力の顕在化や、回遊性を促す「まちぶらプロジェクト」を推進します。

○基本施策「交流を活かした地場企業の活性化と域内経済の循環を促します」において、次の基本方針を掲げている。

- ・商店街・商店の課題解決への主体的な取り組みや、消費者ニーズに応える意欲的な取り組みによる、商店街等の賑わい創出や魅力向上を推進し、支援します。

○基本施策「暮らしやすいコンパクトな市街地を形成します」において、次の基本方針を掲げている。

- ・まちなかにおいて、老朽建築物の建替えや公園等の公共空間の確保等を図り、働きやすく、暮らしやすい環境の整備を推進します。
- ・各地区の市街地に必要な道路や公園等の都市基盤施設を整備し、防災性の向上や住環境の改善を図ります。

(3)都市計画マスタープラン及び長崎市立地適正化計画との整合

都市計画マスタープランにおける都市づくりの方針として、集約連携型の都市構造（ネットワーク型コンパクトシティ長崎）を目指すため、中心市街地を含む主要な地域に商業・業務、医療・福祉等の都市機能を誘導し、市民の暮らしを支える各種生活サービスの質の確保や投資効率の高い市街地を形成することとしている。

平成 30 年 4 月に策定した長崎市立地適正化計画においても、市民にとって安全・安心で快適な暮らしが続けられる都市づくり（ネットワーク型コンパクトシティ長崎）を基本方針とし、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する施策を掲げている。

また、中心市街地を含む都市機能誘導区域の施策の方向性として、中心市街地活性化など、都心部・都心周辺部の魅力を向上させるとともに、高次な都市機能の集積を図ることとしており、中心市街地の活性化による都市の賑わいと活力の創出に向けて次の方針を掲げている。

2. 中心市街地の位置及び区域

○中心市街地の活性化による都市の賑わいと活力の創出に向けて、次の方針を掲げている。

- ・中心市街地における交流人口の拡大と経済活力を効果的・効率的に増進を図るため、陸の玄関口の「長崎駅周辺」と海の玄関口の「松が枝周辺」を整備し、交通結節機能の向上を図り、交流拠点施設などの都市機能の立地を誘導します。
- ・文化施設の立地を誘導し、市民の芸術文化活動の発表・鑑賞の拠点を確保します。
- ・新大工町地区や浜町地区などの市街地再開発事業の推進により、まちなか居住、賑わいの創出や回遊性の向上を図ります。
- ・歴史や文化など地域の特色を活かした環境整備や地域との連携により、賑わいの創出や回遊性の向上を図ります。
- ・広域交通及び市内交通の結節点を形成する長崎駅周辺では長崎駅周辺再整備事業やバスターミナル機能の維持・確保などの事業推進により、交通結節点の強化・充実や回遊性の向上を図ります。

○快適で暮らしやすい市民生活の実現に向けて、次の方針を掲げている。

- ・新市庁舎や中核となる子育て支援施設などの都市機能を誘導し、効率的な都市経営を図ります。

3. 中心市街地の活性化の目標

[1] 中心市街地活性化の目標

中心市街地活性化の3つの基本方針に基づき、目標を以下のように整理する。

(基本方針1)

雇用環境の充実



(目標1)

雇用の場の創出

転出者に対するアンケート、年齢別の転出状況を見ると、仕事がないことが転出要因として最も多くの割合を占めている。

企業誘致による魅力的な雇用の受け皿の創出や若年者雇用促進事業による地場企業の魅力に関する効果的な情報発信などに取り組み、雇用環境の充実を図ることで、仕事がないことを理由とした転出超過の抑制を図る。

(基本方針2)

交流の産業化の推進



(目標2)

交流の産業化による消費の拡大

第1期基本計画の取組みにより、観光客数は一定増加傾向にあるものの、消費単価が高い宿泊客数は伸び悩んでいる。また、小売業年間商品販売額を見ても、観光客の増加に合わせて、販売額が増加していないことから、交流人口の増加を消費へ十分に繋げることができていないと考えられる。

交流の産業化の推進により、さらなる交流人口の拡大、特に宿泊客数を伸ばすことなどにより消費の拡大を図り、ひいては所得の向上及び雇用の創出に繋げることで、転出超過の抑制を図る。

(基本方針3)

暮らしやすさを実感できるまちづくりの推進



(目標3)

市民生活の利便性向上

交流拠点施設、新市庁舎の整備など、長崎市内の都市機能の再編が進んでいる。中心市街地における都市機能のさらなる充実を図り、誰もが暮らしやすい環境づくりを進めることにより、転出超過の抑制を図る。

[2] 計画期間の考え方

本基本計画の計画期間は、中心市街地内で行われる各種事業による効果の発現を考慮し、令和2年4月から令和7年3月までの5年間とする。

[3] 目標指標の設定の考え方・フォローアップの時期及び方法

本基本計画で設定した中心市街地活性化の3つの目標の達成状況を的確に把握するため、定期的なフォローアップが可能な指標であることを前提に、以下のように数値目標を設定し、目標の達成状況を進行管理する。

(目標1)「雇用の場の創出」に関する数値目標

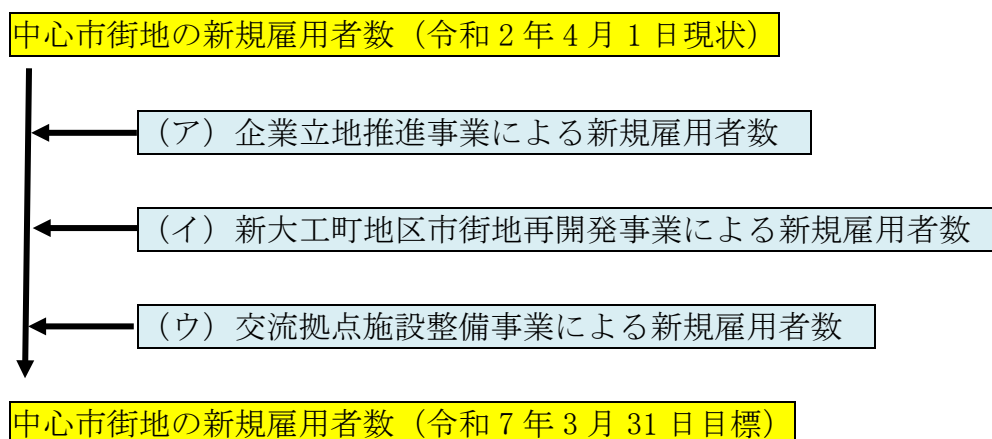
(1)目標指標設定の考え方

転出超過の主な理由は仕事がないことと考えられるため、魅力的な仕事を創っていくことが必要となる。交流拠点施設整備事業や新大工町地区市街地再開発事業などの新たな拠点の整備、企業誘致などにより雇用を創出する。そうした事業により生まれる新たな雇用の受け皿を「新規雇用者数」とし、計画期間における目標値を設定する。

指標名	平成 26～30 年度 (基準値<実績値>)	令和 2～6 年度 (目標値)
中心市街地の 新規雇用者数	893 人	1,300 人

(2)数値目標の設定

数値目標の設定におけるフローを以下に示す。



(ア) 企業立地推進事業による増加

(a) すでに立地の申し入れがあった数

企業立地推進事業は、投資額や雇用人数など一定の条件を満たせば、企業立地にあたり、各種奨励金の交付を受けることができる制度である。

3. 中心市街地の活性化の目標

令和2～6年度に本制度を利用して企業を立地するものとして申し入れを行っている企業から雇用計画が提出されているが、当該計画書に記載の雇用予定者数を積み上げると約670人の新規雇用者数が見込まれる。

(b) 現時点の空きオフィスを活用した増加

クレインハーバー長崎ビルにおいて、現在、空きオフィスが約500坪ある。今後立地の申し入れがあった場合には、こちらの空きオフィスにおける開業を提案するが、空きオフィスの面積2坪あたりに1人の従業者が働くと仮定して計算をすると、 $500 \div 2 = 250$ 人の雇用が見込まれる。

よって企業立地推進事業による新規雇用者数の増加は

$$(a) + (b) = 670 + 250 = 920 \div 900 \text{ 人}$$

(イ) 新大工町地区市街地再開発事業による新規雇用者数の増加

新大工町地区市街地再開発事業において、業務施設床が533坪できる予定であるが、面積2坪あたりに1人の従業者が働くと仮定して計算をすると、 $533 \div 2 = 266 \div 300$ 人の雇用が見込まれる。

(ウ) 交流拠点施設整備事業による新規雇用者数の増加

交流拠点施設内で勤務するMICEの誘致・運営等を行う企業分の雇用者数の増加と、隣接するホテル(200室を予定)に生まれる雇用者数の増加を、以下のとおり見込んだ。

MICE誘致・運営に係る企業においては、16人の雇用を見込んでいる((仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業に係る事業実施に関する提案書による)。

ホテルにおいては、市内の類似規模のホテルにおける1室あたりの従業者数が0.49人であることから、

$$0.49 \text{ 人/室} \times 200 \text{ 室} = 98 \text{ 人}$$

以上から $16 + 98 = 114 \div 100$ 人の雇用が見込まれる。

以上(ア)～(ウ)により目標値を下記のように設定する。

企業立地推進	新大工町再開発	交流拠点施設				
900	+	300	+	100	=	1,300 人

(3) フォローアップの考え方

中心市街地の新規雇用者数は、対象企業等への聞き取り調査から目標達成の進捗を確認する。また、計画期間中、達成状況の検証を毎年実施する。

（目標 2）「交流の産業化による消費の拡大」に関する数値目標

（1）目標指標設定の考え方

第 1 期計画の取組みや大型クルーズ船の寄港により、観光客数は増加傾向にある。しかし、日帰り客数の増加に比べ、宿泊客数は伸び悩みを見せている。引き続き交流の産業化を推進し、日帰り客に比べ消費単価が高い宿泊客の増加を図る必要がある。

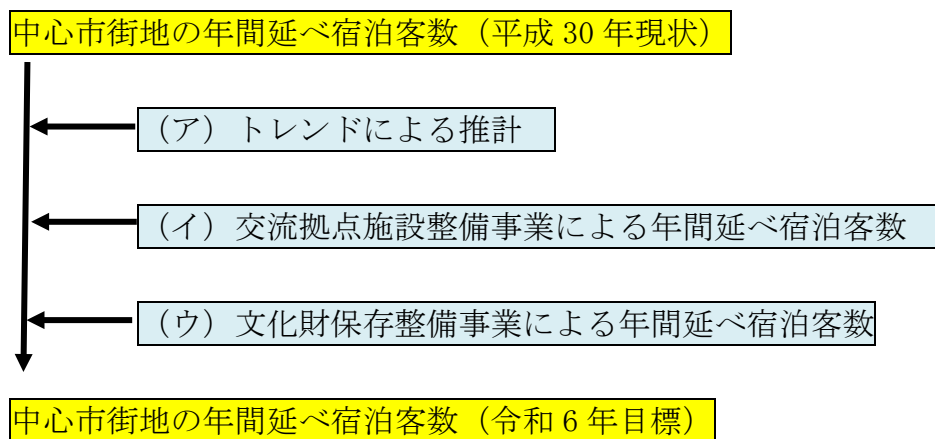
具体的には観光以外のコンベンション、イベント等の目的での来街者を交流拠点施設整備事業により増やすとともに、マリア園のラグジュアリーホテルへの改修を含む文化財保存整備事業などを行うことで、新たな層の来街者を増やす。

そうした取組みの効果を図るため「中心市街地における年間延べ宿泊客数」を指標として設定し、計画期間における目標値を設定する。

指標名	平成 30 年（基準値＜実績値＞）	令和 6 年（目標値）
中心市街地の年間延べ宿泊客数	1,699,434 人	1,997,000 人

（2）数値目標の設定

数値目標の設定におけるフローを以下に示す。



（ア）トレンドによる推計値

平成 26 年から平成 30 年の中心市街地の年間延べ宿泊客数（実績値）をもとにしたトレンドにより、令和 6 年は 1,868,000 人と見込まれる。

（イ）交流拠点施設整備事業による年間延べ宿泊客数の増加

MICE の年間延べ利用予定者数が 610,300 人で、そのうち宿泊客数は、平成 27 年度に MICE 参加者に対して実施したアンケート調査等に基づき 178,300 人を見込んでいる。宿泊実績から、長崎市全体の宿泊客数のうち 55.4%が中心市街地に宿泊すると推計し、 $178,300 \text{ 人} \times 0.554 = 98,778 \text{ 人} \approx 99,000 \text{ 人}$ の中心市街地への宿泊客数が見込まれる。

3. 中心市街地の活性化の目標

(ウ) 文化財保存整備事業による年間延べ宿泊客数の増加

マリア園改修により整備するホテルは 60 室が予定されている。

本市の平成 26 年から平成 30 年におけるホテル 1 室あたりの平均収容人員数は 2.1 人で、中心市街地の平均稼働率は 64.3%である。

ホテルが 365 日営業すると仮定すると、

$$60 \text{ 室} \times 2.1 \text{ 人/室} \times 365 \text{ 日} \times 0.643 \text{ (平均稼働率)} = 29,572 \div 30,000 \text{ 人}$$

以上により目標値を下記のように設定する。

トレンド	交流拠点	文化財
1,868,000 人	+ 99,000 人	+ 30,000 人
= 1,997,000 人		

※ (イ) と (ウ) の宿泊者数について一部重複する可能性があるが、目標値は重複しない場合 (宿泊客数が最大となる場合) を想定し、設定した。

(3) フォローアップの考え方

中心市街地の年間延べ宿泊客数は、ホテル等の宿泊施設への聞き取り調査から目標達成の進捗を確認する。また、計画期間中、達成状況の検証を毎年実施する。

(目標 3) 「市民生活の利便性向上」に関する数値目標

(1) 目標指標設定の考え方

指標である歩行者通行量は、毎年 7 月上旬の平日、休日に長崎商工会議所が実施している市内商店街区域等 23 箇所の歩行者通行量のうち、都市機能の拠点となる市民利用施設を訪れた人の流れが波及すると判断される地点と、併せて、広く中心市街地の状況を把握することが可能な地点を抽出した地点、計 9 地点の合計値を使用する。

「市民生活の利便性向上」を実現するために、新市庁舎の建設や長崎駅周辺の整備により、市民が便利で安心して暮らすための都市機能を整え、併せて、交流拠点施設の整備やまちぶらプロジェクトを推進することで、新たな魅力を創出し、幅広い世代が楽しく暮らせる環境づくりを行うことで、平成 30 年度の基準値から増加させることを目標とする。

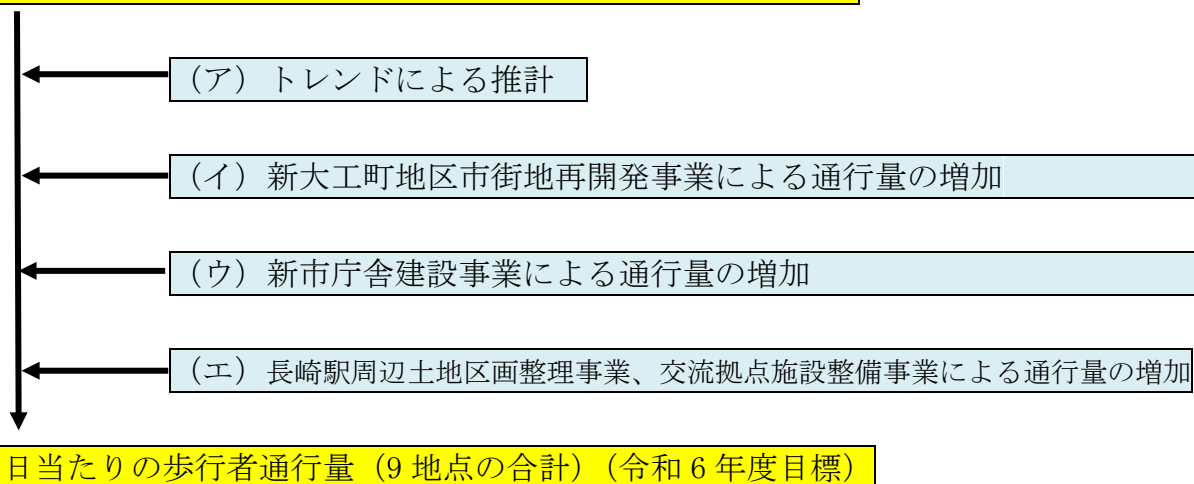
指標名		基準値	目標値 (令和 6 年度)
1 日当たりの 歩行者通行量 (9 地点の合計)	平日	61,997 人 (令和元年度)	<u>65,300 人</u>
	休日	60,896 人 (令和元年度)	<u>64,000 人</u>

3. 中心市街地の活性化の目標

(2)数値目標の設定

数値目標の設定におけるフローを以下に示す。

1 日当たりの歩行者通行量（9 地点の合計）（令和元年度現状）



（ア）トレンドによる推計

平成 26 年度から令和元年度（平日は平成 30 年度）の歩行者通行量のトレンドにより、令和 6 年度は、平日 64,000 人/日、休日 62,500 人/日と見込まれる。

（イ）新大工町地区市街地再開発事業による歩行者通行量の増加

長崎市における平成 13 年完了の新大工町地区市街地再開発事業後の近接調査地点での歩行者通行量の変化を参考に、新大工町地区市街地再開発事業施行箇所と近接している新大工町の歩行者通行量の増加を算出する。

まず、参考となる歩行者通行量の増加率としては、
新大工町歩行者通行量（平成 12 年と平成 13 年とのデータ比較）

平日	8,793 (H12)	→	9,409 (H13)	…616 人の増加（1.07 倍）
休日	5,731 (H12)	→	6,211 (H13)	…480 人の増加（1.08 倍）

となり、本基本計画における新大工町地区市街地再開発事業による近接地点の歩行者通行量の増加分を算出すると、

平日	7,326	×	1.07	→	7,839 人（約 500 人増加）	
休日	3,146	×	1.08	→	3,398 人（約 300 人増加）	となる。

（ウ）新市庁舎建設事業による歩行者通行量の増加

新市庁舎における、市民交流スペース（多目的ホール及び会議室）利用者について、同規模の市民交流スペースの利用実績等を参考に推計し、新市庁舎建設事業施行箇所の影響が波及すると想定される地点の歩行者通行量の増加分を算出する。

まず、参考となる市民交流スペースの利用実績としては、年間平均であることから、平日、休日ともに次のとおりとなる。

3. 中心市街地の活性化の目標

メルカ築町プラザホール利用者実績（平成30年度）

利用可能日 324 日、利用者数 33,596 人 → 104 人/利用可能日

市民会館文化ホール第5会議室利用実績（平成30年度）

利用可能日 350 日、利用者数 6,387 人 → 18 人/利用可能日

さらに、現市庁舎の交通手段別利用状況（平成 29 年調査）から、新市庁舎の市民交流スペースを利用した人のうち、観測地点を通行する可能性のある人の割合を 66.7%（現市庁舎の車、二輪車利用者を除く来庁者の割合）と推計すると、

令和4年

平日、休日それぞれに $(104+18) \times 0.667 \rightarrow 81$ 人増加

また、新市庁舎における展望フロア利用者について、県庁の展望室の利用件数をもとに推計する。

県庁の平成 31 年 1 月～令和元年 6 月までの実績は、平日 1 日当たり 171 人、休日 1 日当たり 55 人と推計できる。新市庁舎を利用した人のうち、観測地点を通行する可能性のある人の割合を 66.7%（現市庁舎の車、二輪車利用者を除く来庁者の割合）とすると、

平日 171 人 $\times 0.667 \rightarrow 114$ 人増加

休日 55 人 $\times 0.667 \rightarrow 37$ 人増加

よって新市庁舎建設事業（市民交流スペースと展望フロアの利用者）による増加分は

平日 81 + 114 = 195 人 (約 200 人増加)

休日 81 + 37 = 118 人 (約 100 人増加) となる。

(エ) 長崎駅周辺土地区画整理事業、交流拠点施設整備事業による歩行者通行量の増加

長崎市と同規模の中核市である他都市（大分市）の駅周辺総合整備や複合文化交流施設の事例を参考に、大分駅周辺の1地点の歩行者通行量の増加率を算出し、長崎駅周辺地区区画整理事業、交流拠点施設整備事業施工箇所の影響が波及すると想定される地点の歩行者通行量の増加を算出する。

まず、参考となる類似都市の駅周辺商店街の歩行者通行量を算出すると



類似都市の駅周辺商店街の歩行者通行量（整備前の平成 22 年と整備後の平成 27 年とのデータ比較）

平日 7,495 (H22) → 9,376 (H27) …1,881 人の増加 (1.25 倍)

休日 7,702 (H22) → 12,027 (H27) …4,325 人の増加 (1.56 倍)

となり、本基本計画における長崎駅周辺土地地区画整理事業、交流拠点施設整備事業による影響が波及すると想定される地点の歩行者通行量の増加分を算出すると

3. 中心市街地の活性化の目標

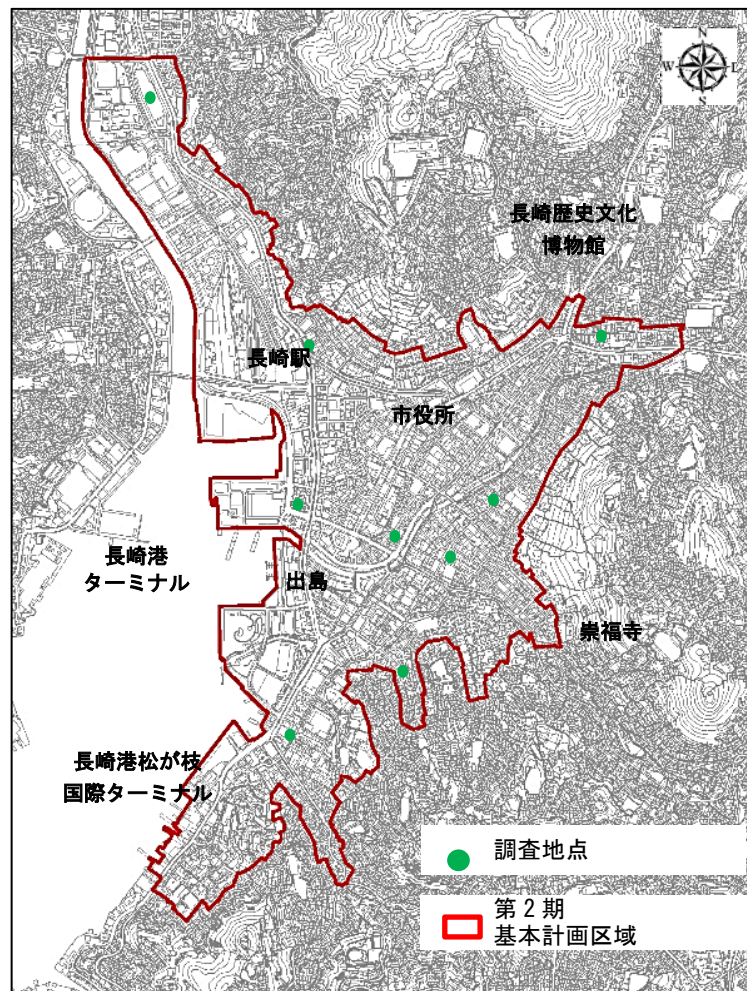
	令和元年			令和6年	
平日	2,244	×	1.25	→ 2,805 人	(約 600 人増加)
休日	1,928	×	1.56	→ 3,008 人	(約 1,100 人増加) となる。
	令和元年			令和6年	

(ア) ～ (エ) より

	トレンド		新大工		新市庁舎		駅周辺	
平日	64,000	+	500	+	200	+	600	= 65,300 人
休日	62,500	+	300	+	100	+	1,100	= 64,000 人

(3)フォローアップの考え方

歩行者通行量は、毎年長崎商工会議所にて実施している「長崎市歩行者通行量調査」から目標達成の進捗を確認する。また、計画期間中、達成状況の検証を毎年実施し、状況に応じて目標達成に向けた改善措置を講じる。



-歩行者通行量調査地点-

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

(1)現状分析

長崎市の中心市街地には、出島、新地中華街、唐人屋敷跡、眼鏡橋、東山手・南山手の洋館群など、長崎独特の歴史を物語る多数の事物があることに加え、さらにその周辺には国宝級の寺院群なども存在し、また、県都の中心として、官公庁施設や、多くの商業・業務施設が集積している。

また、平坦地が少ないという地形的な制約により、幹線道路が中心市街地に集中していたことから、女神大橋線、長崎外環状線、小ヶ倉堂茶屋線（いずれも都市計画道路）などの環状型道路を整備することで、放射環状型の道路網を形成し、中心市街地内の道路混雑の緩和と中心市街地周辺部との多角的ネットワークの強化を進めている。

このような中、中心市街地においては、都市基盤施設の再整備や公共交通の利便性向上、歩行者空間の環境整備など、さらに改善すべき点も多い。

(2)市街地の整備改善のための事業の必要性

中心市街地の経済を活性化し、都市の再生を図るためには、長崎駅周辺や松が枝周辺で交流人口の受け皿となる都市基盤施設の整備を行うとともに、長崎特有の歴史的・文化的資源の魅力を磨くこととあわせて、新たに生まれる交流人口を中心市街地に波及させ、賑わいを創出する必要がある。

具体的には、九州新幹線西九州ルート建設事業などの長崎駅周辺再整備事業、松が枝国際観光船ふ頭の整備拡充への取組み等により交流人口の拡大を図る一方で、出島和蘭商館跡復元事業や唐人屋敷顕在化事業など、長崎特有の歴史的・文化的資源の魅力向上に向けた取組みを進める。

さらに、新大工町地区市街地再開発事業や長崎スタジアムシティなど、新たな拠点施設の整備が進められることから、それら拠点間の回遊性向上のためのネットワークの整備等により、中心市街地への賑わいの創出を図る。

(3)フォローアップの考え方

フォローアップについては、毎年度、基本計画に位置付けた取り組みの進捗調査を行い、事業の促進等の改善を図る。

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[2] 具体的事業の内容

(1)法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新市庁舎建設事業 【内容】 防災・災害復興拠点機能や多目的利用が可能な空間を有する新市庁舎を建設する 位置：魚の町 面積：A=約0.6ha 【実施時期】 平成28年度～令和4年度	長崎市	新市庁舎に、市民によるイベント・展示など多目的利用が可能な空間や、まちなかの憩いのスペースとして多目的に利用できるエントランスホールや広場、駐車場、誰もが使いやすいトイレなどを整備する。 人が集まりやすく、交通アクセスの良い中心市街地に、市民が親しみやすく、交流の促進・賑わい創出を図る機能の集積が見込めることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 防災・安全交付金（優良建築物等整備事業） [国土交通省] 【実施時期】 令和2～4年度	
【事業名】 唐人屋敷顕在化事業 【内容】 案内サイン、四隅モニュメント、回遊路、公園等の整備を行う 位置：館内町ほか 【実施時期】 平成13年度～令和6年度	長崎市	江戸時代のいわゆる「鎖国」期における日中交流の拠点であった唐人屋敷地区において、歴史的価値を顕在化し、住環境の改善やまち歩き型の観光拠点を整備する。 市民や観光客の回遊性や地域の魅力向上を図る事業であることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業（唐人屋敷地区）） [国土交通省] 【実施時期】 令和2～6年度	

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 銅座川プロムナード整備事業（街路） 【内容】 道路と河川（銅座川）の一体的な整備を行い、賑わいのある空間づくりを行う （L=420m） 位置：銅座町ほか 【実施時期】 平成 26 年度～令和 11 年度	長崎市	銅座地区周辺地域の活性化を図るとともに、防災性の向上と交通環境の改善を図るため、道路と河川（銅座川）を一体的に整備する。 「水と緑」に親しめる都市空間を創出することで、まちの魅力と回遊性の向上につながるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）） 〔国土交通省〕 【実施時期】 令和 2 年度	
【事業名】 都市計画道路新地町稲田町線街路整備事業〔出島・南山手地区〕 【内容】 日本と中国の歴史的賑わいや雰囲気の良いエリアの回遊性向上及び賑わい創出を図るため、既存道路の拡幅改良を行う（L=400m） 位置：稲田町ほか 【実施時期】 平成 12 年度～令和 9 年度	長崎市	当路線周辺は、館内・新地地区景観形成重点地区に指定されており、日本と中国の交流の歴史において大きな意味を持つ「唐人屋敷」や「新地蔵」といった特有な歴史と、坂のまちで住みあう人々のくらしや「中華街」、「商店街」の賑わいと雰囲気を継承しつつ、その良さを活かした、特色ある景観に配慮した整備を行なうことで、回遊性を高め、賑わいの創出につなげる。 更には、斜面住宅地の交通環境、居住環境を改善するとともに、中心市街地への重要なアクセス道路として整備するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）） 〔国土交通省〕 【実施時期】 令和 2 年度	

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

事業名、内容及び 実施時期	実施 主体	中心市街地活性化を実現する ための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
【事業名】 市道籠町稲田町1号 線電線共同溝整備事業 【内容】 都市計画道路の整備 にあわせて、防災性 の向上と安全で快適 な歩行者空間の確保 を図るため、電線類 の地中化を行う 位置：稲田町ほか 【実施時期】 平成29年度～令和6 年度	長崎市	当路線は、そのほとんどが、館内・新地地区景観形成重点地区に位置しており、景観に配慮した整備が必要である。また、防災性の向上と安全で快適な歩行者空間の確保を図るため、電線類の地中化を行う。 都市の良好な景観を創出し、まちなかの回遊性向上に寄与するため、中心市街地の活性化のために必要な事業である。	【措置の内容】 防災・安全交付金 (道路事業) [国土交通省] 【実施時期】 令和2～6年度	
【事業名】 公共下水道事業 【内容】 長崎駅周辺及びまちなかエリアの浸水被害防止のための雨水排除対策を行う (雨水渠 L=3,466m) 位置：尾上町ほか 【実施時期】 平成25年度～令和5 年度	長崎市	長崎駅周辺土地区画整理事業施工地内の中部第三排水区及びまちなかエリアである築町排水区、中部シトキ排水区において、雨水排除のための施設整備を行う。 長崎駅周辺及びまちなかエリアの生活空間の防災機能向上及び安全確保並びに、快適で安心な拠点施設の形成に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 防災・安全交付金 (下水道事業、都市水環境整備下水道事業) [国土交通省] 【実施時期】 令和2～5年度	

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 都市計画道路大黒町恵美須町線街路整備事業 【内容】 長崎駅周辺の主要幹線道路の拡幅改良を行う(L=110m) 位置：大黒町ほか 【実施時期】 平成26年度～令和9年度	長崎市	長崎駅周辺の主要幹線道路の渋滞緩和と交通の円滑化、歩行者の安全確保等を図るため既存道路の拡幅整備を行う。 長崎駅周辺とまちなかとの連携強化により、回遊性の向上や賑わいの創出が見込まれるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）） 〔国土交通省〕 【実施時期】 令和2年度	
【事業名】 都市計画道路片淵線（新大工工区）街路整備事業 【内容】 都市機能の強化を図るための補助幹線道路として既存道路の拡幅改良を行う(L=270m) 位置：新大工町ほか 【実施時期】 平成28年度～令和6年度	長崎市	近隣小中学校の通学路であり、かつ、近隣の大学や病院へ通う通路として利用されている当該道路の歩行空間の安全性を確保するとともに、都市機能の強化に資する補助幹線道路として整備する。 新大工町地区市街地再開発事業と連携して歩行者の回遊時の安全性を向上させ、快適な歩行空間を確保することが見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）） 〔国土交通省〕 【実施時期】 令和2年度	

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 長崎スタジアムシティプロジェクト （幸町地区優良建築物等整備事業） 【内容】 「長崎を生きる楽しさ」を！をコンセプトに、スタジアム・アリーナを核とした地域全体の活性化を目指し、既存の商店街等と共生できる複合施設の整備を行う 位置：幸町及び茂里町 【実施時期】 平成 30 年度～令和 6 年度	民間事業者	サッカースタジアムを中心とした商業施設、ホテル、オフィス、アリーナ等からなる複合施設を整備することで、観光客や市民の賑わいを生み出し、中心市街地の魅力を向上させることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 防災・安全交付金（優良建築物等整備事業） 〔国土交通省〕 【実施時期】 令和 4～6 年度	

(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新大工町地区市街地再開発事業 【内容】 第一種市街地再開発事業による商業・住宅・業務施設・駐車場の整備を行う 位置：新大工町及び伊勢町 面積：A=約0.7ha 【実施時期】 平成 25 年度～令和 5 年度	新大工町地区市街地再開発組合	中心市街地の商業地である新大工町地区において、地区の核となる商業施設の再整備と併せて、住宅、業務施設、駐車場施設等を一体的に整備することで、賑わい再生を図る。 商業の活性化、回遊性の向上、定住人口の増加による賑わいの創出及び業務施設床の整備による雇用の創出に寄与し、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） 〔国土交通省〕 【実施時期】 令和 2～5 年度	

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 浜町地区市街地再開発事業 【内容】 浜市商店街振興組合のエリアにおいて、まちづくり方針に基づく第一種市街地再開発事業等による商業・住宅・駐車場の整備を行う 【実施時期】 平成 26 年度～	民間事業者	浜市商店街振興組合が位置する浜町地区は、まちぶらプロジェクトにおけるまちなか軸にあって中核を占める存在であるため、商業施設等の再整備による魅力向上により、まちなか全体の賑わい再生につなげる。 浜町地区の商業機能を更新することで、まちなか全体への集客を促進することにつながるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） 〔国土交通省〕 【実施時期】 令和 2～6 年度	
【事業名】 長崎駅周辺土地区画整理事業 【内容】 新幹線などの鉄道施設の受け皿及び道路や広場などの都市基盤施設の整備を行う 位置：尾上町ほか 面積：A＝19.1ha 【実施時期】 平成 21 年度～令和 10 年度	長崎市	連続立体交差事業により移転される車両基地の跡地等を活用して、新幹線、在来線といった鉄道施設の受け皿を整備すると共に、道路や交通広場などの基盤整備により、土地利用の転換・有効活用を図ることを目的として土地区画整理事業を行う。 国際観光都市長崎の玄関口に相応しい都市拠点を形成し、快適な回遊拠点、交通環境の改善などを基本に整備を行うことは、まちなかのにぎわいの創出と回遊性の向上、商業・業務機能の集積促進に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（道路事業（区画）） 〔国土交通省〕 【実施時期】 令和 2 年度 【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（道路事業） 〔国土交通省〕 【実施時期】 令和 3～6 年度	

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新大工歩道橋整備事業 【内容】 新大工町地区市街地再開発事業の地区内に歩道橋を整備する位置：新大工町及び伊勢町 【実施時期】 平成30年度～令和4年度	長崎市	新大工町地区市街地再開発事業を契機とした地区の活性化により、歩行者が増加することから、歩行者の安全性の確保、及び再開発ビルのエレベータ施設と連携したバリアフリー化を図るため、歩道橋の再整備を行う。 安全で快適な歩行空間の形成及び利便性の向上に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 都市構造再編集中支援事業 [国土交通省] 【実施時期】 令和2～4年度	
【事業名】 新市庁舎周辺道路整備事業 【内容】 新市庁舎建設に伴い、周辺の道路のバスベイ整備や拡幅整備等を行う 位置：桜町ほか 【実施時期】 平成30年度～令和9年度	長崎市	新市庁舎建設にあわせて周辺道路の整備を行うことにより、公共交通機関へのアクセス向上、歩行者の安全で快適な通行空間の確保、都市景観の向上が図られることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 都市構造再編集中支援事業 [国土交通省] 【実施時期】 令和2～6年度	
【事業名】 まちなか回遊路整備事業 【内容】 歩いて楽しいまちにするための回遊路の整備を行う 位置：興善町風頭町1号線ほか 【実施時期】 平成25年度～令和9年度	長崎市	歴史・文化・観光・商業など長崎固有の多様な魅力が詰まったまちなかを歩いて楽しいまちにするため、歩きやすさを確保しながら、まちの特徴に合わせた景観等に配慮した回遊路を整備する。 中心市街地全体の魅力及び賑わいの創出に寄与するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 都市構造再編集中支援事業 [国土交通省] 【実施時期】 令和3～6年度	

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 まちなみ整備事業 【内容】 町家等の維持・保全及び復元への助成を行い、まちなみ整備を推進する 【実施時期】 平成 25 年度～令和 9 年度	長崎市	長崎の和風の文化を色濃く残す中島川・寺町地区において、長崎独自の「和」の雰囲気を感じられるまちづくりのため、町家の維持・保全等に対して助成する。 地域の魅力向上による観光振興が見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 都市構造再編集 中支援事業 [国土交通省] 【実施時期】 令和 2～6 年度	
【事業名】 都市計画道路長崎駅中央通り線街路整備事業 【内容】 長崎駅周辺地区における幹線道路網の形成を図るため、既存道路の拡幅改良を行う(L=90m) 位置：尾上町ほか 【実施時期】 平成 26 年度～令和 5 年度	長崎市	都市計画道路長崎駅中央通り線は、国道と長崎駅周辺地区、浦上川線を結ぶ幹線道路であり、交通渋滞の緩和や長崎駅周辺の回遊性の向上に寄与する事業である。 国際観光都市長崎の玄関口に相応しい都市拠点を形成し、快適な回遊拠点、交通環境の改善などを基本に整備を行うことは、まちなかの賑わいの創出と回遊性の向上、商業・業務機能の集積促進に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 都市構造再編集 中支援事業 [国土交通省] 【実施時期】 令和 2～5 年度	

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 都市計画道路長崎駅東通り線街路整備事業 【内容】 長崎駅周辺地区における幹線道路網の形成を図るため、既存道路の拡幅改良を行う (L=40m) 位置：幸町ほか 【実施時期】 令和元～7年度	長崎市	都市計画道路長崎駅東通り線は、国道や長崎駅東西線と長崎駅周辺地区を結ぶ幹線道路であり、交通渋滞の緩和や駅周辺の回遊性の向上に寄与する事業である。 国際観光都市長崎の玄関口に相応しい都市拠点を形成し、快適な回遊拠点、交通環境の改善などを基本に整備を行うことは、まちなかの賑わいの創出と回遊性の向上、商業・業務機能の集積促進に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 都市構造再編集 中支援事業 [国土交通省] 【実施時期】 令和2～6年度	
【事業名】 長崎駅周辺地区整備事業 【内容】 長崎駅周辺再整備事業により創出された賑わいを周辺地区へ波及させるため、交通結節機能の強化や案内板等の整備を行う 位置：尾上町ほか 面積：A=31ha 【実施時期】 平成30年度～令和7年度	長崎市	新たに建設される新幹線・在来線の駅舎の周辺において、周辺地域や2次交通の乗り場へ来訪者をスムーズに誘導するためのサインや歩行支援施設等の整備を行う。 国際観光都市長崎の玄関口に相応しい都市拠点を形成し、快適な回遊拠点、交通環境の改善などを基本に整備を行うことは、まちなかの賑わいの創出と回遊性の向上、商業・業務機能の集積促進に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 都市構造再編集 中支援事業 [国土交通省] 【実施時期】 令和2～6年度	

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新市庁舎周辺道路電線共同溝整備事業 【内容】 防災・災害復興拠点である新市庁舎周辺の防災性の向上と安全で快適な歩行者空間の確保を図るため、電線類の地中化を行う 【実施時期】 令和2～9年度	長崎市	新市庁舎建設地周辺の道路整備にあわせて電線類の地中化を行うもの。 安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、都市景観の向上等のため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 都市構造再編集中支援事業 〔国土交通省〕 【実施時期】 令和2～6年度	
【事業名】 幸町・茂里町周辺道路整備事業 【内容】 ジャパネットホールディングスグループにより開発が予定されている長崎スタジアムシティプロジェクトと一体となった周辺道路の整備を行う 位置：幸町ほか 【実施時期】 令和2～8年度	長崎県・長崎市・民間事業者	長崎スタジアムシティプロジェクトは、スポーツの振興と雇用・地域経済活性化の両立を目指したプロジェクトであり、サッカースタジアムを中心とした商業施設、ホテル、オフィス、アリーナ等からなる複合施設の建設が予定されている。 このスタジアムシティと長崎駅をはじめとする旅客施設を結ぶ経路において、安全で快適な歩行空間や、円滑な車両動線を確保する周辺道路の整備は、集客拠点間の回遊による賑わいの創出に寄与するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 都市構造再編集中支援事業 〔国土交通省〕 【実施時期】 令和4～6年度	

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 公園施設整備事業 【内容】 中心市街地内の公園の整備やバリアフリーに配慮したリニューアル等を行い、居住環境の向上を図る 位置：魚の町ほか 【実施時期】 平成27年度～令和9年度	長崎市	地域のイベント等が開催され、賑わいの拠点となる公園等を整備する。 回遊性の向上や賑わいの創出及び付近の居住環境の向上に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 都市構造再編集 中支援事業 〔国土交通省〕 【実施時期】 令和2年度	
【事業名】 若者交流施設整備事業 【内容】 長崎スタジアムシティの前面に位置するJR長崎本線高架下に広場整備を行う 【実施時期】 令和4～6年度	長崎市	サッカースタジアムを中心とした商業施設、ホテル、オフィス、アリーナ等からなる長崎スタジアムシティの北側玄関口に隣接したJR長崎本線高架下において、長崎スタジアムシティと連携し、「若者が楽しむことができる場」を創出するために広場整備を行う。 この立地を生かした広場整備により、市民や訪問客の交流促進や賑わいの創出が見込めることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 都市構造再編集 中支援事業 〔国土交通省〕 【実施時期】 令和4～5年度	

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 旧長崎英国領事館保存整備事業 【内容】 経年等による劣化が進んでいる旧長崎英国領事館の耐震補強を含めた保存修理事業を行う 位置：大浦町 【実施時期】 平成23年度～令和7年度	長崎市	旧長崎英国領事館（国指定重要文化財）の老朽化への対応と耐震化のため保存修理事業を行う。 旧長崎英国領事館は、往時の姿をそのまま留めており、観光客の往来も多い東山手・南山手地区の主要幹線道路沿いに位置しているため、異国情緒という長崎の魅力を強く発信する力がある。これを保存修理することは、中心市街地への賑わいや人の波及につながるが見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 [文部科学省] 【実施時期】 令和2～6年度	
【事業名】 伝統的建造物群保存地区保存整備事業 【内容】 東山手・南山手伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物や環境物件の保存修理等に対し、事業費の一部を補助する 位置：大浦町ほか 【実施時期】 平成2年度～	長崎市	国選定重要伝統的建造物群保存地区である東山手・南山手地区において、民間が所有している伝統的建造物及び環境物件を修理・整備することにより、長崎の貴重な文化遺産の適切な保存・活用を行う。 伝統的建造物群保存地区の保存により、後世にその魅力と価値が残るとともに、回遊ルートと併せた魅力発信を行うことで賑わいの創出が見込めることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 [文部科学省] 【実施時期】 令和2～6年度	

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 文化財保存整備事業 【内容】 国、長崎県及び長崎市の指定文化財の所有者が実施する保存整備事業に対し、事業費の一部を補助する 位置：南山手町ほか 【実施時期】 平成 25 年度～	長崎市	民間所有の文化財について、所有者等が実施する保存整備に対する事業費の一部を補助することで、文化財を良好な状態で後世に継承する。 文化財を後世に継承することは、中心市街地の価値の発信や魅力向上に繋がることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 [文部科学省] 【実施時期】 令和 3～6 年度	
【事業名】 旧グラバー住宅保存整備事業 【内容】 経年等による劣化や構造上の問題がある旧グラバー住宅の耐震補強を含めた保存修理を行う 位置：南山手町 【実施時期】 平成 30 年度～令和 3 年度	長崎市	旧グラバー住宅（国指定重要文化財）の老朽化への対応と耐震化のため保存修理事業を行う。 旧グラバー住宅は、往時の姿をそのまま留めており、観光客が多いグラバー園内に位置しているため、異国情緒という長崎の魅力を強く発信する力がある。これを保存修理することは、観光資源としての魅力向上と回遊性の向上による賑わいの創出に寄与することから中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 [文部科学省] 【実施時期】 令和 2～3 年度	
【事業名】 旧オルト住宅保存整備事業 【内容】 経年等による劣化や構造上の弱点がある旧オルト住宅の耐震補強を含めた保存修理事業を行う 位置：南山手町 【実施時期】 令和元～7 年度	長崎市	旧オルト住宅（国指定重要文化財）の老朽化への対応と耐震化のため保存修理事業を行う。 旧オルト住宅は、往時の姿をそのまま留めており、観光客が多いグラバー園内に位置しているため、異国情緒という長崎の魅力を強く発信する力がある。これを保存修理することは、観光資源としての魅力向上と回遊性の向上による賑わいの創出に寄与することから中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 [文部科学省] 【実施時期】 令和 2～6 年度	

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 出島和蘭商館跡復元事業 【内容】 史跡「出島和蘭商館跡」復元整備計画に基づき、19世紀初頭の出島の復元を目指し、代表的な建物の復元や調度品などの展示整備を行う 位置：出島町 【実施時期】 平成8年度～	長崎市	復元再現された建造物が往時の出島の雰囲気醸成させ、さらなる観光客の増加と賑わいの創出が見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 [文部科学省] 【実施時期】 令和5年度～	
【事業名】 旧リンガー住宅保存整備事業 【内容】 経年等による劣化や構造上の弱点がある旧リンガー住宅の耐震補強を含めた保存修理事業を行う 位置：南山手町 【実施時期】 令和5～11年度	長崎市	旧リンガー住宅（国指定重要文化財）の老朽化への対応と耐震化のため保存修理事業を行う。 旧リンガー住宅は、往時の姿をそのまま留めており、観光客が多いグラバー園内に位置しているため、異国情緒という長崎の魅力を強く発信する力がある。これを保存修理することは、観光資源としての魅力向上と回遊性の向上による賑わいの創出に寄与することから中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 [文部科学省] 【実施時期】 令和5～6年度	

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 東山手・南山手地区魅力向上事業 【内容】 洋館の活用方法の検討を行い、洋館隣接地を取得し一体的に活用する 位置：南山手町ほか 【実施時期】 平成 26 年度～	長崎市	中心市街地の南側に位置する東山手・南山手地区は、伝統的建造物群保存地区に指定されており、洋館をはじめとする歴史的価値のある建造物等が数多く残っており、これらを活用して地区の魅力向上を図るものである。 洋館の魅力向上により新たな地区の価値が生まれ、賑わいや活力の創出も見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 租税特別措置法（第 34 条の 2 第 2 項第 11 号） 〔国土交通省〕 【実施時期】 令和 4～6 年度	
【事業名】 J R 長崎本線連続立体交差事業 【内容】 鉄道を高架化し、踏切を除却することにより、交通混雑の解消等を図る （L＝2480m） 【実施時期】 平成 21 年度～令和 5 年度	長崎県	長崎駅から北 2.5km までの間の 4 か所の踏切を無くし、道路混雑や踏切事故を解消するとともに、鉄道で東西に分断されている市街地の一体化と均衡ある発展を図るため連続立体交差事業を行う。 中心市街地への人と車の流れの円滑化に大きく貢献し、まちなかの賑わいの創出と商業・業務機能の活性化に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 連続立体交差事業 〔国土交通省〕 【実施時期】 令和 2～5 年度	
【事業名】 銅座川プロムナード整備事業（街路） 〔再掲〕 【内容】 道路と河川（銅座川）の一体的な整備を行い、賑わいのある空間づくりを行う （L＝420m） 位置：銅座町ほか 【実施時期】 平成 26 年度～令和 11 年度	長崎市	銅座地区周辺地域の活性化を図るとともに、防災性の向上と交通環境の改善を図るため、道路と河川（銅座川）を一体的に整備する。 「水と緑」に親しめる都市空間を創出することで、まちの魅力と回遊性の向上につながるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（道路事業） 〔国土交通省〕 【実施時期】 令和 3～5 年度 【措置の内容】 都市構造再編集 中支援事業 【実施時期】 令和 6 年度	

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 都市計画道路新地町 稲田町線街路整備事業 [出島・南山手地区] [再掲] 【内容】 日本と中国の歴史的賑わいや雰囲気の良い残るエリアの回遊性向上及び賑わい創出を図るため、既存道路の拡幅改良を行う（L=400m） 位置：稲田町ほか 【実施時期】 平成12年度～令和9年度	長崎市	当路線周辺は、館内・新地地区景観形成重点地区に指定されており、日本と中国の交流の歴史において大きな意味を持つ「唐人屋敷」や「新地蔵」といった特有な歴史と、坂のまちで住みあう人々のくらしや「中華街」、「商店街」の賑わいと雰囲気を受け継ぎつつ、その良さを活かした、特色ある景観に配慮した整備を行なうことで、回遊性を高め、賑わいの創出につなげる。 更には、斜面住宅地の交通環境、居住環境を改善するとともに、中心市街地への重要なアクセス道路として整備するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（道路事業） [国土交通省] 【実施時期】 令和3～5年度 【措置の内容】 都市構造再編集 中支援事業 【実施時期】 令和6年度	
【事業名】 都市計画道路大黒町 恵美須町線街路整備事業 [再掲] 【内容】 長崎駅周辺の主要幹線道路の拡幅改良を行う（L=110m） 位置：大黒町ほか 【実施時期】 平成26年度～令和9年度	長崎市	長崎駅周辺の主要幹線道路の渋滞緩和と交通の円滑化、歩行者の安全確保等を行うため既存道路の拡幅整備を行う。 長崎駅周辺とまちなかとの連携強化により、回遊性の向上や賑わいの創出が見込まれるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（道路事業） [国土交通省] 【実施時期】 令和3～4年度 【措置の内容】 都市構造再編集 中支援事業 [国土交通省] 【実施時期】 令和5～6年度	

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 都市計画道路片淵線（新大工工区）街路整備事業 〔再掲〕 【内容】 都市機能の強化を図るための補助幹線道路として既存道路の拡幅改良を行う（L＝270m） 位置：新大工町ほか 【実施時期】 平成28年度～令和6年度	長崎市	近隣小中学校の通学路であり、かつ、近隣の大学や病院へ通う通路として利用されている当該道路の歩行空間の安全性を確保するとともに、都市機能の強化に資する補助幹線道路として整備する。 新大工町地区市街地再開発事業と連携して歩行者の回遊時の安全性を向上させ、快適な歩行空間を確保することが見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（道路事業） 〔国土交通省〕 【実施時期】 令和3～5年度 【措置の内容】 都市構造再編集 中支援事業 【実施時期】 令和6年度	
【事業名】 市庁舎跡地活用事業 【内容】 市庁舎跡地を活用し、市民が憩える広場や施設等の整備を行う 位置：桜町 【実施時期】 平成29年度～	長崎市	現在の市庁舎は、陸の玄関口である長崎駅、浜町や新大工の中心商店街を結ぶ、市中心部において重要な場所に位置している。 市庁舎移転後、建物を解体し、跡地に、広場など市民の憩いの場や、人々が集い周辺の賑わいにつながる施設などを整備することで、まちなか全体への回遊を促進することにつながるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金 〔国土交通省〕 【実施時期】 令和4～6年度	

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

(4)国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 公共トイレ整備事業 【内容】 高齢者や乳幼児など、誰もが利用しやすいトイレへの改修を行う 【実施時期】 平成 25 年度～令和 9 年度	長崎市	誰もが安心して快適に利用できるよう、中心市街地における公共トイレについてバリアフリー化などを行う。 市民や観光客等の回遊性の向上や賑わいの創出及び付近の居住環境の向上が見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【事業名】 公園施設整備事業 [再掲] 【内容】 中心市街地内の公園の整備やバリアフリーに配慮したリニューアル等を行い、居住環境の向上を図る 位置：魚の町ほか 【実施時期】 平成 27 年度～令和 9 年度	長崎市	地域のイベント等が開催され、賑わいの拠点となる公園等を整備する。 回遊性の向上や賑わいの創出及び付近の居住環境の向上に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【事業名】 市民トイレ活用事業 【内容】 商業施設や店舗等の民間施設のトイレを一般市民や観光客に開放してもらうための取組み等を行う 【実施時期】 平成 27 年度～	長崎市	多くの人が集まる場所や通りに必ずしも公共トイレが配置されていない現状において、公共トイレを補完する形で、民間施設のトイレを市民や観光客が自由に利用できるよう開放してもらうものである。 まちなかに訪れた誰もがまち歩きを安心して楽しむことができ、賑わいの創出につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 桜町近隣公園整備事業 【内容】 市庁舎別館跡地を活用し、近隣住民の日常的な利用や各種イベントの開催など賑わいの創出に資する公園を整備する 位置：桜町 【実施時期】 令和 3～9 年度	長崎市	旧公会堂前公園の代替公園として、近隣住民の日常的な利用及び各種イベントや集会の開催など、賑わいの創出に寄与する公園整備を行うもの。 回遊性の向上や賑わいの創出及び居住環境の向上を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【事業名】 花のあるまちづくり事業 【内容】 まちなかの各エリアにおいて、公共空間などに花の植栽を行い、花で楽しめる空間を創出する 【実施時期】 平成 25 年度～	長崎市	中心市街地内において花で楽しめるまちを創出することにより、公共空間等の快適性を高め、魅力の向上を図る。 地域の活性化や回遊性の向上に寄与するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

事業名、内容及び 実施時期	実施 主体	中心市街地活性化を実現する ための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
【事業名】 污水管渠・下水処理場等整備事業 【内容】 老朽化した污水管の流下不良による汚水の滞留や溢水を防止し、円滑な排水を図るため污水管渠の再構築を行う 位置：江戸町ほか 【実施時期】 平成30年度～令和4年度	長崎市	江戸町周辺の老朽化した污水管の流下不良による汚水の滞留や溢水を防止し円滑な排水を図るための施設整備を行う。 まちなかエリアの生活環境の改善及び安全で快適な拠点施設の形成に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【事業名】 県立図書館郷土資料センター（仮称）整備事業 【内容】 長崎学資料をはじめとする郷土に関する資料の収集や保存などを行う拠点となる施設の整備を行う 位置：立山1丁目 【実施時期】 平成30年度～令和3年度	長崎県	隣接する長崎歴史文化博物館と連携しながら、長崎学をはじめとする郷土に関する資料の収集や保存などを行う拠点の一つとして、また、大村市に建設された新県立図書館のサテライト機能を有する施設として整備するもの。 歴史的・学術的な情報の発信によるまちの魅力の向上及び歴史研究や文化活動の活性化による回遊性の向上に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 県庁舎跡地活用事業 【内容】 県庁舎跡地において、基本構想に基づき、「広場」、「情報発信機能」、「交流支援機能」等を効果的に配置し、賑わい創出や交流・イノベーションを推進。 位置：江戸町 【実施時期】 平成 26～令和 7 年度	長崎県	県庁舎跡地については、歴史的・文化的価値を活かしながら、交流人口の拡大や賑わいの創出につながる整備を実現するため、県民市民の憩いの場や賑わいを創出する「広場」、歴史や世界遺産などの本県の魅力を体感していただく「情報発信機能」、若者や女性、NP0 等の多様な交流を促進する「交流支援機能」等を効果的に配置し、段階的な整備を推進する。 県庁舎跡地は、長崎発祥の礎となった場所であり、また、地理的にも長崎駅や松が枝国際観光船ふ頭等と中心部の商店街等をつなぐ重要な位置にあり、出島にも隣接することから、この地を市民や観光客の交流による賑わいの場、吸引力のある回遊性の拠点として整備することは、中心市街地の回遊性の向上・賑わいの創出に大きく寄与し、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【事業名】 岩原川周辺環境整備事業 【内容】 都市下水路とその両側に接する道路を一体的に整備し、賑わいのある空間づくりを行う 位置：五島町恵美須町 1 号線ほか 【実施時期】 平成 25 年度～令和 9 年度	長崎市	長崎駅周辺とまちなかを結ぶ水辺沿いの歩行者動線として、水と緑と賑わいのある空間を整備する。 まちなかの賑わいを創出し、魅力や回遊性の向上に寄与することが見込まれるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(1)現状分析

長崎市の中心市街地には、県庁、市役所、県警察本部、長崎地方裁判所や法務局などの主要な行政施設のほか長崎市立図書館や長崎市民会館、長崎県美術館などの文化施設、さらには、長崎みなとメディカルセンターなどの医療施設も集積している。

国内外との交流によって栄えてきた本市は、独自の文化や夜景、食などの魅力にあふれ、平和や医学に関する情報なども豊富にある国際文化都市であり、これまで、学会・大会などの開催を誘致してきたが、受け入れができる十分な施設がないため、実現しないことが多くあった。

また、長崎市庁舎においては多くの市民が訪れるものの、市民が憩える空間がなく、さらに、防災の拠点となる重要な施設だが、建物が老朽化していることや、大規模な地震に耐えうる強度が不足していることなど多くの課題を有している状況にある。

(2)都市福利施設の整備の必要性

中心市街地には賑わいを支える商業、業務、行政、文化、医療施設などの都市機能が集積している。これらの都市機能は、中心市街地内での継続・充実を図り、中心市街地において多様なサービスが受けられる魅力的な都市づくりを進める必要がある。

具体的には、令和4年度の新幹線の開業に向けて、再整備が進められている長崎駅周辺において、国際会議や学会、様々なイベントが開催可能となる交流拠点施設の整備により、交流人口の拡大及び地域経済の活性化を図ることとしている。

また、令和元年6月には長崎市新庁舎の建設工事の契約を締結し、これまでの市庁舎では確保できなかった、市民の交流や憩いのスペースなど、まちなかの魅力向上に必要な機能についても充実させることとしている。

(3)フォローアップの考え方

フォローアップについては、毎年度、基本計画に位置付けた取組みの進捗確認を行い、事業の促進等の改善を図る。

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[2] 具体的事業の内容

(1)法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 交流拠点施設整備事業 【内容】 交流人口の拡大による地域経済の活性化を図るため、国内外から多くの来訪者を呼び込むとともに市民交流を促進するMICE施設と都市ブランド向上に向けたホテル及び地域の賑わいと活力を生み出す民間収益施設からなる交流拠点施設の整備を行う 位置：尾上町 【実施時期】 平成27年度～令和3年度	長崎市	新長崎駅西側の用地において、学会や会議、地域住民が交流できるイベントなどを開催できる交流拠点施設を建設し、交流人口の拡大や地域経済の活性化を図る。 人が集まりやすく、交通アクセスに優れた中心市街地に交流拠点施設を設置する本事業は、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（長崎駅周辺地区）） 〔国土交通省〕 【実施時期】 令和2～3年度	

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 交流拠点施設整備事業 [再掲] 【内容】 交流人口の拡大による地域経済の活性化を図るため、国内外から多くの来訪者を呼び込むとともに市民交流を促進するMICE施設と都市ブランド向上に向けたホテル及び地域の賑わいと活力を生み出す民間収益施設からなる交流拠点施設の整備を行う 位置：尾上町 【実施時期】 平成27年度～令和3年度	長崎市	新長崎駅西側の用地において、学会や会議、地域住民が交流できるイベントなどを開催できる交流拠点施設を建設し、交流人口の拡大や地域経済の活性化を図る。 人が集まりやすく、交通アクセスに優れた中心市街地に交流拠点施設を設置する本事業は、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 中心市街地再活性化特別対策事業 [総務省] 【実施時期】 令和2～3年度	

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新市庁舎建設事業 [再掲] 【内容】 防災・災害復興拠点機能や多目的利用が可能な空間を有する新市庁舎を建設する 位置：魚の町 A=約0.6ha 【実施時期】 平成28年度～令和4年度	長崎市	新市庁舎に、市民によるイベント・展示など多目的利用が可能な空間や、まちなかの憩いのスペースとして多目的に利用できるエントランスホールや広場、駐車場、誰もが使いやすいトイレなどを整備する。 人が集まりやすく、交通アクセスの良い中心市街地に、市民が親しみやすく、交流の促進・賑わい創出を図る機能の集積が見込めることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 防災・安全交付金（優良建築物等整備事業） [国土交通省] 【実施時期】 令和2～4年度	

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 交流拠点施設整備事業 〔再掲〕 【内容】 交流人口の拡大による地域経済の活性化を図るため、国内外から多くの来訪者を呼び込むとともに市民交流を促進するMICE施設と都市ブランド向上に向けたホテル及び地域の賑わいと活力を生み出す民間収益施設からなる交流拠点施設の整備を行う 位置：尾上町 【実施時期】 平成27年度～令和3年度	長崎市	新長崎駅西側の用地において、学会や会議、地域住民が交流できるイベントなどを開催できる交流拠点施設を建設し、交流人口の拡大や地域経済の活性化を図る。 人が集まりやすく、交通アクセスに優れた中心市街地に交流拠点施設を設置する本事業は、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 都市構造再編集中支援事業 〔国土交通省〕 【実施時期】 令和2～3年度	
【事業名】 新たな文化施設整備事業 【内容】 芸術文化の新たな拠点として「鑑賞・発表」「創造支援」「交流促進」機能を備えた文化施設の整備を行う 【実施時期】 平成30年度～	長崎市	市民の芸術文化活動の鑑賞の拠点としての機能を確保するため、「鑑賞・発表」「創造支援」「交流促進」機能を備えた新文化施設を整備する。 暮らしやすさを実感できるまちづくりの推進につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 地方創生推進交付金 〔内閣府〕 【実施時期】 令和4～6年度 【措置の内容】 都市構造再編集中支援事業 〔国土交通省〕 【実施時期】 令和5～6年度	

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 市庁舎跡地活用事業 〔再掲〕 【内容】 市庁舎跡地を活用し、市民が憩える広場や施設等の整備を行う 位置：桜町 【実施時期】 平成 29 年度～	長崎市	現在の市庁舎は、陸の玄関口である長崎駅、浜町や新大工の中心商店街を結ぶ、市中心部において重要な場所に位置している。 市庁舎移転後、建物を解体し、跡地に、広場など市民の憩いの場や、人々が集い周辺の賑わいにつながる施設などを整備することで、まちなか全体への回遊を促進することにつながるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金 〔国土交通省〕 【実施時期】 令和 4～6 年度	

(4)国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 (仮称) こどもセンター一整備事業 【内容】 子ども自身の成長と子育て中の親を支援する拠点として、(仮称) こどもセンターを整備する 【実施時期】 令和 2～6 年度	長崎市	(仮称) こどもセンターを「子ども自身の成長を支援するとともに、子育て中の親を支援する拠点」と位置づけ、子どもの健やかな成長を手助けし、子育て中の親を支援する本事業は、暮らしやすさを実感できるまちづくりの推進につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

事業名、内容及び 実施時期	実施 主体	中心市街地活性化を実現する ための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
【事業名】 社会福社会館建替え 事業 【内容】 施設の老朽化が著しく、利用者にとって大変不便な施設となっている長崎市社会福社会館の建て替えを行う 【実施時期】 令和 3～8 年度	長崎市	新会館を「地域福祉を支援する拠点」と位置づけ、長崎市社会福祉協議会をはじめ地域福祉に関係する団体を集約し、相互連携を図りながら、市民や地域と交流・協働を行うことにより、地域福祉の着実な推進を図る本事業は、暮らしやすさを実感できるまちづくりの推進につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【事業名】 県庁舎跡地活用事業 〔再掲〕 【内容】 県庁舎跡地において、基本構想に基づき、「広場」、「情報発信機能」、「交流支援機能」等を効果的に配置し、賑わい創出や交流・イノベーションを推進。 位置：江戸町 【実施時期】 平成 26～令和 7 年度	長崎県	県庁舎跡地については、歴史的・文化的価値を活かしながら、交流人口の拡大や賑わいの創出につながる整備を実現するため、県民市民の憩いの場や賑わいを創出する「広場」、歴史や世界遺産などの本県の魅力を体感していただく「情報発信機能」、若者や女性、NPO 等の多様な交流を促進する「交流支援機能」等を効果的に配置し、段階的な整備を推進する。 県庁舎跡地は、長崎発祥の礎となった場所であり、また、地理的にも長崎駅や松が枝国際観光船ふ頭等と中心部の商店街等をつなぐ重要な位置にあり、出島にも隣接することから、この地を市民や観光客の交流による賑わいの場、吸引力のある回遊性の拠点として整備することは、中心市街地の回遊性の向上・賑わいの創出に大きく寄与し、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

(1)現状分析

本市の中心市街地人口は、昭和 50 年の約 35,000 人から減少傾向が続いていたが、平成 12 年の 24,868 人から増加傾向に転じ、平成 30 年には 30,843 人まで増加し、平成 12 年からの 18 年間で 5,975 人増加している。

中心市街地において人口増に転じた要因としては、現在の地価が平成 4 年の地価の約 10 分の 1 にまで急激に下落し、中心市街地において民間事業者による分譲マンションの供給が活発化したことが要因と考えられる。また、路線バスや路面電車などの公共交通の利便性が高いことや、商店街やオフィス街などの商業業務機能や文化施設、医療機関などの都市福利施設の集積したまちなかに対する住宅需要は、以前に比べて高まっているものと考えられる。

一方で、本市全体の人口は昭和 60 年頃から減少傾向が続いており、斜面市街地や郊外等の周辺部から利便性の高い中心市街地への住み替えが進んでいる状況にある。

このような中、本市では将来都市像である「ネットワーク型コンパクトシティ長崎」の実現に向け「長崎市立地適正化計画」を策定し、人口が減少する中でも暮らしやすい都市づくりを進めている。

(2)居住環境向上のための事業の必要性

安全・安心で快適な暮らしが続けられる都市づくりのため、本計画に位置付けられている各種事業を展開し、中心市街地の暮らしの場としての魅力を強化するなど、居住者の利便性や快適性を高めるとともに、賑わいの創出を図ることが必要である。

具体的には、長崎の昔からの商業地である新大工町地区や浜町地区において、市街地再開発事業を行い、商業の活性化や居住環境の向上、定住人口の増加等による賑わいの創出を図ることとしている。

(3)フォローアップの考え方

フォローアップについては、毎年度、基本計画に位置付けた取組みの進捗確認を行い、事業の促進等の改善を図る。

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項

[2] 具体的事業の内容

(1)法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新大工町地区市街地再開発事業 [再掲] 【内容】 第一種市街地再開発事業による商業・住宅・業務施設・駐車場の整備を行う 位置：新大工町及び伊勢町 面積：A=約 0.7ha 【実施時期】 平成 25 年度～令和 5 年度	新大工町地区市街地再開発組合	中心市街地の商業地である新大工町地区において、地区の核となる商業施設の再整備と併せて、住宅、業務施設、駐車場施設等を一体的に整備することで、賑わい再生を図る。 商業の活性化、回遊性の向上、定住人口の増加による賑わいの創出及び業務施設床の整備による雇用の創出に寄与し、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） [国土交通省] 【実施時期】 令和 2～5 年度	
【事業名】 浜町地区市街地再開発事業 [再掲] 【内容】 浜市商店街振興組合のエリアにおいて、まちづくり方針に基づく第一種市街地再開発事業等による商業・住宅・駐車場の整備を行う 【実施時期】 平成 26 年度～	民間事業者	浜市商店街振興組合が位置する浜町地区は、まちぶらプロジェクトにおけるまちなか軸にあって中核を占める存在であるため、商業施設等の再整備による魅力向上により、まちなか全体の賑わい再生につなげる。 浜町地区の商業機能を更新することで、まちなか全体への集客を促進することにつながるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） [国土交通省] 【実施時期】 令和 2～6 年度	

(4)国の支援がないその他の事業

該当なし

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 経済活力の向上の必要性

(1)現状分析

長崎市の中心市街地は、浜町地区を中心として、古くから県都長崎の商業・業務の中心としての役割を担ってきた。

しかしながら、平成12年には、中心市街地内の臨海部に、長崎市では最大級の2つの大型商業施設が開店し、中心市街地内における商店街などを取り巻く環境が変化した。今後、長崎駅周辺整備や幸町地区での長崎スタジアムシティの整備などが進められ、浜町地区など古くからある商店街への影響が懸念される。

また、中心市街地内には、多くの歴史・文化施設が立地し、1年を通して長崎独自のイベントが多く開催され、長崎さるくなどによる、まち歩き型観光も定着している。年間を通じて多くの観光客が訪れ、特に、アジアに近いという地理的条件により、外国人観光客も増加しているが、中心市街地における歩行者通行量は、ここ数年増加傾向であるものの、15年前と比較すれば8割程度である。

(2)経済活力の向上の必要性

社会情勢の変化に的確に対応し、中心市街地の魅力と活力、求心力を維持向上させるため、新大工町地区市街地再開発事業や浜町地区市街地再開発事業を主要事業とした中心商店街全体のエリアマネジメントを推進するとともに、各商店街がエリアの特色を活かして実施するイベントや観光イベントなどと連携し、臨海部の大型店を含めたエリア内の核店舗と商店街が一体となった、ハード・ソフト両面での総合的なまちづくりの推進が必要である。

また、個々の店舗や商店街が行う、多様な消費者ニーズに対応し魅力向上を図るハード・ソフト事業への支援、空き店舗対策、新たな交流と集客を生み出す各種イベント事業への支援を積極的に行うとともに、これら事業の継続的な実施を図るため、人材の育成にも取り組んで行く必要がある。

(3)フォローアップの考え方

フォローアップについては、毎年度、基本計画に位置付けた取組みの進捗確認を行い、事業の促進等の改善を図る。

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[2] 具体的事業の内容

(1)法に定める特別の措置に関連する事業等

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の設定 【内容】 大規模小売店舗立地法の特例措置である「第一種大規模小売店舗立地法特例区域」の指定を要請し、法定手続きを大幅に簡素化することにより早期活性化を図る 【実施時期】 平成 27 年度～	長崎市	本市の中心市街地において市街地再開発事業等による商業機能の更新など、早期活性化に資する動きがあった場合、法定手続きを大幅に簡素化できる「第一種大規模小売店舗立地法特例区域」の指定を速やかに長崎県に要請する。 商業機能の更新等により、買い物の場としての魅力の向上につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 大規模小売店舗立地法の特例（第一種大規模小売店舗立地法特例区域） [経済産業省] 【実施時期】 令和 2 年度～	

(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業 【内容】 地域の魅力向上や魅力発信など、まちなかの賑わい創出に寄与する活動を行う市民、地域団体等に対して補助金を交付し、活動の初動時期を支援する 【実施時期】 平成 24 年度～令和 9 年度	長崎市	まちなかでは、多くの市民や団体、企業などが、まちの魅力づくりや賑わいの創出へ取り組むアイデアや意欲を持っている。 本事業においては、地域の資源を活かした商品開発や、長崎の伝統産業を活かした活動など、地域の魅力の発信や賑わいの創出に効果のある取組みの初動時期を支援し、主体的・継続的な取組みにつなげることにより、まちなかの魅力向上を推進するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省] 【実施時期】 令和 2 年 4 月～7 年 3 月	区域内

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 Nagasaki まちなか文化祭事業 【内容】 音楽をはじめパフォー マンス、演劇などの ステージや美術展 を開催することによ り、まちなかの賑わ いの創出や、市民の 芸術文化活動の発表 や鑑賞の場を提供す る 【実施時期】 平成 27 年度～	長崎市	本市の中心商業地において、音 楽をはじめパフォー マンス、演劇などの ステージや美術イベ ントを開催するNagasaki まち なか文化祭事業は、まちなかの 賑わいの創出に直接寄与する ものであり、中心市街地の活性 化に必要である。	【措置の内容】 中心市街地活性 化ソフト事業 〔総務省〕 【実施時期】 令和 4 年 4 月～7 年 3 月	区域内
【事業名】 長崎さるく 【内容】 長崎の歴史、文化、 人、まち、人の良さ を観光客が体験でき る「長崎さるく」を 実施することによ り、観光客の誘致及 び満足度の向上を図 る 【実施時期】 平成 18 年度～	(一社) 長崎国 際観光 コンベン ション協会	中心市街地には数多くの歴 史的建造物が点在しており、引 き続き長崎さるくを実施する ことにより、観光客を中心市街 地に誘致し、中心市街地の集客 力向上を図る。 長崎さるくを通して、観光 客、市民を中心市街地に集客 し、各種イベントとタイアップ することにより、賑わいの創出 に寄与することから、中心市街 地の活性化に必要な事業であ る。	【措置の内容】 中心市街地活性 化ソフト事業 〔総務省〕 【実施時期】 令和 2 年 4 月～7 年 3 月	区域内

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 長崎帆船まつり 【内容】 長崎港に国内外の帆船を招聘し、新たな賑わいの場を創出し、観光や地域の活性化及び港、海に対する啓発を図る 【実施時期】 平成 12 年度～	長崎帆船まつり実行委員会	4 月下旬に長崎港において長崎帆船まつりを開催することで、観光客や市民の賑わいを創出し、中心市街地の魅力を向上させることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省] 【実施時期】 令和 4 年 4 月～7 年 3 月	区域内
【事業名】 長崎くんち 【内容】 伝統的な年中行事である「長崎くんち」を実施し、観光客の誘致及び伝統芸能の振興を図る 【実施時期】 昭和 50 年度以前～	長崎伝統芸能振興会（長崎商工会議所）	毎年 10 月 7 日から 9 日まで行われる長崎くんちでは、踊町を中心とする中心市街地全体が祭りにより盛り上がり、庭見せなど観光客も長崎文化を楽しめる催し物があるため、人の活気と祭りによる賑わいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省] 【実施時期】 令和 4 年 4 月～7 年 3 月	区域内
【事業名】 長崎郷土芸能大会 【内容】 市内各地区の伝統芸能を披露する大会を開催することで、市民・観光客に広く認知してもらい、伝統芸能の振興と保存・継承を図る 【実施時期】 昭和 50 年度～	長崎郷土芸能保存協議会	毎年 9 月下旬に長崎郷土芸能大会を開催することで、出演者や観覧者を中心市街地に誘客し、市中パレードや大会を通して賑わいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省] 【実施時期】 令和 4 年 4 月～7 年 3 月	区域内

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 長崎居留地まつり 【内容】 旧外国人居留地区の歴史的文化資産を活かしながら多彩なイベントを行い、地域文化の活性化と地域振興を図る 【実施時期】 平成8年度～	長崎居留地まつり実行委員会	長崎の代表観光地である旧外国人居留地地区で開催することで、観光客や市民の賑わいを創出し、中心市街地の魅力を向上させることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省] 【実施時期】 令和4年4月～7年3月	区域内
【事業名】 東山手・南山手地区魅力向上事業 [再掲] 【内容】 東山手・南山手地区の魅力、回遊性の向上を図るため、洋館の活用方法の検討を行い、洋館隣接地を取得し一体的に活用する 位置：南山手町ほか 【実施時期】 平成26年度～	長崎市	中心市街地の南側に位置する東山手・南山手地区は、伝統的建造物群保存地区に指定されており、洋館をはじめとする歴史的価値のある建造物等が数多く残っており、これらを活用して地区の魅力向上を図るものである。 洋館の魅力向上により新たな地区の価値が生まれ、賑わいや活力の創出も見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省] 【実施時期】 令和4年4月～7年3月	区域内
【事業名】 長崎ベイサイドマラソン&ウオーク 【内容】 スポーツの振興、市民のふれあい、観光・経済の活性化を図るため、長崎市においてマラソン等を開催する 【実施時期】 平成14年度～	長崎ベイトゥマソン実行委員会	毎年秋にマラソン及びウォーキング大会を行うことで、国内外からの集客を促し、スタート及びゴールとなる中心市街地に賑わいが生まれることや、中心市街地の魅力発見にもつながることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省] 【実施時期】 令和3年4月～7年3月	区域内外

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 長崎ランタンフェスティバル 【内容】 「春節祭」をベースとした長崎ならではの中国文化や光をテーマに特色あるイベントを実施し、観光の振興及び地域経済の活性化を図る 【実施時期】 平成5年度～	長崎ランタンフェスティバル実行委員会	中心市街地で最大の動員数を誇る長崎ランタンフェスティバルを行うことで、国内外からの多くの来街者が見込め、中心市街地の回遊や商業が活発化することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省] 【実施時期】 令和2年4月～7年3月	区域内
【事業名】 中島川周辺活性化事業 【内容】 中島川界限を活用し、夜市などのイベントを行うことで新たな賑わいの場を創出するとともに、長崎観光の振興及び地域経済の活性化を図る 【実施時期】 平成18年度～	長崎市・長崎夜市実行委員会	長崎の歴史と文化に彩られ、市民や観光客も足を運ぶ独自の風情をもつ中島川界限を活用し、新たな賑わいの場の創出と、観光及び地域の活性化を図る。 ライトアップにより風情を創出するとともに、夜市やイベントを行うことで中心市街地の賑わいと活力の創出に寄与するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省] 【実施時期】 令和2年4月～7年3月	区域内
【事業名】 長崎ペーロン選手権大会 【内容】 長崎の伝統行事であるペーロンを市民、観光客に広く認知してもらい、観光客増加を図る 【実施時期】 昭和52年度～	長崎ペーロン選手権大会実行委員会	ペーロン選手権大会に来場する観光客や市民を、中心市街地に誘客し、賑わいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省] 【実施時期】 令和4年4月～7年3月	区域内

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 まちなか再生推進事業 【内容】 まちなかの賑わいを再生するため、歳時を顕在化するイベントの開催やまちなかの魅力を市民や観光客に伝えるガイドブックの配布等を行う 【実施時期】 平成30年度～令和9年度	長崎市	地域と連携しながら、まちなかの各エリアの個性や魅力を顕在化し、情報の発信などを進めることにより賑わいの再生を図るものであり、地域の活性化、市民や観光客の回遊性の向上や賑わいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省] 【実施時期】 令和2年4月～7年3月	区域内
【事業名】 長崎開港450周年記念事業 【内容】 長崎開港450周年を過去から未来に紡ぎ、次の50年に向けたスタートの機会として位置づけ、記念式典やイベントの開催等を行う 【実施時期】 令和3年度	長崎開港450周年記念事業実行委員会	記念事業を通じて、長崎港が育んできた歴史や文化の継承やシビックプライドが醸成され、それらを活かした魅力の発信による交流人口の拡大につながることで、また、新たな海洋関連産業の育成・創出に向けた契機となり、新しい港の活かし方や海の楽しみ方の創造へとつなげていくことから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省] 【実施時期】 令和3年4月～4年3月	区域内

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 ながさき実り・恵みの感謝祭 【内容】 地元農水産物の展示・販売を行う、ながさき実り・恵みの感謝祭を開催することで、地産地消の推進と長崎市の農水産業の維持振興を図る 【実施時期】 平成15年度～	ながさき実り・恵みの感謝祭長崎市実行委員会	11月にながさき実り・恵みの感謝祭を開催することで、地元農水産物の情報を発信するとともに、市民の賑わいを生み出し、中心市街地の魅力を向上させることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 〔総務省〕 【実施時期】 令和3年4月～7年3月	区域内
【事業名】 商店街体制強化支援事業 【内容】 商店街の個店を強化する取組み及び商店街活動の魅力を向上させる取組みに対して支援を行う。 【実施時期】 令和2年度～	長崎市	【位置付け】 中心市街地の商店街が行う商店街内の事業者を対象とした経営支援セミナー、おもてなし向上セミナーの開催等の個店を強化する取組み及び商店街活動の魅力を向上させるイベントの開催等の取組みなどに対し支援を行う事業として、目標③「市民生活の利便性向上」に資する事業に位置付けられる。 【必要性】 来街者の増加につながり、中心市街地の歩行者通行量の増加が見込まれること。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 〔総務省〕 【実施時期】 令和3年4月～7年3月	区域内

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 商店街にぎわい創出事業 【内容】 商店街活性化のための個店の魅力向上、地域と協働したイベント開催などのソフト事業に対して支援を行う 【実施時期】 令和2年度～	長崎市	【位置付け】 中心市街地の商店街が行う個店の魅力向上、地域と協働したイベント開催などのソフト事業に対し支援を行う事業として、目標③「市民生活の利便性向上」に資する事業に位置付けられる。 【必要性】 来街者の増加につながり、中心市街地の歩行者通行量の増加が見込まれること。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省] 【実施時期】 令和3年4月～7年3月	区域内
【事業名】 新たなにぎわい創出事業 【内容】 商店街等が行う地域を巻き込んだイベントやフェアの開催、異業種連携による新たなサービスの開発・提供、商業者が集まって取り組む地域の課題解決などへの補助を行う 【実施時期】 令和2年度～	長崎市	【位置付け】 中心市街地の商店街が行う地域を巻き込んだイベントやフェアの開催、異業種連携による新たなサービスの開発・提供、商業者が集まって取り組む地域の課題解決などに対し支援を行う事業として、目標③「市民生活の利便性向上」に資する事業に位置付けられる。 【必要性】 来街者の増加につながり、中心市街地の歩行者通行量の増加が見込まれること。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省] 【実施時期】 令和3年4月～7年3月	区域内
【事業名】 中心市街地公園整備事業 【内容】 イベント等が開催可能な公園等を中心市街地内に整備する 【実施時期】 平成27年度～令和6年度	長崎市	長崎ランタンフェスティバルや長崎くんち等、中心市街地で行われる催しが開催され、中心市街地の賑わいの拠点となり集客力を高める広場の整備等を実施する。 観光客等の来街の促進が図られ、回遊性の向上や賑わいの創出にも寄与することから、中心市街地の活性化に必要である。	【措置の内容】 中心市街地再活性化特別対策事業 [総務省] 【実施時期】 令和3～6年度	

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 空き店舗活用にごわい創出事業 【内容】 商店街等への魅力ある店舗の出店及び商店街等が実施する空き店舗対策の取組への支援を行う 【実施時期】 令和5年度～	長崎市	【位置付け】 中心市街地の商店街への魅力ある店舗の出店及び商店街等が実施する空き店舗対策の取組に対し支援を行う事業として、目標③「市民生活の利便性向上」に資する事業に位置付けられる。 【必要性】 来街者の増加につながり、中心市街地の歩行者通行量の増加が見込まれること。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省] 【実施時期】 令和6年4月～令和7年3月	区域内

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 環長崎港夜間景観整備事業 【内容】 長崎の夜景の更なる魅力向上を図るため、環長崎港夜間景観向上基本計画に基づき、施設のライトアップなど「中・近景の夜間景観づくり」と「遠景の夜景みがき」を行う 【実施時期】 平成29年度～令和5年度	長崎市	歴史的建造物や観光施設等のライトアップとそれらをつなぐ回遊路の街路灯等の整備を行う「中・近景の夜間景観づくり」と、斜面市街地の灯りの整備や港に映り込む光による水際線の顕在化を図る「遠景の夜景みがき」により、夜景観光の魅力が向上することで、交流人口の拡大による賑わい創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業（東山手・南山手地区）） [国土交通省] 【実施時期】 令和4～5年度	

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新大工町地区市街地再開発事業 [再掲] 【内容】 第一種市街地再開発事業による商業・住宅・業務施設・駐車場の整備を行う 位置：新大工町及び伊勢町 面積：A=約 0.7ha 【実施時期】 平成 25 年度～令和 5 年度	新大工町地区市街地再開発組合	中心市街地の商業地である新大工町地区において、地区の核となる商業施設の再整備と併せて、住宅、業務施設、駐車場施設等を一体的に整備することで、賑わい再生を図る。 商業の活性化、回遊性の向上、定住人口の増加による賑わいの創出及び業務施設床の整備による雇用の創出に寄与し、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） [国土交通省] 【実施時期】 令和 2～5 年度	
【事業名】 浜町地区市街地再開発事業 [再掲] 【内容】 浜市商店街振興組合のエリアにおいて、まちづくり方針に基づく第一種市街地再開発事業等による商業・住宅・駐車場等の整備を行う 【実施時期】 平成 26 年度～	民間事業者	浜市商店街振興組合が位置する浜町地区は、まちぶらプロジェクトにおけるまちなか軸にあって中核を占める存在であるため、商業施設等の再整備による魅力向上により、まちなか全体の賑わい再生につなげる。 浜町地区の商業機能を更新することで、まちなか全体への集客を促進することにつながるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） [国土交通省] 【実施時期】 令和 2～6 年度	

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 環長崎港夜間景観整備事業〔再掲〕 【内容】 長崎の夜景の更なる魅力向上を図るため、環長崎港夜間景観向上基本計画に基づき、施設のライトアップなど「中・近景の夜間景観づくり」と「遠景の夜景みがき」を行う 【実施時期】 平成 29 年度～令和 5 年度	長崎市	歴史的建造物や観光施設等のライトアップとそれらをつなぐ回遊路の街路灯等の整備を行う「中・近景の夜間景観づくり」と、斜面市街地の灯りの整備や港に映り込む光による水際線の顕在化を図る「遠景の夜景みがき」により、夜景観光の魅力が向上することで、交流人口の拡大による賑わい創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 都市構造再編集 中支援事業 〔国土交通省〕 【実施時期】 令和 2～4 年度	
【事業名】 若年者雇用促進事業 【内容】 若年者の地元就職や U I J ターン就職を促進するため、学生や保護者一人ひとりに地元企業の情報を発信するとともに、地元企業の採用活動を促進する 【実施時期】 平成 30 年度～	長崎市	若年者の地元就職や U I J ターン就職を促進することで、企業が多く集積している中心市街地の従業員の確保につながり、ひいては賑わいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 地方創生推進交付金 〔内閣府〕 【実施時期】 令和 3～4 年度 【措置の内容】 新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金 〔内閣府〕 【実施時期】 令和 2 年度	

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 まちMICEプロジェクト 【内容】 MICE開催を契機として、まちの中に人を呼び込み、滞在時間と消費の拡大につなげ、MICE開催による効果をまち全体に波及させる 【実施時期】 令和元年度～	長崎市	本事業は、MICE主催者にまちなかの歴史的建造物や商店街などをユニークベニューとして活用を促す取組みや来訪者にまちなかの周遊・滞在を促す魅力的なコンテンツや仕組みづくりを行うとともに、市民や事業者によるおもてなし機運醸成を図るものである。 これらの取組みは、MICE主催者や来訪者による消費拡大につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 地方創生推進交付金 [内閣府] 【実施時期】 令和3～4年度 【措置の内容】 都市構造再編集 中支援事業 [国土交通省] 【実施時期】 令和2年度	
【事業名】 長崎帆船まつり [再掲] 【内容】 長崎港に国内外の帆船を招聘し、新たな賑わいの場を創出し、観光や地域の活性化及び港、海に対する啓発を図る 【実施時期】 平成12年度～	長崎帆船まつり実行委員会	4月下旬に長崎港において長崎帆船まつりを開催することで、観光客や市民の賑わいを創出し、中心市街地の魅力を向上させることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金 [内閣府] 【実施時期】 令和3年度	

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 長崎さるく [再掲] 【内容】 長崎の歴史、文化、人、まち、人の良さを観光客が体験できる「長崎さるく」を実施することにより、観光客の誘致及び満足度の向上を図る 【実施時期】 平成 18 年度～	(一社) 長崎国際観光コンベンション協会	中心市街地には数多くの歴史的建造物が点在しており、引き続き長崎さるくを実施することにより、観光客を中心市街地に誘致し、中心市街地の集客力向上を図る。 長崎さるくを通して、観光客、市民を中心市街地に集客し、各種イベントとタイアップすることにより、賑わいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 地方創生推進交付金 [内閣府] 【実施時期】 令和 4 年度	
【事業名】 長崎くんち [再掲] 【内容】 伝統的な年中行事である「長崎くんち」を実施し、観光客の誘致及び伝統芸能の振興を図る 【実施時期】 昭和 50 年度以前～	長崎伝統芸能振興会 (長崎商工会議所)	毎年 10 月 7 日から 9 日まで行われる長崎くんちでは、踊町を中心とする中心市街地全体が祭りにより盛り上がり、庭見せなど観光客も長崎文化を楽しめる催し物があるため、人の活気と祭りによる賑わいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 [内閣府] 【実施時期】 令和 4 年度	
【事業名】 長崎郷土芸能大会 [再掲] 【内容】 市内各地区の伝統芸能を披露する大会を開催することで、市民・観光客に広く認知してもらい、伝統芸能の振興と保存・継承を図る 【実施時期】 昭和 50 年度～	長崎郷土芸能保存協議会	毎年 9 月下旬に長崎郷土芸能大会を開催することで、出演者や観覧者を中心市街地に誘客し、市中パレードや大会を通して賑わいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 地方創生推進交付金 [内閣府] 【実施時期】 令和 4 年度	

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 若者交流施設運営事業 【内容】 サッカースタジアムを中心とした商業施設、ホテル、オフィス、アリーナ等からなる長崎スタジアムシティの隣接地に整備する広場において、社会実験やワークショップ等を行うもの 【実施時期】 令和6年度～	長崎市	本事業は、長崎スタジアムシティ隣接地に整備する広場において、社会実験やワークショップ等を行うものであり、広場整備により期待される交流促進や賑わい創出の効果をより高めるものであるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 都市構造再編集 中支援事業 [国土交通省] 【実施時期】 令和6年度	

(4)国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 企業立地推進事業 【内容】 企業立地奨励条例に基づき、地元・誘致企業の実績に応じて奨励金の交付することにより、企業誘致の推進を図る 【実施時期】 昭和58年度～	長崎市	企業立地奨励金は、事業所の新設・賃借及び新規雇用に係る補助金であり、中心市街地での新規立地の促進につながるものである。 企業立地が増加することにより、中心市街地における良質な雇用の場が確保される。 また、多くの人が中心市街地を仕事の間として利用することで、従業員の消費行動が増加し、中心市街地における経済活動が活発化されることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 市民トイレ活用事業 [再掲]	長崎市	多くの人が集まる場所や通りに必ずしも公共トイレが配置されていない現状において、公共トイレを補完する形で、民間施設のトイレを市民や観光客が自由に利用できるよう開放してもらうものである。 まちなかに訪れた誰もがまち歩きを安心して楽しむことができ、賑わいの創出につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【内容】 商業施設や店舗等の民間施設のトイレを一般市民や観光客に開放してもらうための取組み等を行う				
【実施時期】 平成 27 年度～				
【事業名】 商店街活性化プラン策定支援事業	長崎市	古くからの歴史と多様な文化を色濃く残す中心市街地の経済活力を向上するためには、まちなかの既存商店街の魅力と活力の向上が欠かせない。 本事業においては、中心市街地の商店街が行う、商店街のビジョンやその実現のための事業を盛り込んだ商店街活性化プランの策定に対し支援を行うものであり、プランの策定から事業の実施までを円滑に進めることで中心市街地の活性化につなげるために必要な事業である。		
【内容】 商店街活性化プラン策定に対して支援を行う				
【実施時期】 令和 2 年度～				
【事業名】 商店街共同施設等整備事業	長崎市	古くからの歴史と多様な文化を色濃く残す中心市街地の経済活力を向上するためには、まちなかの既存商店街の魅力と活力の向上が欠かせない。 本事業においては、商店街の機能向上を図る共同施設整備や改修などの事業に対し支援を行うものであり、賑わいの創出、快適な商店街の形成に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【内容】 商店街の共同施設整備や改修への支援を行う				
【実施時期】 令和 2 年度～				

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 ながさきエコライフ・フェスタ 【内容】 CO₂の排出量削減につながる市民参加型の環境イベントを行い、賑わいの創出を図る 【実施時期】 平成 22 年度～	ながさきエコライフ実行委員会	市内中心部において「ながさきエコライフ・フェスタ」を開催することで、長崎市内外にお住いの方が中心市街地を訪れるきっかけとなり、賑わいを生み出すことから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【事業名】 長崎スタジアムシティ開業気運醸成事業 【内容】 商店街へののぼり等の設置やSNS広告による情報発信、小学生等を対象とした絵画コンクールなどを実施 【実施時期】 令和 5 年度～令和 6 年度	長崎市	長崎スタジアムシティの開業効果が地域経済やスポーツ等あらゆる分野へ波及することを目指して実施するもので、交流人口の拡大等に資する事業であることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

(1)現状分析

長崎市の中心市街地には、今後、新幹線開業に向けた整備が進められる JR 長崎駅を始め、離島への交通拠点となる長崎港ターミナルや九州各地への長距離バスを発着させる長崎県営バスターミナル、市内の交通拠点となる長崎新地バスターミナルが立地している。また、バス及び路面電車のほとんどが中心市街地を経由するため、高い頻度で運行がなされ、公共交通機関の利便性は比較的高いと言える。

この他にも、都心部の交通渋滞の緩和のためのパーク＆ライドの推奨や、公共交通機関の定時性確保に向けたバス専用レーンの設置、公共車両優先システム（PTPS）の導入を行っている。

また、バス等で使用可能な IC カード「長崎スマートカード」のシステム老朽化を機に、令和元年度以降全国相互利用交通系 IC カード（ニモカ）や地域独自カード（エヌタス T カード）が導入され、観光客等が既に所有している全国交通系 IC カードが利用できるようになることや、車いす利用者・高齢者も安心して利用できる「超低床式路面電車」の運行が実施されるなど、公共交通の利用促進を図るための取組みが進められてきた。さらに、斜面市街地や合併地区においては、住民の公共交通の利便性を確保するため、「乗り合いタクシー」、「コミュニティバス」の運行を行っている。

また、主要観光施設であるグラバー園に近い南大浦地区では、斜行エレベーターと垂直エレベーターからなる「グラバースカイロード」を整備し、多くの市民や観光客に利用されている。

このことから、周辺部から中心市街地へのアクセスは一定整備されていると言えるものの、案内のわかりにくさなど、利用者のさらなる利便性向上が課題となっている。

(2)公共交通機関の利用者の利便性の増進を図るための事業の必要性

今後、中心市街地の活性化を図るためには、新幹線開業や松が枝国際観光船ふ頭の整備拡充などにより生まれる交流人口を中心市街地に回遊させる必要があるため、中心市街地に行きやすい環境づくりや公共交通機関の利便性の向上を図るための事業を行う。

(3)フォローアップの考え方

フォローアップについては、毎年度、基本計画に位置付けた取組みの進捗確認を行い、事業の促進等の改善を図る。

[2] 具体的事業の内容

(1)法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び 実施時期	実施 主体	中心市街地活性化を実現する ための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
【事業名】 新大工・馬町交差点 改良事業 【内容】 交差点改良により事 故防止及び交通渋滞 の緩和を図るととも に、立体横断施設に 限られていた電停の バリアフリー化を行 う 位置：馬町及び新大 工町 【実施時期】 平成 25 年度～	国土 交通省	諏訪神社電停は、1 日当 りの乗降客数が3,000 人を超 え、『移動等円滑化の促進に 関する基本方針』において整 備目標が示されている重要な 旅客施設であるが、現在、地 下道でしかアクセス出来ない 状況であることから、新たな 横断歩道の設置や、電停のバ リアフリー化により、高齢者 や交通弱者等の移動の円滑化 を図るものである。 長崎市が実施するまちなか 回遊路整備事業や隣接する新 大工町地区市街地再開発事業 と連携し、歩行者の回遊性向 上を図るため、中心市街地の 活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 国直轄事業 【実施時期】 令和 2 年度～	

8. 4 から 7 ままでに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 離島航路維持対策事業 【内容】 離島航路維持のため運航事業者に対する補助金などの支援を行う 【実施時期】 平成 18 年度～	運航事業者	本市の中心部に位置しており、バス、電車などの陸上公共交通機関との接続が充実し、隣接地には大型商業施設や病院、周辺には市役所、県庁等の業務施設がある長崎港ターミナルを発着し、本土と離島を結ぶ重要な公共交通機関であり、地域住民の生活に欠かせない移動手段である離島航路の維持・確保を行うものである。 離島地域から中心市街地への航路の維持・確保を行うことにより、離島との連携強化と離島から中心市街地への賑わい強化に寄与することから中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通確保維持事業/地域公共交通バリア解消促進等事業/地域公共交通調査事業） 〔国土交通省〕 【実施時期】 令和 2～6 年度	
【事業名】 運行情報サイネージシステム導入事業 【内容】 各車両に搭載しているビーコンを活用し、主要電停で運行情報を提供するシステムの整備を行う 【実施時期】 平成 28 年度～	長崎電気軌道(株)	長崎市の中心部を運行し、市民や観光客の移動手段として多く利用されている路面電車の主要な電停にサイネージシステムを導入し、利用客に車両の運行情報を提供する。 利用客にとってわかりやすく快適な利用環境を提供し、利便性の向上を図ることにより、中心市街地の回遊性の向上に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業、又は観光振興事業 〔国土交通省〕 【実施時期】 令和 2～3 年度	

8. 4 から 7 までは掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 低床路面電車の導入事業 【内容】 車内の段差を解消し、車椅子スペースを設け、電停と車両入口部の段差を最小限に抑えた、超低床式路面電車の導入を行う 【実施時期】 平成 30 年度～	長崎電気軌道(株)	誰もが利用しやすい低床車の導入を行い、電停のバリアフリー化や低床車の運行情報を配信するサービス「ドコネ」との一体的な運用をおこなうことにより、誰もが移動しやすい環境を創出する。 多くの人の外出の機会を増やし、まちなかの交流人口の増加に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通確保維持事業/地域公共交通バリア解消促進等事業/地域公共交通調査事業）、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業、又は観光振興事業 [国土交通省] 【実施時期】 令和3～5年度	

(4)国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 二輪車等駐車場整備事業 【内容】 路上駐輪を防止し、歩行空間の安全性確保や快適性の向上を図るため、都心部である駐車場整備地区内の駐輪場の維持・確保を行う 【実施時期】 平成 10 年度～	長崎市	長崎市では、道路残地などの市有地を利用して駐輪場を整備しているが、特に都心部である駐車場整備地区内の駐輪場では一定の利用者数で推移していることから、引き続き既設駐輪場の維持・確保を行うとともに、更なる需要が見込まれる場合には、整備を図っていくものである。 路上駐車を防止し、歩行空間の安全性確保や快適性の向上を図るため、中心市街地活性化に必要な事業である。		

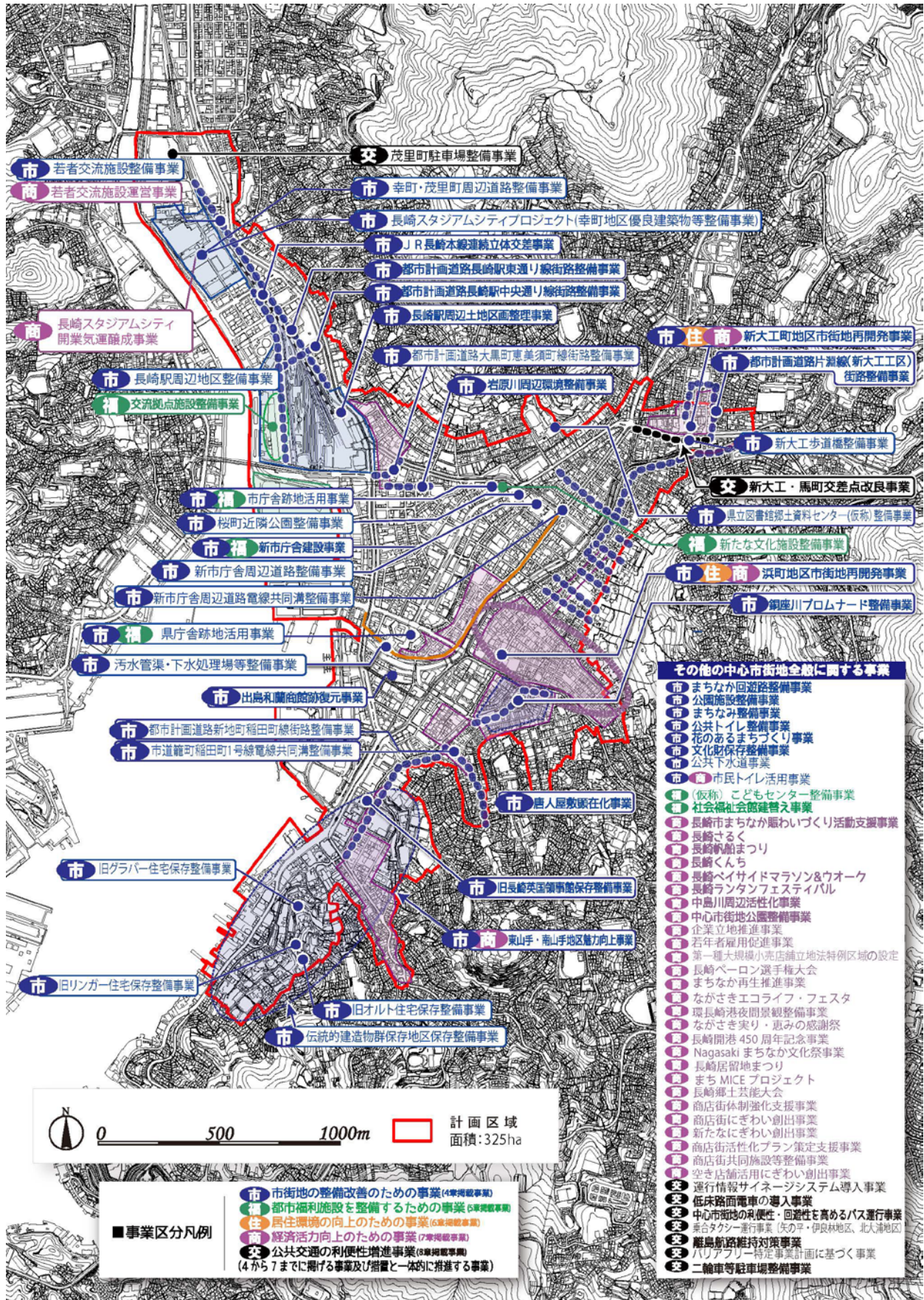
8. 4 から 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

事業名、内容及び 実施時期	実施 主体	中心市街地活性化を実現する ための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
【事業名】 バリアフリー特定事業計画に基づく事業 【内容】 バリアフリー基本構想に定めた重点整備地区内において、移動の円滑化に支障となっている既存施設について各施設設置管理者がバリアフリー化を行う 【実施時期】 平成 26 年度～	長崎県・長崎市・関係機関・民間事業者	長崎市では、バリアフリー法に基づき「バリアフリー基本構想」及び「バリアフリー特定事業計画」を策定し、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、交通安全施設、路外駐車場、都市公園施設並びに建築物のバリアフリー化を重点的・一体的に推進する取組みを行っている。 今後も、新たな開発・施設の立地等、周辺環境の変化に対応した次期基本構想等を策定し、更なるバリアフリー化を推進していくこととしており、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性・安全性の向上を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【事業名】 中心市街地の利便性・回遊性を高めるバス運行事業 【内容】 観光、鑑賞、買物など、より利便性の高いアクセスの充実を図る路線バス等の運行を行う 【実施時期】 平成 23 年度～	長崎県交通局・長崎自動車(株)	中心市街地には商業機能・業務機能が集中するだけではなく、出島など歴史ある史跡が存在し、美術館や図書館などの文化的な施設も立地している。 このような彩り豊かな中心市街地において、観光、鑑賞、買物など、より利便性の高いアクセスの充実を図るバス運行を行うことは、中心市街地での利便性及び回遊性の向上に寄与するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

8. 4 から 7 までは掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 乗合タクシー運行事業(矢の平・伊良林地区、北大浦地区) 【内容】 バス空白地域と中心市街地を結ぶ乗合タクシーの運行を行う 【実施時期】 平成 14 年度～	長崎市	道が狭くバスの乗り入れが困難な地域と中心市街地を乗合タクシーで結び、来訪者の利便性を向上させ、来街機会の増加、促進を図る。 中心市街地への来街機会を増加、促進することは、中心市街地の賑わいを高め、経済活動の活性化、促進に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【事業名】 茂里町駐車場整備事業 【内容】 地下機械式形式の地下駐車場について、施設の老朽化に伴う再整備に合わせ、利便性の向上を図るため平面自走式駐車場の整備を行う 位置：茂里町 【実施時期】 令和元～2 年度	長崎市	長崎市茂里町地下駐車場は、ブリックホール利用者の利便性向上と茂里町地区の道路交通の円滑化等のため、平成 10 年に地下機械式として供用開始しているが、その構造から維持管理費が高額であることに加え、出庫に時間を要するなど利便性が低いことから、機械の老朽化に伴う再整備に合わせ、利便性の向上を図るため平面自走式駐車場として再整備を行うものである。 駐車場利用者の利便性向上に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

◇4章から8章までに掲げる事業及び措置の実施箇所



-基本計画区域及び事業実施箇所図-

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1)都市再生総合整備事業における推進体制

長崎市は、平成21年度から都市再生総合整備事業に基づき、「平和と文化の国際交流拠点都市 長崎の再生」を目指し、交流人口拡大を図るための取組みを長崎県と共同で進めてきた。

都市・住環境整備基本計画や重点エリア整備計画の策定・改定等に当たっては、行政による「都市再生調整会議」、外部有識者からなる「都市再生委員会」を設置し、審議・検討を行っている。

①行政組織

区 分	メンバー
長崎県	副知事
	企画振興部長
	文化観光国際部長
	産業労働部長
	水産部長
	土木部長
	警察本部交通部長
	土木部参事監（まちづくり推進担当）
長崎市	副市長
	企画財政部長
	商工部長
	文化観光部長
	土木部長
	まちづくり部長
	まちづくり部政策監
事務局	県土木部都市政策課
	市まちづくり部都市計画課

-都市再生調整会議組織表-

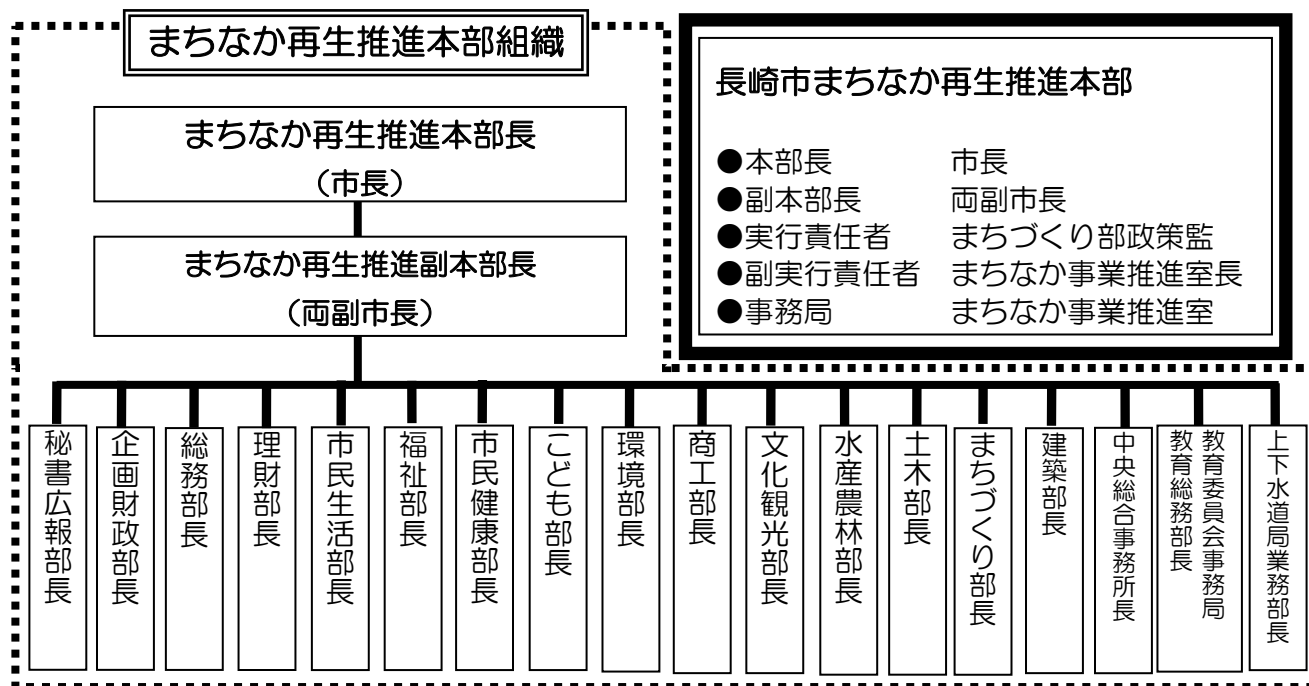
②外部組織

区 分	所属団体等
委員	東京大学 名誉教授・長崎県参与
	長崎大学 総合生産科学域 准教授
	ながさき地域政策研究所 理事長
	長崎県立大学 地域創造学部 教授
	長崎総合科学大学 名誉教授
	長崎大学 経済学部 准教授
	長崎経済同友会 副代表幹事
	長崎商工会議所 副会頭
	長崎商工会議所 青年部 会長
	長崎青年会議所 理事長
	長崎市商店街連合会 副会長
	一般社団法人 長崎国際観光コンベンション協会 DMO 推進局長

-都市再生委員会組織表-

(2)長崎市まちなか再生推進本部

長崎市では、歴史的な文化及び伝統を色濃く残し、様々な都市機能が集中している古くからの市街地である「まちなか」を再生することを目的として、庁内の関係部局相互の緊密な連携を確保するため、平成 20 年 4 月に市長を本部長とした長崎市まちなか再生推進本部を設置し、まちなか再生の推進及び各部局間の調整を実施している。



-長崎市まちなか再生推進本部組織体制-

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1)組織の概要

中心市街地の活性化に関する法律に基づき、長崎商工会議所ならびに長崎つきまち株式会社が中心となり、平成26年8月28日に「長崎市中心市街地活性化協議会」を設置した。

当協議会は、長崎市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその他必要な事項を協議し、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的としている。

(2)協議会委員

No.	区分	法令根拠／第15条	所属・役職
1	まちづくり会社	第1項1号ロ (まちづくり)	長崎つきまち(株) 代表取締役社長
2	商工会議所	第1項2号イ(経済活力)	会頭
3			都市整備委員長
4			商業部会長
5			専務理事
6	商店街団体	第4項2号(商業者)	浜んまち6商会 会長
7			長崎市中通り商店街(振) 理事長
8			長崎市築町商店会 会長
9			長崎駅前商店街組合 理事長
10			長崎市新大工町商店街(振) 代表理事
11			長崎新地中華街商店街(振) 理事長
12	交通事業者	第4項2号(交通事業者)	長崎自動車(株) 代表取締役社長
13			長崎県交通局 局長
14			長崎電気軌道(株) 代表取締役社長
15			九州旅客鉄道(株) 長崎支社長
16			(一社) 長崎市タクシー協会 会長
17	地権者	第4項2号(地権者)	浜町6東・8東・9番街区市街地再開発準備組合 理事長
18			新大工町地区市街地再開発組合 理事長
19			(株) リージョナルクリエーション長崎 取締役
20	市町村	第4項3号(市町村)	長崎市まちづくり部政策監
21			長崎市商工部 部長
22	金融機関	第8項(金融機関)	(株) 十八親和銀行 取締役専務執行役員
23	学識経験者	第8項(学識経験者)	(公財) ながさき地域政策研究所 理事長
24			長崎大学経済学部准教授

9. 4 から 8 までの掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

No.	区分	法令根拠／第 1 5 条	所属・役職
25	環境・コミュニティ	第 8 項（市民）	NPO 法人長崎コンプラドール 理事長
26	地域経済		（一社）長崎青年会議所 理事長
27	観光		（一社）長崎国際観光コンベンション協会会長
28	オブザーバー	第 7 項（行政機関）	経済産業省九州経済産業局 流通・サービス産業課長
29		第 7 項（行政機関）	国土交通省九州地方整備局 建政部都市整備課長
30		第 7 項（行政機関）	長崎県 産業労働部経営支援課長
31		第 7 項（関係機関）	中小企業基盤整備機構 高度化事業部まちづくり推進室長

(3)長崎市中心市街地活性化協議会規約

（協議会の設置）

第 1 条 長崎商工会議所及び長崎つきまち株式会社は、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号。以下「法」という。）第 15 条第 1 項の規定に基づき、「長崎市中心市街地活性化協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第 2 条 協議会は、長崎市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその他必要な事項を協議し、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的とする。

（活動）

第 3 条 協議会は目的を達成するため、次の活動を行う。

- （１）長崎市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関する協議、意見提出
- （２）民間事業者が、国の認定、支援を受けようとする事業計画に関する協議
- （３）その他、中心市街地の活性化に寄与する活動

（構成員）

第 4 条 協議会は、次の者をもって構成する。

- （１）長崎商工会議所
 - （２）長崎つきまち株式会社
 - （３）長崎市
 - （４）法第 1 5 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に規定する者
 - （５）前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者
- 2 前項第 4 号に該当する者であって、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員

として加えるよう協議会に申し出ることができる。

3 前項の申出があった場合、法第15条第5項の規定に基づき、会長が承認する。

4 前項の申し出により協議会の構成員となった者は、第1項第4号に規定するものでなくなったとき、又はなくなったと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

(委員)

第5条 協議会は、前条に該当する委員をもって組織する。ただし、企業・団体等にあつては、その構成員の指名するものを委員とする。

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 委員の任期中に変更が生じた場合、当該委員の属する構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 監事 2名

2 会長は、会議において委員の中から選任する。

3 副会長及び監事は、会長が指名する者をもって充てる。

4 役員の任期及び任期中の変更については、第5条第2項及び第3項を準用する。

(職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 委員は、協議会の運営のための活動を行う。

4 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を会長に報告する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、(以下「会議」という。)は、会長が召集する。

2 会長は、委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

なお、会議への出席は代理出席及び委任状出席を認めるものとする。

4 会長は、会議の議長となる。

5 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議結果の尊重)

第9条 協議会の構成員は、会議において協議が調った事項について、その協議結果を尊重し

なければならない。

(公表)

第 10 条 協議会の公表は、事務局での閲覧のほか、ホームページに掲載することによりこれを行う。

(アドバイザーの設置)

第 11 条 協議会の協議・検討に必要な事項について、助言を得るためにアドバイザーを置くことができる。

(オブザーバーの設置)

第 12 条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためにオブザーバーを置くことができる。

(事務局)

第 13 条 協議会の事務を処理するために、長崎商工会議所内に事務局を置く。

2 事務局の運営に必要な事項は、長崎商工会議所が処理する。

(会計年度)

第 14 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(経費の負担)

第 15 条 協議会に要する経費は、負担金、補助金、助成金及びその他の収入により充てるものとする。

(解散)

第 16 条 協議会を解散する場合は、構成員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

2 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、長崎商工会議所が清算する。

(補則)

第 17 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、会長が会議に諮って定める。

附 則

1 この規約は、平成 26 年 8 月 28 日から施行する。

2 協議会設置時の委員の任期は、第 5 条の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日までとする。

(4)開催状況

第 1 回長崎市中心市街地活性化協議会〈設立総会〉（平成 26 年 8 月 28 日）

- ・長崎市中心市街地活性化協議会規約（案）について
- ・長崎市中心市街地活性化協議会構成員（案）について
- ・長崎市中心市街地活性化協議会役員選任について

第 2 回長崎市中心市街地活性化協議会（平成 26 年 10 月 2 日）

- ・長崎市中心市街地活性化基本計画の素案について
- ・その他

第 3 回長崎市中心市街地活性化協議会（平成 26 年 11 月 14 日）

- ・長崎市中心市街地活性化基本計画（案）について
- ・その他

【平成 27 年度】

第 1 回長崎市中心市街地活性化協議会（平成 27 年 4 月 13 日）

- ・平成 26 年度事業報告（案）について
- ・平成 27 年度事業計画（案）・予算（案）について
- ・その他

第 2 回長崎市中心市街地活性化協議会（平成 27 年 11 月 17 日）

- ・長崎市中心市街地活性化協議会副会長及び委員の変更について
- ・長崎市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
- ・主要事業について
- ・経済産業省における中心市街地活性化関連施策の概要について
- ・その他

【平成 28 年度】

第 1 回長崎市中心市街地活性化協議会（平成 28 年 4 月 28 日）

- ・委員の選任（案）及び委員の選任について
- ・平成 27 年度事業報告（案）及び収支決算（案）について
- ・平成 28 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画フォローアップに対する意見について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画の変更に対する意見について
- ・その他

【平成 29 年度】

第 1 回長崎市中心市街地活性化協議会（平成 29 年 4 月 26 日）

- ・平成 28 年度事業報告及び収支決算について
- ・平成 29 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画フォローアップに対する意見について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画の変更に対する意見について

- ・その他

第 2 回長崎市中心市街地活性化協議会（平成 30 年 1 月 16 日）

- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画の変更に対する意見について
- ・長崎市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
- ・その他

【平成 30 年度】

第 1 回長崎市中心市街地活性化協議会（平成 30 年 4 月 26 日）

- ・役員の選任について
- ・構成員の加入について
- ・平成 29 年度事業報告及び収支決算について
- ・平成 30 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画フォローアップに対する意見について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画の変更に対する意見について
- ・その他

第 2 回長崎市中心市街地活性化協議会（平成 31 年 2 月 5 日）

- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画の変更に対する意見について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画の主要事業の進捗状況について
- ・その他

【令和元年度】

第 1 回長崎市中心市街地活性化協議会（令和元年 4 月 26 日）

- ・平成 30 年度事業報告及び収支決算について
- ・平成 31 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画フォローアップに対する意見について

第 2 回長崎市中心市街地活性化協議会（令和元年 8 月 28 日）

- ・第 2 期長崎市中心市街地活性化基本計画（素案）及び認定取得に向けたスケジュールについて
- ・その他

第 3 回長崎市中心市街地活性化協議会（令和元年 9 月 27 日）

- ・第 2 期長崎市中心市街地活性化基本計画（原案）について

【令和 2 年度】

第 1 回長崎市中心市街地活性化協議会（令和 2 年 6 月 8 日）

長崎市中心市街地活性化協議会からの書面による意見聴取

- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画（第 2 期）の変更に対する意見について

第 2 回長崎市中心市街地活性化協議会（令和 2 年 10 月 28 日）

- ・ 認定長崎中心市街地活性化基本計画（第 2 期）の概要について

第 3 回長崎市中心市街地活性化協議会（令和 3 年 2 月 12 日）

長崎市中心市街地活性化協議会からの書面による意見聴取

- ・ 認定長崎中心市街地活性化基本計画（第 2 期）の変更に対する意見について

【令和 3 年度】

第 1 回長崎市中心市街地活性化協議会（令和 3 年 5 月 20 日）

長崎市中心市街地活性化協議会からの書面による意見聴取

- ・ 認定長崎中心市街地活性化基本計画（第 2 期）フォローアップに対する意見について

第 2 回長崎市中心市街地活性化協議会（令和 3 年 12 月 27 日）

- ・ 認定長崎中心市街地活性化基本計画（第 2 期）の変更に対する意見について

【令和 4 年度】

第 1 回長崎市中心市街地活性化協議会（令和 4 年 4 月 25 日）

- ・ 認定長崎中心市街地活性化基本計画（第 2 期）フォローアップに対する意見について

第 2 回長崎市中心市街地活性化協議会（令和 4 年 12 月 27 日）

- ・ 認定長崎中心市街地活性化基本計画（第 2 期）の変更に対する意見について

【令和 5 年度】

第 1 回長崎市中心市街地活性化協議会（令和 5 年 4 月 26 日）

- ・ 認定長崎中心市街地活性化基本計画（第 2 期）フォローアップに対する意見について

第 2 回長崎市中心市街地活性化協議会（令和 5 年 12 月 22 日）

- ・ 認定長崎中心市街地活性化基本計画（第 2 期）の変更に対する意見について

(5)協議会から提出された意見

第 2 期長崎市中心市街地活性化基本計画（原案）に対する意見書

令和元年 11 月 12 日

長崎市長 田上 富久 様

長崎市中心市街地活性化協議会
会 長 宮 脇 雅 俊



長崎市の中心市街地は、行政・業務機能・商業地が集積し、県都の中核として県内経済を牽引する役割を担っています。

長崎市においては『明治日本の産業革命遺産』および『長崎と天草の潜伏キリシタン関連遺産』の 2 つの世界文化遺産が登録され、令和 3 年には交流拠点施設『出島メッセ長崎』が開業予定となっており、その後も九州新幹線西九州ルートの開業、幸町の長崎スタジアムシティプロジェクト、県庁舎跡地整備などの大型プロジェクトが控えており、今後、『交流の産業化』による地域経済の活性化に対する期待が高まっています。

一方で、急激な人口減少が続いており、域内経済の縮小や更なる人手不足などが懸念されています。

こうした中、今後、本市が自律的で持続的な成長を実現していくためには、多くの人やモノ、情報が交流し、暮らしやすさや働きやすさを実感できる活力あふれるまちづくりに取り組んでいくことが求められています。

本協議会では、本市が抱える課題解決を図るために、第 2 期長崎市中心市街地活性化基本計画（原案）について協議を行ない、同計画（原案）については、概ね妥当であると判断いたします。

なお、これまでの協議の結果を踏まえ、下記の意見を取りまとめましたので、意見書として提出いたします。

記

1. J R 長崎駅周辺をはじめ県庁舎跡地・県警跡地・市庁舎跡地などの整備や、歩行者動線および拠点間の交通ネットワークは、中心市街地の活性化を図るうえで大変重要な要素であると考えます。経済界や地元事業者などに対して、早めの情報提供を行うなど、民間活力の活用について十分に配慮した整備計画策定の手続きを進めていただきたい。
2. 目標指数の評価にあたっては、経済センサスのほか、長崎駅乗降客数や大型商業施設利用者数、更には、エリア内事業者の売上増減についてのヒアリングなど、地域の実態把握に配慮していただきたい。
3. 中心市街地活性化に寄与する新たな事業については、適宜、基本計画に追加するなど、柔軟に対応していただきたい。
4. 地元商店街では市街地再開発事業や各種イベントに積極的に取り組んでいるところであり、こうした活動を更に活性化するための『まちづくり会社』機能の強化など、今後の支援体制強化に配慮していただきたい。

以上

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

(1) まちぶらプロジェクトの推進

長崎市は「陸の玄関口」である長崎駅周辺と「海の玄関口」である松が枝周辺の整備により、これからの 10 年でまちの形が大きく変わっていきこうとしており、歴史的な文化や伝統に培われた長崎の中心部である「まちなか」においても、この 10 年を大きな契機と捉え、長崎駅周辺や松が枝周辺と上手に連携させながら、賑わいの再生を図るため、「まちなか」で実施する平成 25 年度から令和 4 年度における 10 年間の取組みを「まちぶらプロジェクト」として取りまとめている。

この「まちぶらプロジェクト」では、地域や市民自らが企業や行政、NPO 等の様々な組織と連携を図りながら、まちを守り、育て、創るために行動し、その集積がまちなかを支えるような地域力や市民力を集結する各種の取組みを進めている。



9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

(ア) 長崎市まちぶらプロジェクト認定制度

市民又は企業等の多様な主体にまちぶらプロジェクトの当事者としての意識を醸成し、併せて、地域貢献の社会的な評価を付すことにより、地域力によるまちなかの賑わいの再生に寄与することを目的として、市民又は企業等が主体となって、又は市と協調して実施する事業について、長崎市まちぶらプロジェクトとして認定する。

－長崎市まちぶらプロジェクト認定事業一覧（令和2年1月1日現在）－

No.	事業の名称	No.	事業の名称
1	長崎県酒販ビル建て替え事業 （建物後退による民有地での歩道整備） [実施者：株式会社長崎県酒販]	18	新大工町市場逸品逸サービス運動 [実施者：長崎市新大工町市場協同組合]
2	「まちかどトイレ」の取り組み [実施者：「みんなにやさしいトイレ会議」実行委員会]	19	ベルナード観光通り出張所開業（まちぶら休憩所の設置） [実施者：株式会社十八銀行]
3	今昔・歳時記レシピ事業の実施によるまちなかの賑わい創出 [実施者：長崎町人町プロジェクト]	20	∞Nagasaki（インフィニティナガサキ） [実施者：∞Nagasaki 実行委員会]
4	市民協働環境美化推進事業（アダプトプログラム） [実施者：ジブラルタ生命保険株式会社]	21	発見！よかばい長崎 [実施者：長崎市立三原小学校6年1組]
5	「十八銀行『元気な長崎』応援プロジェクト」連携による「まちぶらプロジェクト」認定書取得者に対する金利優遇 [実施者：株式会社十八銀行]	22	九州電力「まちぶらプロジェクト」スタッフ派遣事業 [実施者：九州電力株式会社 長崎支社]
6	浜んまちおもてなし活動 [実施者：浜市商店連合会]	23	音楽を通したまちづくり [実施者：長崎居留地男声合唱団]
7	長崎はいからさん [実施者：阿野恵美子]	24	思案橋支店新装開店（まちぶら情報発信施設の設置） [実施者：株式会社十八銀行]
8	まちらぶゼミ [実施者：長崎都市・景観研究所]	25	賑橋パーキングセンター地域密着情報発信事業 [実施者：社会福祉法人 長崎厚生福祉団]
9	新大工町地区市街地再開発事業 [実施者：新大工町地区市街地再開発準備組合]	26	路線バス「水源池跡（片淵）～長崎駅前線」の運行 [実施者：長崎県交通局]
10	トギヤ和華菓子製作 [実施者：とぎや菓子委員会]	27	長崎おもてなしトイレ（十八銀行北支店） [実施者：株式会社十八銀行]
11	「まいぶれ長崎」による「まちぶらプロジェクト」情報配信サイトの構築 [実施者：日本コンピュータ・データシステム株式会社 長崎営業所]	28	十人町一の組生活道路自動化プロジェクト [実施者：十人町一の組自治会]
12	長崎浜市まちづくり構想策定事業 [実施者：長崎浜市商店街振興組合]	29	Branch. OTTO DEJIMA [実施者：株式会社クロッシングインターナショナル]
13	まちぶら休憩所『新大工たぬき庵』の設置 [実施者：(有)喜助うどん]	30	中島川周辺観光案内所の開設とまちなかの名所をイメージしたチョコレート製品の製作 [実施者：株式会社メモリード]
14	『雨の足音（雨のまちぶらマップ）』～OMOTENASI→④MENOASITOT④～ [実施者：九州オリエント測量設計株式会社]	31	One MIZUHO まちぶらスポット&クリーンアップ作戦 [実施者：株式会社 みずほ銀行]
15	親和銀行「まちぶらギャラリー」の設置 [実施者：株式会社親和銀行]	32	地域のバラの植栽によるおもてなし活動 [実施者：学校法人海星学園]
16	長崎キッズハロウィンパーティー事業 [実施者：長崎キッズハッピープロジェクト]	33	長崎ウーマンズ・ウォークラリー [実施者：長崎ウーマンズ・ウォークラリー実行委員会]
17	新大工まちゼミナール [実施者：長崎市新大工町商店街振興組合]	34	長崎おでんを活用した、まちなかの賑わいづくり [実施者：長崎かんぽこ王国推進委員会]

9. 4 から 8 までの掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

35	Arts of NAGASAKI [実施者: N-Project]	51	長崎おもてなしトイレ(馬町 SS) [実施者: 株式会社フジオカ馬町 SS]
36	「女子目線でのまちなか再発見」ちいさなごほうび [実施者: マチナカ女子部]	52	「手紙と旅の手帖」 [実施者: 有限会社ナンポウ てがみ屋]
37	山手地区の町歩き情報ツール、町並み活性化事業 [実施者: 南山手地区町並み保存会]	53	長崎厄入祭りーあじさい灯籠ながしー [実施者: 長崎商工会議所青年部]
38	長崎おもてなしトイレ (KAKU craft) [実施者: KAKU craft]	54	ここにホスピタリティを あなたと、コンビニに、ファミリーマート [実施者: 株式会社ファミリーマート]
39	WASH&FOLD 長崎古町店のおもてなし [実施者: 株式会社 エステイズ企画]	55	来るたびに楽しい発見!! 情報発信基地ファミマ!! [実施者: 株式会社ファミリーマート]
40	『百年前の長崎手彩色絵葉書で長崎の魅力を再発見』 [実施者: 長崎手彩色絵葉書 (ehagaki-nagasaki.com)]	56	長崎市馬町地下道おもてなし清掃活動 [実施者: 長崎市新大工町商店街振興組合青年部]
41	花のあるまちづくり推進プロジェクト [実施者: 長崎県花き振興協議会 鉢物部会 紫陽花研究会]	57	長崎おもてなしトイレ サニエルお掃除隊 [実施者: 株式会社サニクリーン九州]
42	川のそばの休憩処 in 中通り [実施者: 水蓮]	58	「黒糖パイ」(上好香餅)の製作 [実施者: 有限会社 蘇州林]
43	八幡きやーぶりの祭 [実施者: まちづくり八幡座]	59	長崎おもてなしトイレ支援 (花王プロフェッショナルサービス) [実施者: 花王プロフェッショナル・サービス株式会社]
44	築町 Prestige with Renaissance プロジェクト [実施者: 長崎市築町商店会]	60	ながさきオーガニックマルシェ [実施者: りぼんちゃんプロジェクト]
45	浜屋で発信!! まちなかの魅力 [実施者: 株式会社浜屋百貨店]	61	東山手・南山手エリアの魅力を発見・発信! 「ホテルニュータンダ」おもてなし案内所 [実施者: ホテルニュータンダ]
46	演劇による わがまち活性化事業 [実施者: 一般社団法人 F's Company ARTE]	62	まちぶら案内板の設置 [実施者: 西部ガス株式会社]
47	磨屋通り 元気プロジェクト [実施者: 磨屋通り自治会]	63	和華蘭くいまんウォークラリー [実施者: 和華蘭くいまんウォークラリー]
48	まちぶら案内所 いろはや出島本店 [実施者: (株) いろはや]	64	ひみつのサマースクール [実施者: ひみつのサマースクール実行委員会]
49	ZAC まちぶら休憩所&おもてなしトイレ [実施者: ZAC 長崎中央店]	65	泊りに来んね 楽しか長崎 教えるばい [実施者: ゲストハウス かっちえて]
50	長崎おもてなしトイレ (ひぐちグループ) [実施者: 株式会社ひぐち 三宝商事株式会社]	66	まちぶらランチョンマット・長崎おもてなしトイレ [実施者: まちバル 14 番目の月]

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

(イ) まちなか賑わいづくり活動支援事業

歴史や文化に加え、商業、観光及び食など、広い分野で地域の魅力を高める取組みや、その魅力を発信する取組みなど、まちなかの賑わいを創出する提案事業を募集し、活動の初動時期を支援することにより、主体的・継続的な取組みにつなげることで、まちなかの魅力向上の推進を図る。

○支援の内容

活動経費について1件あたり50万円以内（補助率：補助対象経費の4/5）を補助

【実績】

H24	長崎くんち期間のはなやぎ装飾 [実施者：河野謙]	長崎はいからさん [実施者：阿野恵美子]	浜市プロモーション映像製作 [実施者：ハマスカ実行委員会]	りかちゃん通り向上委員会 [実施者：りかちゃん通り向上委員会]
				
H25	ARを使った観光活性化事業 [実施者：長崎商工会議所青年部]	トギヤ和華菓子製作 [実施者：とぎや菓子委員会]	今昔・歳時記レシビ [実施者：長崎町人町プロジェクト]	ものづくりと商業のまちなか 魅力構築 [実施者：アートクエイク]
				
H26	『雨の足音（雨のまちぶらマップ）』 [実施者：九州オリエント測量設計株式会社]	長崎キッズハロウィンパーティー [実施者：長崎キッズハッピープロジェクト]	「まちかどトイレタイムス」 プロジェクト [実施者：「みんなにやさしいトイレ会議」実行委員会]	「まちなか水めぐり」 リーフレットマップ製作 [実施者：トンビ軒]
				
H27	山手地区の町歩き情報ツール、 町並み活性化事業 [実施者：南山手地区町並み保存会]	御朱印手帳とまちなか節分 [実施者：長崎町人町プロジェクト]	まちなかギャラリー展開事業 [実施者：ハマスカ実行委員会]	「発掘！新大工町”味”フェスタ」 [実施者：新大工町地区市街地再開発準備組合]
				
H28	新ダイクノベーション [実施者：新大工町商店街振興組合]	長崎きもの乙女プロジェクト [実施者：大原万里亜]	銅座サスティナブルタウン プロジェクト [実施者：銅座町商店街組合]	長崎・居留地における賑わいと誇りの 見える化事業 [実施者：長崎・居留地まつり実行委員会]
				

9. 4 から 8 までの掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

H29	八幡きやーぶりな祭 [実施者：まちづくり八幡座] 	築町商店街フラッグ設置事業 [実施者：長崎市築町商店会] 	長崎歳時記：廿日えびす [実施者：中島川流域委員会] 	マチナカおもてなし壁新聞大作戦 [実施者：ナガサキマチナカ女子部] 
	築町べっぴん会スタートアップ事業 [実施者：築町べっぴん会] 	手紙と旅の手帖 [実施者：有限会社ナンボウ てがみ屋] 	浜町サブカルストリート [実施者：株式会社長崎経済研究所] 	ながさきオーガニックマルシェ [実施者：りぼんちゃんプロジェクト] 

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

上位計画における都市機能集積の考え方

(1)長崎市第四次総合計画

長崎市第四次総合計画において、「個性輝く世界都市」、「希望あふれる人間都市」を将来の都市像に掲げ、各地区の市街地が自然環境を保全しながら、各地区の規模に応じた都市機能を充実させ、安全で暮らしやすく、効率的でまとまりのある方向に進むことを目指すこととしている。

また、基本施策「暮らしやすいコンパクトな市街地を形成します」において、次の個別方針を掲げている。

- 自然環境と調和した良好な市街地形成を誘導します
- まちなかの住環境を整え、住宅の更新を促進します
- 住環境の改善及び再生を図ります

(2)長崎市都市計画マスタープラン

長崎市では、今後、本格化する人口減少社会、少子化、高齢化の進行など、社会経済情勢の変化に的確に対応していくとともに、長崎市に関連する都市計画区域マスタープランが平成26年度に改訂されたことなどから計画の見直しが必要となり、今後20年間の都市づくりの方向性を明らかにするため、平成28年12月に長崎市都市計画マスタープランの改訂を行った。

長崎市都市計画マスタープランでは、20年後（令和17年度）の将来都市構造の実現に向けて、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の都市づくりの方針を位置付け、目指すべき集約連携型の都市構造として「ネットワーク型コンパクトシティ長崎」を掲げ、都市全体の観点から居住機能や商業、医療、福祉等の都市機能を誘導していくことで、持続可能な都市構造の実現を図ることとしている。また、平成30年4月には、「ネットワーク型コンパクトシティ長崎」の都市づくりを具体的に進めていくため、長崎市立地適正化計画を策定した。



-将来都市構造図-

[2] 都市計画手法の活用

(1) 準工業地域における大規模集客施設の立地制限

都市機能の無秩序な拡散を防止し、都市機能がコンパクトに集約した都市構造の実現を図るため、広域的に都市構造やインフラに大きな影響を与える大規模集客施設について、商業系用途地域以外の準工業地域において、その立地を制限する特別用途地区（大規模集客施設制限地区）を都市計画に定め、建築条例で制限を行う。

ただし、長崎卸団地については、地区計画及び建築条例で、既に同様の規制がされていることから除外することとする。

【特別用途地区の内容】

長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）特別用途地区

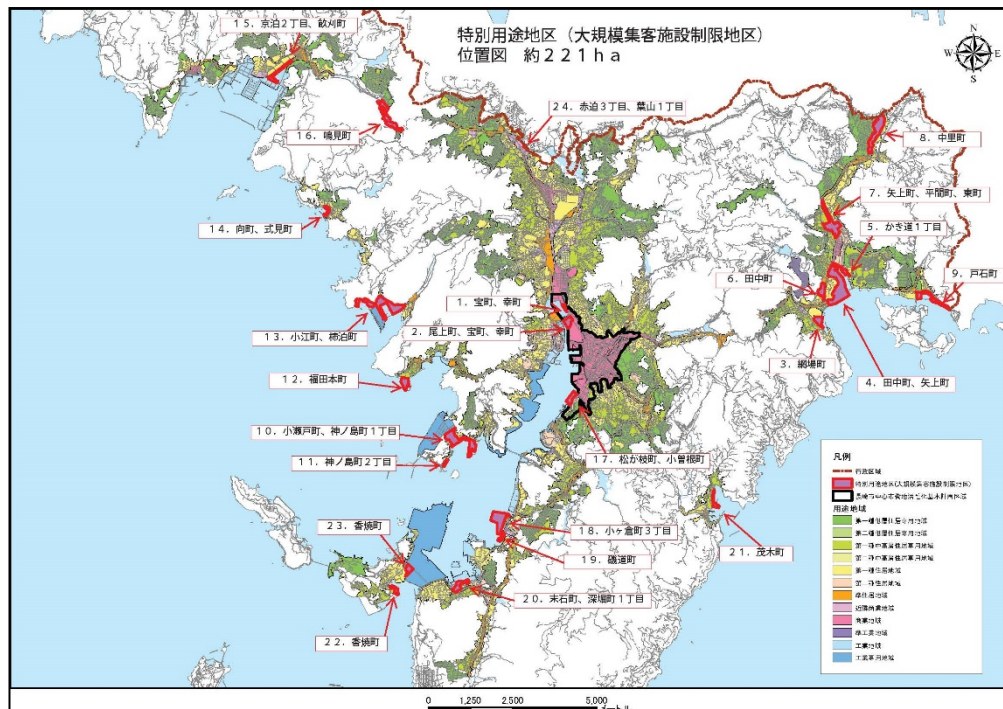
種 類：大規模集客施設制限地区

面 積：約 221 ha

制限の内容：大規模集客施設

施 行 日：平成 27 年 3 月 20 日

※大規模集客施設とは、劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物で、その用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの。



-特別用途地区（大規模集客施設制限地区）-

[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 市内公共公益施設等の立地状況

① 主な行政施設（中心市街地及び周辺立地）

施設名	区域	備考
長崎市役所	中心市街地	
長崎県庁	中心市街地	
長崎県警察本部	中心市街地	
長崎警察署	中心市街地	
長崎地方検察庁	中心市街地	
長崎地方法務局	中心市街地	
長崎地方裁判所	中心市街地	
長崎家庭裁判所	中心市街地	
長崎税務署	中心市街地	
長崎税関	中心市街地	
長崎財務事務所	中心市街地	
長崎労働局	中心市街地	
長崎県税事務所	中心市街地	
長崎南年金事務所	中心市街地	
長崎中央消防署	中心市街地	
日本銀行 長崎支店	中心市街地周辺	
大浦警察署	中心市街地周辺	

② 主な文化施設（中心市街地及び周辺立地）

施設名	区域	備考
長崎市民会館	中心市街地	
長崎市立図書館	中心市街地	
県立図書館郷土資料センター(仮称)	中心市街地	
長崎県美術館	中心市街地	
日本二十六聖人記念館	中心市街地周辺	
長崎歴史文化博物館	中心市街地	
長崎市出島和蘭商館跡	中心市街地	
メルカつきまち	中心市街地	
長崎孔子廟・中国歴代博物館	中心市街地	
旧香港上海銀行長崎支店記念館	中心市街地	
ナガサキピースミュージアム	中心市街地周辺	
長崎市亀山社中記念館	中心市街地周辺	
グラバー園	中心市街地	
長崎水辺の森公園	中心市街地	
長崎ブリックホール	中心市街地	

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

③主な医療施設（中心市街地及び周辺立地）

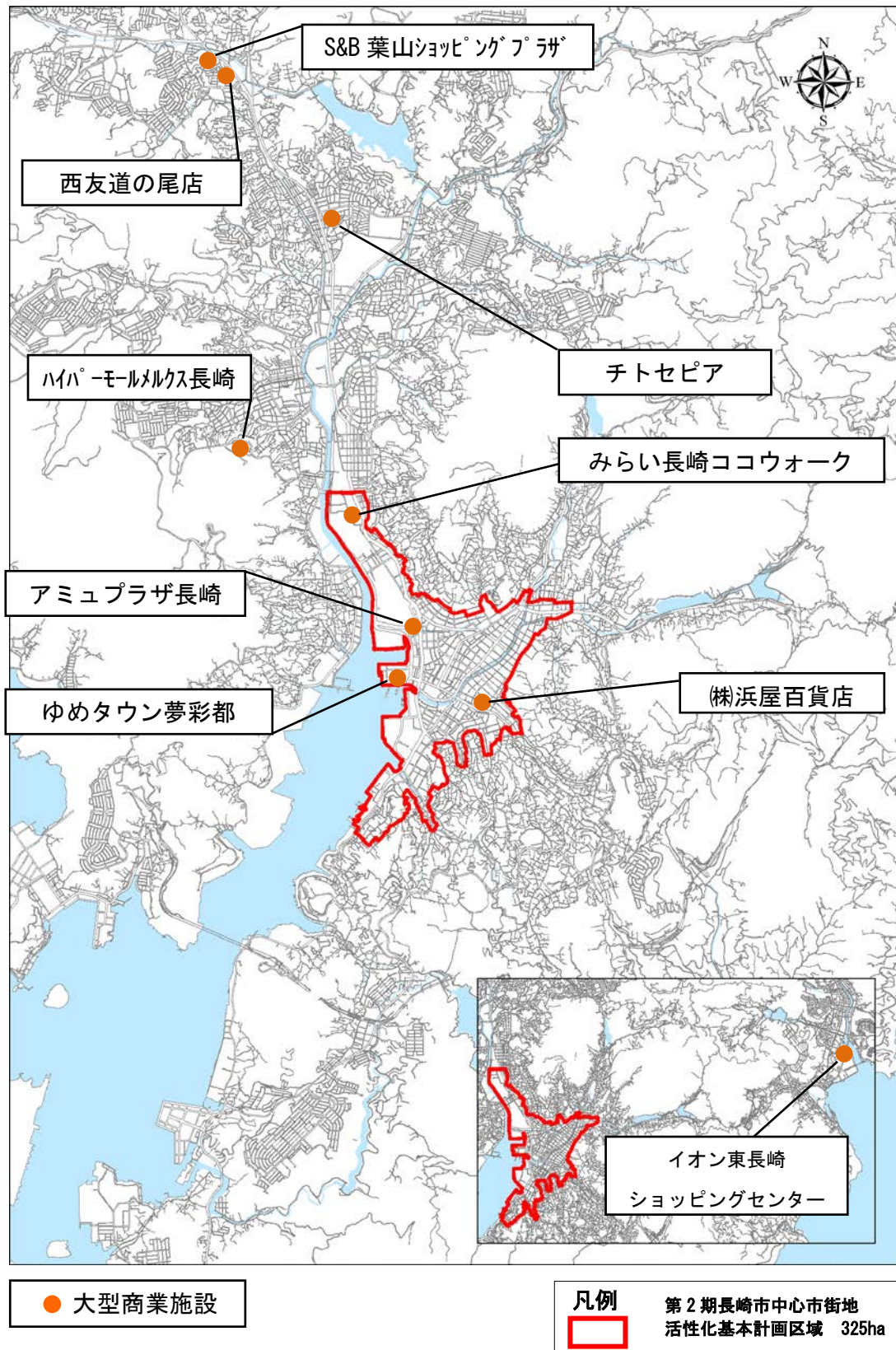
施設名	区域	備考
長崎みなとメディカルセンター	中心市街地	
長崎原爆病院	中心市街地周辺	
済生会長崎病院	中心市街地周辺	

④主な交通機能施設（中心市街地及び周辺立地）

施設名	区域	備考
JR 長崎駅	中心市街地	
長崎県営バスターミナル	中心市街地	
長崎バス新地ターミナル	中心市街地	
長崎港ターミナル（広域航路）	中心市街地	
長崎港松が枝国際ターミナル	中心市街地	
長崎バスココウォークバスセンター	中心市街地	

(2)大型商業施設の立地状況

中心市街地を中心として大型商業施設が立地しているが、平成 23 年に中心市街地において、博多大丸長崎店（店舗面積約 1 万㎡）が撤退している。



—大型商業施設（店舗面積 1 万㎡以上）分布図—

[4] 都市機能の集積のための事業等

中心市街地への都市機能の集積に向けて、前述の4から8に掲げた事業を行う。

4. 市街地の整備改善のための事業

- ・新市庁舎建設事業
- ・唐人屋敷顕在化事業
- ・銅座川プロムナード整備事業（街路）
- ・都市計画道路新地町稲田町線街路整備事業[出島・南山手地区]
- ・市道籠町稲田町1号線電線共同溝整備事業
- ・公共下水道事業
- ・都市計画道路大黒町恵美須町線街路整備事業
- ・都市計画道路片淵線（新大工工区）街路整備事業
- ・JR長崎本線連続立体交差事業
- ・新大工町地区市街地再開発事業
- ・浜町地区市街地再開発事業
- ・長崎駅周辺土地区画整理事業
- ・新大工歩道橋整備事業
- ・新市庁舎周辺道路整備事業
- ・岩原川周辺環境整備事業
- ・まちなか回遊路整備事業
- ・まちなみ整備事業
- ・都市計画道路長崎駅中央通り線街路整備事業
- ・都市計画道路長崎駅東通り線街路整備事業
- ・長崎駅周辺地区整備事業
- ・新市庁舎周辺道路電線共同溝整備事業
- ・旧長崎英国領事館保存整備事業
- ・伝統的建造物群保存地区保存整備事業
- ・文化財保存整備事業
- ・旧グラバー住宅保存整備事業
- ・旧オルト住宅保存整備事業
- ・出島和蘭商館跡復元事業
- ・旧リンガー住宅保存整備事業
- ・東山手・南山手地区魅力向上事業
- ・公共トイレ整備事業
- ・公園施設整備事業
- ・市民トイレ活用事業
- ・市庁舎跡地活用事業
- ・桜町近隣公園整備事業
- ・花のあるまちづくり事業

- ・ 幸町・茂里町周辺道路整備事業
- ・ 污水管渠・下水処理場等整備事業
- ・ 県立図書館郷土資料センター（仮称）整備事業
- ・ 長崎スタジアムシティプロジェクト（幸町地区優良建築物等整備事業）
- ・ 県庁舎跡地活用事業
- ・ 若者交流施設整備事業

5. 都市福利施設を整備する事業

- ・ 交流拠点施設整備事業
- ・ 新市庁舎建設事業〔再掲〕
- ・ 新たな文化施設整備事業
- ・ （仮称）こどもセンター整備事業
- ・ 社会福社会館建替え事業
- ・ 市庁舎跡地活用事業〔再掲〕
- ・ 県庁舎跡地活用事業〔再掲〕

6. 居住環境の向上のための事業

- ・ 新大工町地区市街地再開発事業〔再掲〕
- ・ 浜町地区市街地再開発事業〔再掲〕

7. 経済活力向上のための事業

- ・ 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の設定
- ・ 長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業
- ・ Nagasaki まちなか文化祭事業
- ・ 長崎さるく
- ・ 長崎帆船まつり
- ・ 長崎くんち
- ・ 長崎郷土芸能大会
- ・ 長崎居留地まつり
- ・ 東山手・南山手地区魅力向上事業〔再掲〕
- ・ 長崎ベイサイドマラソン&ウオーク
- ・ 長崎ランタンフェスティバル
- ・ 中島川周辺活性化事業
- ・ 長崎ペーロン選手権大会
- ・ まちなか再生推進事業
- ・ 長崎開港 450 周年記念事業
- ・ ながさきエコライフ・フェスタ
- ・ ながさき実り・恵みの感謝祭
- ・ 商店街体制強化支援事業
- ・ 商店街にぎわい創出事業

- ・新たなにぎわい創出事業
- ・中心市街地公園整備事業
- ・新大工町地区市街地再開発事業[再掲]
- ・浜町地区市街地再開発事業[再掲]
- ・環長崎港夜間景観整備事業
- ・若年者雇用促進事業
- ・まちM I C Eプロジェクト
- ・企業立地推進事業
- ・市民トイレ活用事業[再掲]
- ・商店街活性化プラン策定支援事業
- ・商店街共同施設等整備事業
- ・空き店舗活用にぎわい創出事業
- ・若者交流施設運営事業
- ・長崎スタジアムシティ開業気運醸成事業

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業

- ・新大工・馬町交差点改良事業
- ・離島航路維持対策事業
- ・運行情報サイネージシステム導入事業
- ・低床路面電車の導入事業
- ・二輪車等駐車場整備事業
- ・バリアフリー特定事業計画に基づく事業
- ・中心市街地の利便性・回遊性を高めるバス運行事業
- ・乗合タクシー運行事業(矢の平・伊良林地区、北大浦地区)
- ・茂里町駐車場整備事業

11. その他中心市街地の活性化に資する事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

(1) 個別事業等に関連した実践的・試行的活動の内容・結果等

① 長崎駅周辺エリアデザイン調整会議

長崎駅周辺エリアにおいては、在来線の高架化や新幹線の建設と併せて重点的な都市整備を実施する予定であり、駅舎や駅ビルを始めとする多くの建築物と駅前広場や街路などの基盤施設が新たに建設される。

各施設は、行政機関や民間事業者が建設事業を担当することから、専門家と主要な事業実施者をメンバーとする会議を立ち上げ、エリア内で整備される主要な建築物及び基盤施設相互間のデザイン調整を行うものとし、現在までに計 13 回の会議を開催し、国際交流拠点都市・長崎の玄関口にふさわしい一体的で魅力あるまちなみ景観と機能的な都市空間づくりに取り組んでいる。

② 長崎駅舎・駅前広場等デザイン検討会議

長崎駅周辺エリアの顔と呼べる駅舎、駅前交通広場、多目的広場、街路等に関する具体的なデザイン及び「デザイン基本計画」の検討等を行う会議を設置し、平成 28 年 3 月に基本的なデザインの考え方を取りまとめた「長崎駅舎・駅前広場等デザイン基本計画」を策定した。現在は、「長崎駅舎・駅前広場等デザイン基本計画」の内容を踏まえた「長崎らしさ」を体現した未来に誇れる新しい長崎駅周辺のまちづくりを進めている。

○ 長崎駅周辺のまちづくりシンポジウム

長崎駅周辺エリアにおいて、国際交流拠点都市・長崎の玄関口にふさわしい一体的で魅力あるまちなみ景観と都市空間づくりの取り組みの一環として、広く市民の意見やアイデアを聞き、計画作りに活かしていくことを目的とした長崎駅周辺のまちづくりシンポジウムを平成 26 年度から平成 27 年度において 3 回開催した。

○ 長崎駅前広場ワークショップ・シンポジウム

新しく整備される駅前広場が魅力的で利用しやすく、愛される場所となることを目的として、平成 28 年度から平成 29 年度においてワークショップやシンポジウムを 3 回開催し、市民と意見交換を行いながら事業計画を進めている。



提供：鉄道・運輸機構



提供：長崎市

-検討しているデザインイメージ-

③交流拠点施設の整備

交流拠点施設整備は、交流人口の拡大による地域経済の活性化を図るため、平成 18 年 3 月に長崎商工会議所から「5,000 人規模のコンベンション施設」の設置を求める提案を受け、平成 23 年度に学識経験者などから構成される検討委員会を設置し、施設の必要性や機能、立地場所等の条件等について提言がなされた。その後、国内外から多くの来訪者を呼び込むとともに市民交流を促進する MICE 機能を中核とした複合施設を整備する活用方針を示し、事業者の公募・選定を経て、平成 30 年 9 月に株式会社ながさき MICE と事業契約を締結した。建築や景観等の専門家からの意見を踏まえながら施設の設計を進め、令和元年 8 月に建設工事に着手しており、令和 3 年 11 月の開業を予定している。

○長崎 MICE 誘致推進協議会

MICE の誘致について、企業や団体、大学等あらゆる分野の団体・組織が連携し、誘致促進に必要な事業を実施することにより、長崎の地域活性化等に資することを目的として設立されている。

これまでに、「1 団体 1 コンベンションの誘致」の実現に向けて、長崎市における MICE 需要量の調査や一般社団法人長崎都市経営戦略支援協会と連携し、MICE 誘致に係る資金支援の仕組みづくりなどを行っている。

○長崎 MICE 事業者ネットワーク

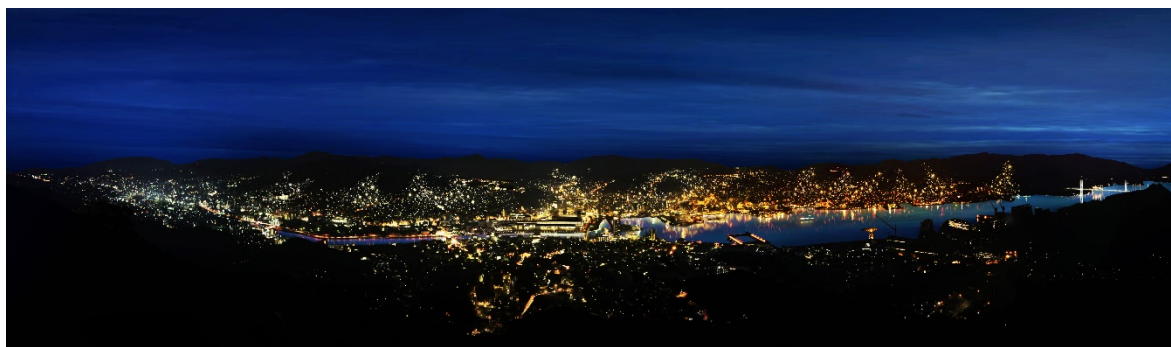
MICE 業務にかかわる市内の企業、団体等が相互に連携し、MICE 業務の受注拡大を図り、長崎の活性化等に資することを目的に設立されている。地元事業者のスキルアップを図るセミナーの開催・先進都市の視察等を行っており、地元事業者の更なるスキルアップを図り、受注拡大につなげるための取組みを進めている。

④環長崎港夜間景観向上基本計画

長崎市が誇る地域資源の一つである夜景の更なる魅力向上を図るため、専門家で組織する「ながさきデザイン会議」における協議や市民参加プログラムとしてワークショップ、シンポジウムの開催を踏まえて、夜景の質向上に向けた基本的な考え方を示す「環長崎港夜間景観向上基本計画」を平成 29 年 5 月に策定した。

「環長崎港夜間景観向上基本計画」は、夜間景観の整備を重点的に進める 10 エリアを設定し、遠景及び中・近景の観点から必要な取組みを体系的にまとめている。現在は、計画に基づき、斜面市街地の灯りの整備や水際線を顕在化する「遠景の夜景みがき」及びランドマーク施設のライトアップとそれらをつなぐ回遊路の街路灯等を整備する

「中・近景の夜間景観づくり」をワークショップや実証実験を行いながら進めており、長崎の歴史や文化を感じ、市民に愛されるふるさとの風景となる夜景づくりに取り組んでいる。



-遠景の夜景みがき 整備イメージ-

(長崎市)



-中・近景の夜間景観づくり 整備イメージ-

(長崎市)

[2] 都市計画等との調和

中心市街地活性化は、以下のとおり上位計画等との整合性をもって進められるものである。

(1)都市計画区域マスタープラン

長崎都心地区の市街地像として、次のように示している。

長崎県の商業・業務活動の中枢を担う地区であり、出島、オランダ坂、グラバー園などの全国的に知名度の高い観光資源を有するとともに、長崎港臨海部では、本県を代表する基幹産業である造船関連企業が集積している地区でもある。

J R長崎駅周辺地区を始めとした長崎市中央部・臨海地域の都市再生、新幹線や高速道路などの広域的な交通体系の整備拡充により、国際的な観光・文化交流の拠点として、賑わいと活力のある魅力的な都市空間の形成を図る。また、都市部の中でも東山手・南山手地区や中島川・寺町地区などの重要地区を中心に、歴史や異国情緒を備えたまちなみの維持・充実を図ることとしている。

さらに、商業・業務地の配置の方針として、県下最大の商業規模をもつ浜町及びその周辺地区は、古い歴史を持つ商店街を中心として、商業施設、娯楽施設が集積しており、歓楽街や中華街なども立地している。当地区においては、賑わいと活力のある魅力的な都市空間の形成や長崎駅周辺、常盤・出島周辺との歩行者導線の強化と回遊性の向上などを図り、魅力的で集客力の高い商業地及び観光地として位置付けることとしている。

(2)長崎市第四次総合計画（中心市街地活性化に関するものを抜粋）

基本施策「まちなみ、自然を活かし、まちの質を高めます」において、次の基本方針を掲げている。

- ・まちなか軸を中心とした5つのエリアの魅力の顕在化や、回遊性を促す「まちぶらプロジェクト」を推進します。

基本施策「交流を活かした地場企業の活性化と域内経済の循環を促します」において、次の基本方針を掲げている。

- ・商店街・商店の課題解決への主体的な取り組みや、消費者ニーズにこたえる意欲的な取り組みによる、商店街等の賑わい創出や魅力向上を推進し、支援します。

基本施策「暮らしやすいコンパクトな市街地を形成します」において、次の基本方針を掲げている。

- ・まちなかにおいて、老朽建築物の建替えや公園等の公共空間の確保等を図り、働きやすく、暮らしやすい環境の整備を推進します。
- ・各地区の市街地に必要な道路や公園等の都市基盤施設を整備し、防災性の向上や住環境の改善を図ります。

(3)長崎市都市計画マスタープラン及び長崎市立地適正化計画

長崎市では、今後、本格化する人口減少社会、少子化、高齢化の進行など、社会経済情勢の変化に的確に対応していくとともに、長崎市に関連する都市計画区域マスタープランが平成 26 年度に改訂されたことなどから計画の見直しが必要となり、今後 20 年間の都市づくりの方向性を明らかにするため、平成 28 年 12 月に長崎市都市計画マスタープランの改訂を行った。

長崎市都市計画マスタープランでは、20 年後（平成 47 年度）の将来都市構造の実現に向けて、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の都市づくりの方針を位置付け、目指すべき集約連携型の都市構造として「ネットワーク型コンパクトシティ長崎」を掲げ、都市全体の観点から居住機能や商業、医療、福祉等の都市機能を誘導していくことで、持続可能な都市構造の実現を図る。また、平成 30 年 4 月には、「ネットワーク型コンパクトシティ長崎」の都市づくりを具体に進めていくため、長崎市立地適正化計画を策定した。

[3] その他の事項**(1)長崎県との連携**

・長崎港港湾計画との連携

平成 26 年 7 月 3 日には、国土交通省において、第 56 回交通政策審議会港湾分科会が開催され、長崎港港湾計画の改訂について審議され、松が枝岸壁を 360m から 730m に延伸し、15 万総トン級と 7 万総トン級の同時接岸または、10 万総トン級の 2 隻同時接岸が可能となる改訂案の承認を受け、中心市街地活性化に一定の効果をもたらすものである。現在、松が枝国際観光船ふ頭の 2 バース化の事業化へ向けて取組みが進められている。

・長崎県にぎわいの都市づくり基本方針等との連携

平成 19 年に、長崎県において「長崎県にぎわいの都市づくり基本方針」、「長崎県まちなか活性化推進ガイドライン」、「長崎県大規模集客施設等立地ガイドライン」が策定され、今後の都市づくりの基本理念として「コンパクトシティの構築」を掲げており、その実現に向けて、大規模集客施設や公共施設の立地を適正に誘導するとともに、「まちなか」の活性化を強く推進することとしている。

・都市再生総合整備事業による連携

長崎市中心部では、九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の整備、JR 長崎本線連続立体交差事業、松が枝国際観光船埠頭の拡充等の大型事業が進んでおり、まちの形が大きく変わる時期を迎えている。このような中、県と市は、長崎のまちの将来を見据え、都市の活力の再生を図るための総合的・長期的な構想が必要との観点から、都市再生総合整備事業に基づく計画策定に着手した。平成 20 年に「都市・居住環境整備重点地域」の指定を受けて以来、「平和と文化の国際交流拠点都市 長崎の再生」を目指し、交流人口の拡大による都市再生に向けた取り組みを共同で進めている。

市中心部を 4 つのエリアで捉え、都市の再生に資するハード・ソフト両面の取り組みについて行政・民間の役割分担を明らかにした上で整備計画の策定を行っており、位置付けた施策を着実に推進するとともに、今後は社会情勢の変化を見ながら、必要に応じて計画の変更を行っていくこととしている。

・夜景観光に関する連携

長崎の夜景が平成 24 年に「世界新三大夜景」に認定されたことを契機に、「長崎の夜景」の更なる魅力向上を図り、交流人口の拡大による地域経済の活性化につなげるため、県市で「長崎の夜景の在り方に関する検討会」を設置し、平成 26 年 12 月に取組むべき具体的な施策を報告書にとりまとめた。

この報告書の施策を具体的に進めるため、平成 29 年 5 月に策定した「環長崎港夜間景観向上基本計画」に基づき、斜面市街地の灯りの整備や港に映り込む光による水際線の顕在化を図る「遠景の夜景みがき」と歴史的建造物や観光施設等のライトアップとそれらをつなぐ回遊路の街路灯等の整備を行う「中・近景の夜間景観づくり」の取組みを進めている。

さらに、長崎の夜景の魅力を国内外へ発信し、国内外からの夜景観光の誘客へつなげる取組みとして、日本新三大夜景都市と連携した情報発信や効果的なプロモーションを進めている。

・長崎駅周辺の景観・デザインに関する連携

長崎駅周辺エリアは、令和 4 年度の新幹線開業や J R 長崎本線連続立体交差事業に伴う駅舎の整備、土地区画整理事業等による駅前広場等の整備や土地利用の転換によりまちなみが大きく変化する。

このような中、当該エリア周辺を対象として「新しい長崎の玄関口」にふさわしい魅力あるまちなみ景観と機能的な都市空間の創出を図ることを目的として、平成 26 年より、県・市共同で、学識経験者・民間事業者・行政で構成する「長崎駅周辺エリアデザイン調整会議」、「長崎駅舎・駅前広場等デザイン検討会議」を設置し、エリア内で整備される主要な建築物及び基盤施設相互間のデザインやエリア全体の景観に係る心得や基本的な考え方をまとめた「長崎駅周辺エリアデザイン指針」と「長崎駅舎・駅前広場等デザイン基本計画」を策定している。

現在は、これらの指針、計画に基づき、関係者が一体となって未来に誇れる新しい長崎の玄関口の実現に向け各種事業を推進している。

・都市再生緊急整備地域の指定に関する連携

長崎市では、交流人口の拡大により地域活力の再生に取り組んでいるが、近年の予想を上回る人口減少により、再生が弱まることが懸念される。

人口流出の抑制や人口流入の促進を図るためには、民間活力を導入し、より快適に生活できる場の提供や若者も楽しめる場の創出等による都市の魅力を強化する必要がある。

そのため、県・市が連携して、民間都市開発の気運醸成や民間事業の実施に向けた環境づくりのため、国が政令で定める「都市再生緊急整備地域」の指定に向け、産学官金による都市再生緊急整備地域準備協議会を設立し、地域指定の範囲や都市再生の目標・方針となる地域整備方針を議論し、令和 2 年 9 月に内閣府より「長崎中央地域都市再生緊急整備地域」の指定を受け、緊急かつ重点的に市街地の整備を進めている。

12. 認定基準に適合していることの説明

基 準	項 目	説 明
第1号基準 基本方針に 適合するも のであるこ と	意義及び目標に関する事項	「1. [6] 中心市街地活性化の方針（基本的方向性）」及び「3. 中心市街地の活性化の目標」に記載
	認定の手続	本基本計画は、長崎市中心市街地活性化協議会の意見を取り入れたものである。 協議会の意見は、「9. [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項」に記載
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	「2. 中心市街地の位置及び区域」に記載
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	「10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項」に記載
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	「11. その他中心市街地の活性化に資する事項」に記載
第2号基準 基本計画の 実施が中心 市街地の活 性化の実現 に相当程度 寄与するも のであると 認められる こと	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項」から、「8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」までに記載
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	「3. 中心市街地の活性化の目標」に記載

12. 認定基準に適合していることの説明

第3号基準 基本計画が 円滑かつ確 実に実施さ れると見込 まれるもの であること	事業の主体が特定されている か、又は、特定される見込み が高いこと	「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事 業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供 する施設の整備その他の市街地の整備改善 のための事業に関する事項」から、「8. 4 から7までに掲げる事業及び措置と一体的 に推進する事業に関する事項」までに記載
	事業の実施スケジュールが明 確であること	「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事 業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供 する施設の整備その他の市街地の整備改善 のための事業に関する事項」から、「8. 4 から7までに掲げる事業及び措置と一体的 に推進する事業に関する事項」までに記載